



茨城県

令和3年度 事業計画概要書

茨城県農林水産部農地局

目 次

1. 令和3年度農業農村整備事業の推進にあたっての基本的な考え方	1
2. 農地局の令和3年度予算	
(1) 令和3年度茨城県一般会計当初予算の部局別構成	4
(2) 令和3年度農地局一般会計予算	4
(3) 令和3年度当初予算の概要	
① 事業費ベース	6
② 歳出ベース	7
(参考) 最近7ヶ年の農地局当初・最終補正予算の推移	8
3. 農地局の組織・分掌事務等	
(1) 農地局の組織	9
(2) 農林事務所土地改良部門管内図	13
(3) 農地局職員数	15
4. 課別事業計画概要	
(1) 農村計画課	16
(2) 農地整備課	26
5. 令和3年度事業予定箇所	36
6. 令和3年度主要事業の概要	
(1) 生産性の高い水田の基盤づくり	40
(2) 高品質な成果物を安定生産する畑地の基盤づくり	42
(3) 基幹用排水施設等の整備	44
(4) 基幹的水利施設等の計画的な長寿命化対策	46
(5) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策	48
(6) 地域資源を活用した農村の活性化	49
(7) 多面的機能の発揮促進と農村環境の整備	50
(8) 自然環境の保全	58
(9) 土地改良区の充実強化	60
(10) 地籍調査事業の推進	61
7. 関係計画	
(1) 土地改良長期計画	62
(2) 生活排水ベストプラン	65
8. 農業農村整備事業の制度概要	
(1) 農業農村整備事業の進め方	67
(2) 農業農村整備事業の制度概要	68
(3) 農業基盤整備資金等	104
(4) 農地中間管理事業	107
(5) 農地売買等事業	108
(参考) 補助率推移表	109
9. 参考資料	
(1) 地域指定の状況	111
(2) 土地改良区の状況	112
(3) 広域営農団地農道位置図	113
(4) 農地局関連の主な会議一覧	114
(5) 農業農村整備事業の変遷	116

1. 令和3年度農業農村整備事業の推進にあたっての基本的な考え方

近年の農業農村を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や減少、人口減少に伴う国内マーケットの縮小、グローバル化の急速な進展、激甚化・頻発化する自然災害への対応など様々な課題に直面している。

このような中、国では、令和2年3月に「新たな食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、食料・農業・農村を次世代へ持続的に継承していくため、担い手の育成・確保、農地集積・集約化、農業の成長産業化と国土強靱化に向けた基盤整備などの施策を進めることとしている。また、令和3年3月には新たな「土地改良長期計画」が閣議決定され、持続的に発展する農業と多様な人が住み続けられる農村の実現に向けて、生産基盤の強化による農業の成長産業化、多様な人が住み続けられる農村の振興、農業・農村の強靱化の3つの政策課題に取り組むとしている。

県では、平成30年11月に策定した「茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」において「強い農林水産業の実現」を掲げ、農家1戸あたりの所得向上を図る取組を進めており、農業農村整備事業に関しては、水田では生産コストの大幅な削減のための大区画化を、畑地では生産性向上のための区画整理や高品質な青果物の安定生産に向けたかんがい施設の整備を推進する。また、農業水利施設については、老朽化が進む施設の長寿命化を推進するとともに、農地周辺の身近な水路も含め適切に管理していくため、地域ぐるみによる保水管理等を支援する。さらに防災・減災対策として、農地等への冠水被害の軽減を図るため、排水機場等の改修や補修を進めていく。

令和3年度の推進施策

- 1 競争力強化のための基盤づくり
- 2 農村地域の強靱化・インフラ長寿命化
- 3 美しく元気な農村の創生

1 競争力強化のための基盤づくり

(1) 生産性の高い水田の基盤づくりの推進

水田農業の生産性向上を図るため、ほ場の大区画化を進めるとともに、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化を進める。また、用水のパイプライン化やICT等新技术の導入により水管理の省力化を図るとともに、米以外の高収益・多品目の農作物の生産拡大を図る水田の畑地化や汎用化を進めるため、「経営体育成基盤整備事業」等を推進する。

(2) 高品質な青果物を安定供給する畑地の基盤づくりの推進

畑作農業の効率化を図るため、担い手の経営戦略に合わせた畑地整備を進めるとともに、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化を推進する。また、天候に大きく左右されない安定した畑作農業の実現に向けた畑地かんがいや排水施設の整備を進めるため、「畑地帯総合整備事業」等を推進する。

2 農村地域の強靱化・インフラ長寿命化

(1) 農業水利施設の計画的な長寿命化対策の推進

農業者が将来にわたり安定的な営農を行うため、老朽化の進む農業水利施設の機能診断や長寿命化計画の策定を進めるとともに、施設の更新・補修を計画的に進めるため、「基幹水利施設ストックマネジメント事業」や「土地改良施設維持管理適正化事業」等を推進する。

(2) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策の推進

農地や農業用施設の機能維持、災害の未然防止及び被害解消を図るため、「ため池等整備事業」や「湛水防除事業」、「地盤沈下対策事業」等を推進する。

3 美しく元気な農村づくり

(1) 多面的機能の維持・発揮の促進

農地や水路、農道などの地域資源を保全管理するため、「多面的機能支払交付金」等を活用して地域ぐるみの共同活動を支援する。

(2) 豊かで住みよい農村環境の推進

①農村の生活環境の改善や河川・湖沼などの水質保全を図る農業集落排水施設の整備や接続に向けた取組を支援するため、「農業集落排水事業」等を推進する。また、老朽化した農業集落排水施設の長寿命化を図るため、施設管理者が実施する機能診断調査等を支援する。

②農産物流通の合理化や農村生活環境の改善を図るため、「農道整備事業」等の整備を推進する。

(3) 鳥獣被害防止対策の総合的な推進

広域化する鳥獣被害に対応するため「鳥獣被害防止総合対策事業」を推進し、ICTを活用した捕獲活動やイノシシ等を「近づけない」環境づくりなど総合的な被害防止対策を支援する。

(4) 地域資源を活用した持続可能な農村づくり

地域資源を活用した農村地域の活性化を図るため「都市農村交流推進事業」等を推進し、景観や自然環境、歴史、食文化など農村の持つ魅力や、農泊などによる都市と農村の交流を進める。

これらに加えて、農業農村整備事業の有効性や効果を農業経営者や県民に理解してもらうため、広報活動を行う。

また、土地改良区の運営基盤の強化を図るため、「土地改良区組織運営基盤強化対策事業」に取り組み土地改良区の合併等の再編整備を促進するとともに、平成30年6月の土地改良法改正に伴い必要となる定款変更や貸借対照表作成等が円滑に実施されるよう支援・指導等を行う。

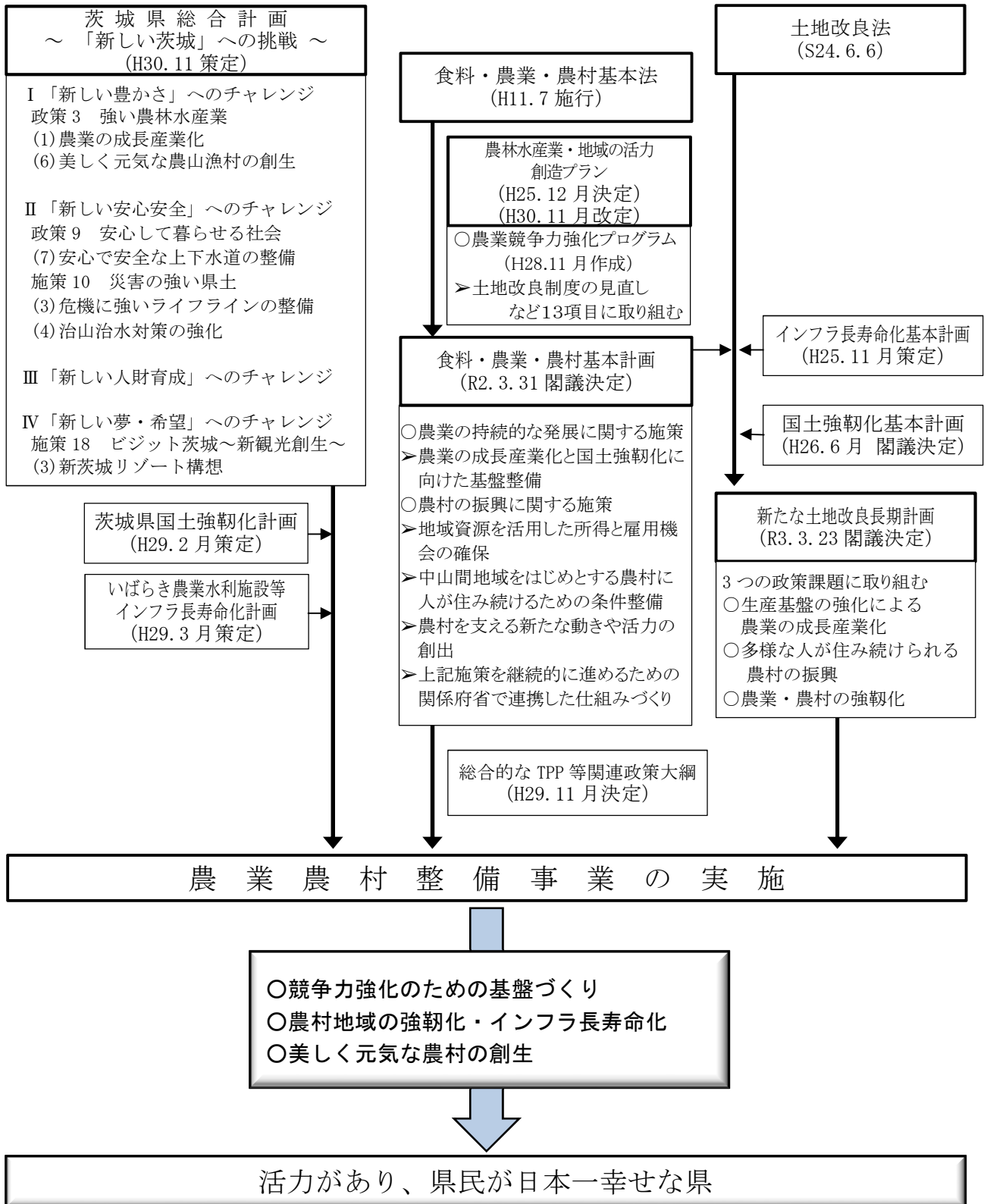
さらに、農業農村整備事業の実施にあたっては、地域の意向を踏まえつつ、自然環境の保全や景観の形成を図り、生物多様性を重視し、環境との調和に配慮する。

【参考】

農業農村整備事業関係施策体系

【県の施策】

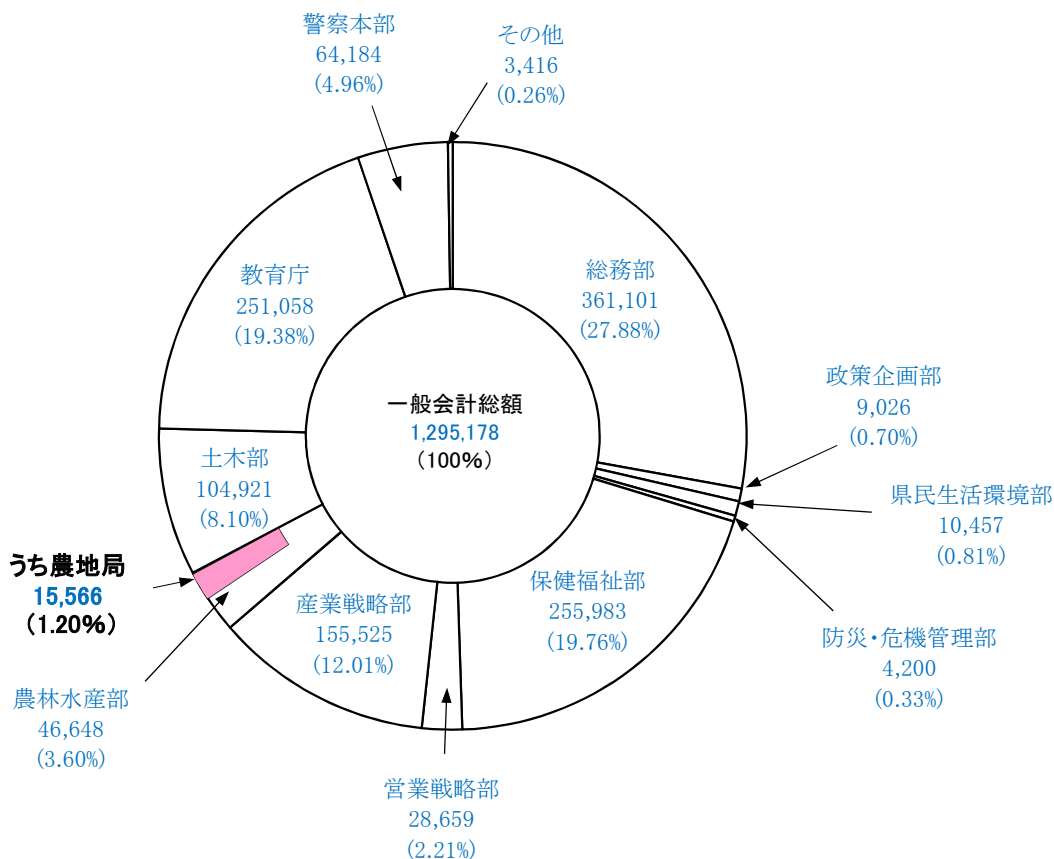
【国の施策】



2 農地局の令和3年度予算

(1) 令和3年度茨城県一般会計当初予算の部局別構成

(単位:百万円)



(2) 令和3年度農地局一般会計予算

① 歳出

ア 非公共及び公共別予算

(単位:千円, %)

事項	3年度	2年度		対前年度比 (A/B)	3年度 構成比	
	当初(A)	当初(B)	最終			
非公共	国補	2,223,761	2,340,320	2,057,101	95.0%	14.3%
	県単	1,157,606	971,190	948,111	119.2%	7.4%
	計	3,381,367	3,311,510	3,005,212	102.1%	21.7%
公共	国補	(12,530,842)	(13,129,549)	(14,018,394)	95.4%	
		11,318,558	11,928,358	13,016,229	94.9%	72.7%
	補助事業	10,494,478	10,793,309	11,906,194	97.2%	67.4%
	国営土地改良 事業負担金	824,080	1,135,049	1,110,035	72.6%	5.3%
	県単	(1,560,646)	(1,825,519)	(1,490,438)	85.5%	
		866,066	866,066	715,316	100.0%	5.6%
計	(14,091,488)	(14,955,068)	(15,508,832)	94.2%		
	12,184,624	12,794,424	13,731,545	95.2%	78.3%	
合計	15,565,991	16,105,934	16,736,757	96.6%	100.0%	

(注) 公共の()は事業費ベース。

イ 課別予算

(単位:千円, %)

課 別	3 年 度	2 年 度		対前年度比 (A/B)
	当 初(A)	当 初(B)	最 終	
農 村 計 画 課	4,699,283	5,419,197	5,133,721	86.7%
農 地 整 備 課	10,866,708	10,686,737	11,603,036	101.7%
合 計	15,565,991	16,105,934	16,736,757	96.6%

② 歳 入

(単位:千円, %)

区 分	3年度		2年度		対前年度比 (A/B)	
	当 初(A)	構 成 比	当 初(B)	最 終		
歳 出	15,565,991	100.0%	16,105,934	16,736,757	96.6%	
特 定 財 源	国庫支出金	6,609,953	42.5%	7,223,966	7,337,310	91.5%
	分担金 及び負担金	1,942,917	12.5%	1,906,529	2,182,497	101.9%
	使用料 及び手数料	80	0.0%	80	80	100.0%
	財 産 収 入	2,418	0.0%	2,428	1,490	99.6%
	繰 入 金	59,413	0.4%	68,413	60,683	86.8%
	諸 収 入	149,491	0.9%	14,382	21,636	1039.4%
	県 債	3,206,400	20.6%	3,111,900	3,394,400	103.0%
特 財 計	11,970,672	76.9%	12,327,698	12,998,096	97.1%	
一 般 財 源	3,595,319	23.1%	3,778,236	3,738,661	95.2%	

(3) 令和3年度当初予算の概要

①事業費ベース

(単位:千円, %)

事業名	3年度		2年度		負担区分		
	当初 ①	前年比 ①/②	当初 ②	最終 ③	国	県	地元
1 ため池等整備事業費	129,445	13.2%	977,489	549,161			
内訳							
県営ため池等整備事業費※1	81,685	21.1%	387,707	298,261	定・55・50	37・25	8・25
団体営ため池等整備事業費	47,760	8.1%	589,782	250,900	定・50	42	8
2 湛水防除事業費	305,075	188.6%	161,750	211,620	55・50	27・30・22.5	18・20・22.5
3 地盤沈下対策事業費	551,125	142.8%	385,850	854,366	55	39	6
4 過年災害復旧費	6,270	100.0%	6,270	-	65	-	35
5 現年災害復旧費	126,025	100.0%	126,025	24,970	65・50	25・21・0	50・35・29・25・10
6 土地改良事業施行予定地区計画調査費	207,000	104.9%	197,300	194,897			
内訳							
土地改良事業施行予定地区計画調査費	140,000	129.3%	108,300	91,952	-	50	50
実施計画策定費	63,000	74.1%	85,000	99,700	100・50	0・25	0・25
田園環境整備計画策定費	-	-	-	-	-	1/3	2/3
産地育成畑地整備促進事業費	4,000	100.0%	4,000	3,245	-	3/4	1/4
7 耕作条件改善事業費	594,652	102.5%	580,245	585,523	定・55・50	14	31・36
① 農村計画課 計 1~7	1,919,592	78.8%	2,434,929	2,420,537			
1 国営土地改良事業負担金	824,080	72.6%	1,135,049	1,110,035	-	-	-
2 基幹水利施設管理事業費	595,649	117.6%	506,669	506,513	30	30	40
3 国営造成施設管理体制整備促進事業費	188,897	97.4%	193,916	193,555	50	20	30
4 経営体育成基盤整備事業費	4,190,285	121.8%	3,440,579	4,269,030			
内訳							
ほ場整備事業費	2,273,782	190.8%	1,191,597	1,974,785	55・50	30・27.5	22.5~15・0
土地改良総合整備事業費	1,809,253	81.6%	2,216,732	2,261,995	50	30・27.5	22.5・20
農地中間管理機構関連農地整備事業費	107,250	332.6%	32,250	32,250	62.5	27.5	10
5 農地利用集積促進事業費	347,670	119.4%	291,220	291,220	100・55・50	50・33.3・30・25・0	25・16.7・15・0
6 県営かんがい排水事業費	1,807,356	76.1%	2,374,450	2,536,164	50	31・29・27.5・25	19・21・22.5・25
7 県営畑地帯総合整備事業費	1,307,134	126.0%	1,037,475	1,307,448	55~50	30~25	25~15
8 基盤整備促進事業費	173,000	56.2%	308,000	308,000	55・50	25~10	40~25
内訳							
土地改良総合整備	-	-	-	-	55・50	14	36~30
かんがい排水	173,000	56.2%	308,000	308,000	50	25~14	36~25
9 畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業費	26,875	73.5%	36,550	24,725	50	50	
10 高収益畑作モデル基盤整備事業費	112,875	210.0%	53,750	37,625	50	40	10
11 中山間地域農村活性化総合整備事業費	160,500	93.8%	171,150	107,250	55	30~25	15~20
12 農村振興総合整備事業費	-	-	-	-			
内訳							
県営農村振興総合整備事業費	-	-	-	-	50	25~15	25~35
むらづくり総合整備事業費	-	-	-	-	50	20~15	30~35
13 広域営農団地農道整備事業費	-	-	-	-	50	38	12
14 一般農道整備事業費	64,450	85.8%	75,150	75,150	50	25	25
15 基幹農道整備事業費	-	-	-	-	9/18	5/18	4/18
16 農業集落排水事業費	809,254	80.4%	1,006,100	774,182			
内訳							
団体営農業集落排水事業費	651,166	79.1%	823,200	600,028	50	-	50
農業集落排水事業推進交付金	158,088	86.4%	182,900	174,154	-	100	-
17 田園整備事業費	3,225	5.0%	64,562	56,960			
内訳							
農村空間整備事業費	-	-	-	-	50	25	25
農村交流基盤整備事業費	3,225	5.0%	64,562	56,960	50	25	25
② 農地整備課 計 1~17	10,611,250	99.2%	10,694,620	11,597,857			
③ 国補公共 計 ①+②	12,530,842	95.4%	13,129,549	14,018,394			
1 県単土地改良事業費	1,164,346	73.7%	1,580,789	1,281,981	-	2/3~1/4	1/3~3/4
2 ICT等新技術調査・検討事業費	5,800	193.3%	3,000	2,662	-	100	-
④ 農村計画課 計	1,170,146	73.9%	1,583,789	1,284,643			
1 担い手支援対策事業費	15,190	203.1%	7,480	1,756	-	55・60・70	45・40・30
2 農業水利施設強靱化促進事業費	30,000	85.7%	35,000	30,052	-	100・75	-・25
3 水田畑地化推進事業費	62,850	101.5%	61,950	45,354	-	62.5・50・100	37.5・50・-
4 ふるさと農道整備事業費	258,460	228.1%	113,300	107,730	-	70	30
5 中山間地域農業基盤整備促進事業費	24,000	100.0%	24,000	20,903	-	62.5	37.5
⑤ 農地整備課 計	390,500	161.5%	241,730	205,795			
⑥ 県単公共 計 ④+⑤	1,560,646	85.5%	1,825,519	1,490,438			
⑦ 農地局(公共)計 ③+⑥	14,091,488	94.2%	14,955,068	15,508,832			

(注) 農業集落排水事業推進交付金は、団体営農業集落排水事業実施に伴い市町村が起こした地方債(下水道債)の償還財源として(一般流域10%, 霞ヶ浦流域13.5%)を交付するものであり、事業実施の翌年度から5年間で交付する。

担い手支援対策は、市町村が事業主体であるが、貸し手農家の分担金を補助するものであるため、県補助額を記載。

※1 栃木県が施工する地区(六川用水前堰)含む

② 歳出ベース

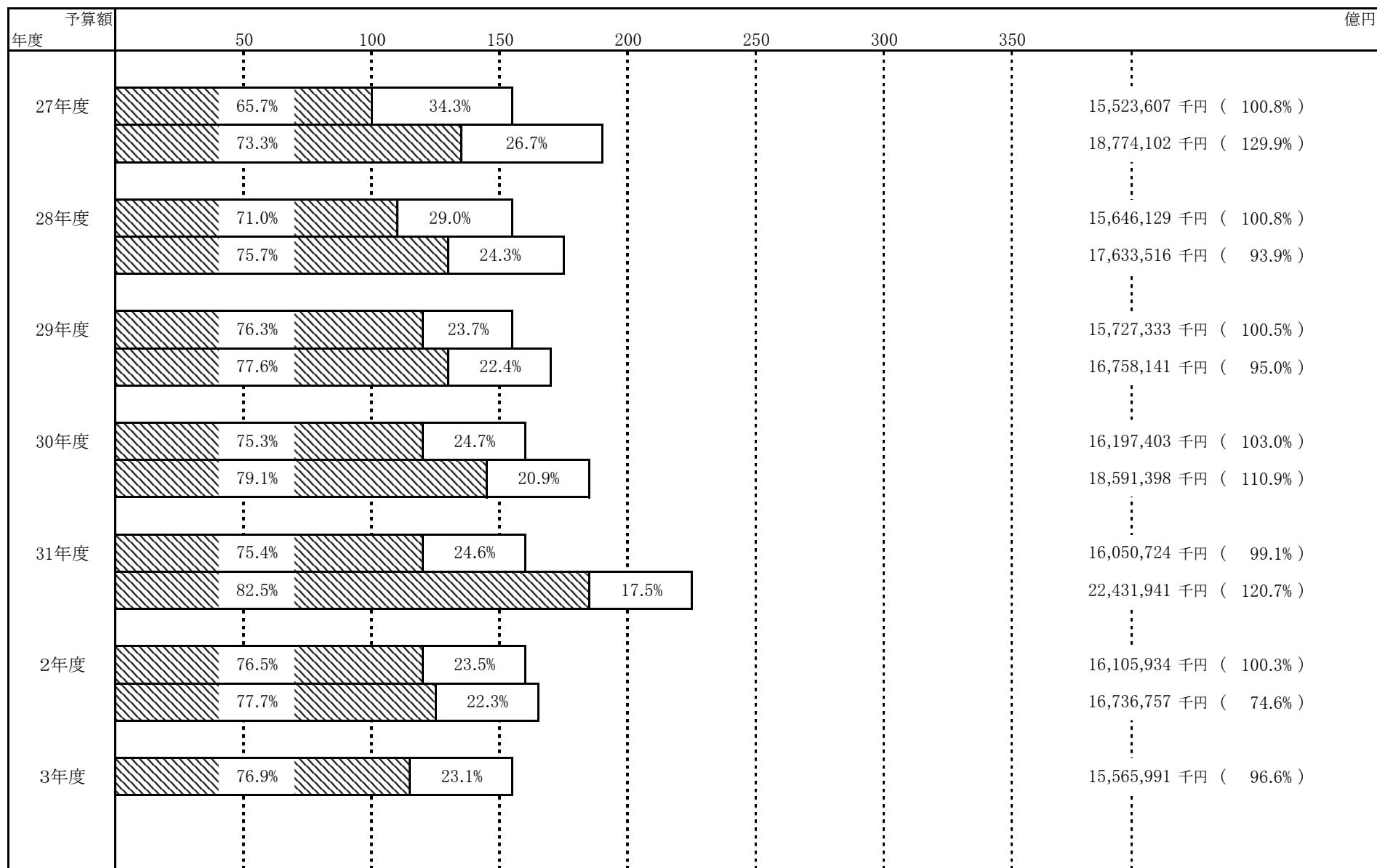
(単位:千円, %)

事業名		3年度		2年度		地区数		
		当初 ①	前年比 ①/②	当初 ②	最終 ③	R3 (当初)	うち新規	R2 (最終)
1	ため池等整備事業費	129,445	13.2%	977,489	549,161	4	1	40
	内訳							
	県営ため池等整備事業費 ※1	81,685	21.1%	387,707	298,261	3	-	7
	団体営ため池等整備事業費	47,760	8.1%	589,782	250,900	1	1	33
2	湛水防除事業費	305,075	188.6%	161,750	211,620	3	-	3
3	地盤沈下対策事業費	551,125	142.8%	385,850	854,366	4	-	4
4	過年災害復旧費	4,170	100.0%	4,170	-	-	-	-
5	現年災害復旧費	83,195	100.0%	83,195	17,638	-	-	3
6	土地改良事業施行予定地区計画調査費	207,000	104.9%	197,300	194,897	50	10	48
	内訳							
	土地改良事業施行予定地区計画調査費	140,000	129.3%	108,300	91,952	48	8	46
	実施計画策定費	63,000	74.1%	85,000	99,700	(9)	-	(12)
	田園環境整備計画策定費	-	-	-	-	-	-	-
	産地育成畑地整備促進事業費	4,000	100.0%	4,000	3,245	2	2	2
7	耕作条件改善事業費	424,850	100.1%	424,617	386,383	35	30	29
①	農村計画課 計 1～7	1,704,860	76.3%	2,234,371	2,214,065	96	41	127
1	国営土地改良事業負担金	824,080	72.6%	1,135,049	1,110,035	-	-	-
2	基幹水利施設管理事業費	357,809	117.5%	304,421	304,265	4	-	4
3	国営造成施設管理体制整備促進事業費	133,781	97.4%	137,311	136,950	9	-	9
4	経営体育成基盤整備事業費	4,190,285	121.8%	3,440,579	4,269,030	49	12	44
	内訳							
	ほ場整備事業費	2,273,782	190.8%	1,191,597	1,974,785	25	10	16
	土地改良総合整備事業費	1,809,253	81.6%	2,216,732	2,261,995	23	2	27
	農地中間管理機構関連農地整備事業費	107,250	332.6%	32,250	32,250	1	-	1
5	農地利用集積促進事業費	290,450	119.4%	243,340	243,340	10	3	13
6	県営かんがい排水事業費	1,807,356	76.1%	2,374,450	2,536,164	21	3	29
7	県営畑地帯総合整備事業費	1,307,134	126.0%	1,037,475	1,307,448	14	1	17
8	基盤整備促進事業費	129,750	56.2%	231,000	231,000	2	-	2
	内訳							
	土地改良総合整備 かんがい排水	129,750	56.2%	231,000	231,000	2	-	2
9	畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業費	26,875	73.5%	36,550	24,725	2	-	2
10	高収益畑作モデル基盤整備事業費	112,875	210.0%	53,750	37,625	5	4	1
11	中山間地域農村活性化総合整備事業費	160,500	93.8%	171,150	107,250	1	-	1
12	農村振興総合整備事業費	-	-	-	-	-	-	-
	内訳							
	県営農村振興総合整備事業費 むらづくり総合整備事業費	-	-	-	-	-	-	-
13	広域営農団地農道整備事業費	-	-	-	-	-	-	-
14	一般農道整備事業費	64,450	85.8%	75,150	75,150	1	-	1
15	基幹農道整備事業費	-	-	-	-	-	-	-
16	農業集落排水事業費	205,128	52.7%	389,200	362,222	25	11	43
	内訳							
	団体営農業集落排水事業費 農業集落排水事業推進交付金	47,040 158,088	22.8% 86.4%	206,300 182,900	188,068 174,154	13 12	11 -	31 12
17	田園整備事業費	3,225	5.0%	64,562	56,960	1	-	1
	内訳							
	農村空間整備事業費 農村交流基盤整備事業費	- 3,225	- 5.0%	- 64,562	- 56,960	1 1	- -	- 1
②	農地整備課 計 1～17	9,613,698	99.2%	9,693,987	10,802,164	144	34	167
③	国補公共 計 ①+②	11,318,558	94.9%	11,928,358	13,016,229	240	75	294
1	県単土地改良事業費	507,806	77.5%	655,156	534,196	128	128	224
2	ICT等新技術調査・検討事業費	5,800	193.3%	3,000	2,662	-	-	-
④	農村計画課 計	513,606	78.0%	658,156	536,858	128	128	224
1	担い手支援対策事業費	9,000	195.2%	4,610	1,150	3	-	2
2	農業水利施設強靱化促進事業費	30,000	85.7%	35,000	27,314	5	5	7
3	水田畑地化推進事業費	40,000	100.0%	40,000	29,200	2	2	1
4	ふるさと農道整備事業費	258,460	228.1%	113,300	107,730	3	1	2
5	中山間地域農業基盤整備促進事業費	15,000	100.0%	15,000	13,064	5	5	5
⑤	農地整備課 計	352,460	169.5%	207,910	178,458	18	13	17
⑥	県単公共 計 ④+⑤	866,066	100.0%	866,066	715,316	146	141	241
⑦	農地局(公共)計 ③+⑥	12,184,624	95.2%	12,794,424	13,731,545	386	216	535
⑧	農地局(非公共)計	3,381,367	102.1%	3,311,510	3,005,212			
	内訳							
	多面的機能支払交付金	1,608,075	100.0%	1,608,075	1,572,677			
	土地改良施設維持管理適正化事業費補助	248,118	105.7%	234,672	230,178			
	県営換地清算金処理費	149,331	1050.4%	14,216	14,189			
	国土調査事業費補助	277,650	97.4%	285,000	220,056			
	霞ヶ浦用水施設管理費 農業集落排水施設接続支援事業 その他	354,842 41,260 702,091	113.6% 100.0% 86.1%	312,494 41,260 815,793	305,402 38,730 623,980			
A	農地局 計 ⑦+⑧	15,565,991	96.6%	16,105,934	16,736,757	386	216	535

※1 栃木県が施工する地区(穴川用水大前堰)含む

(参考)

最近7ヶ年の農地局当初・最終予算の推移



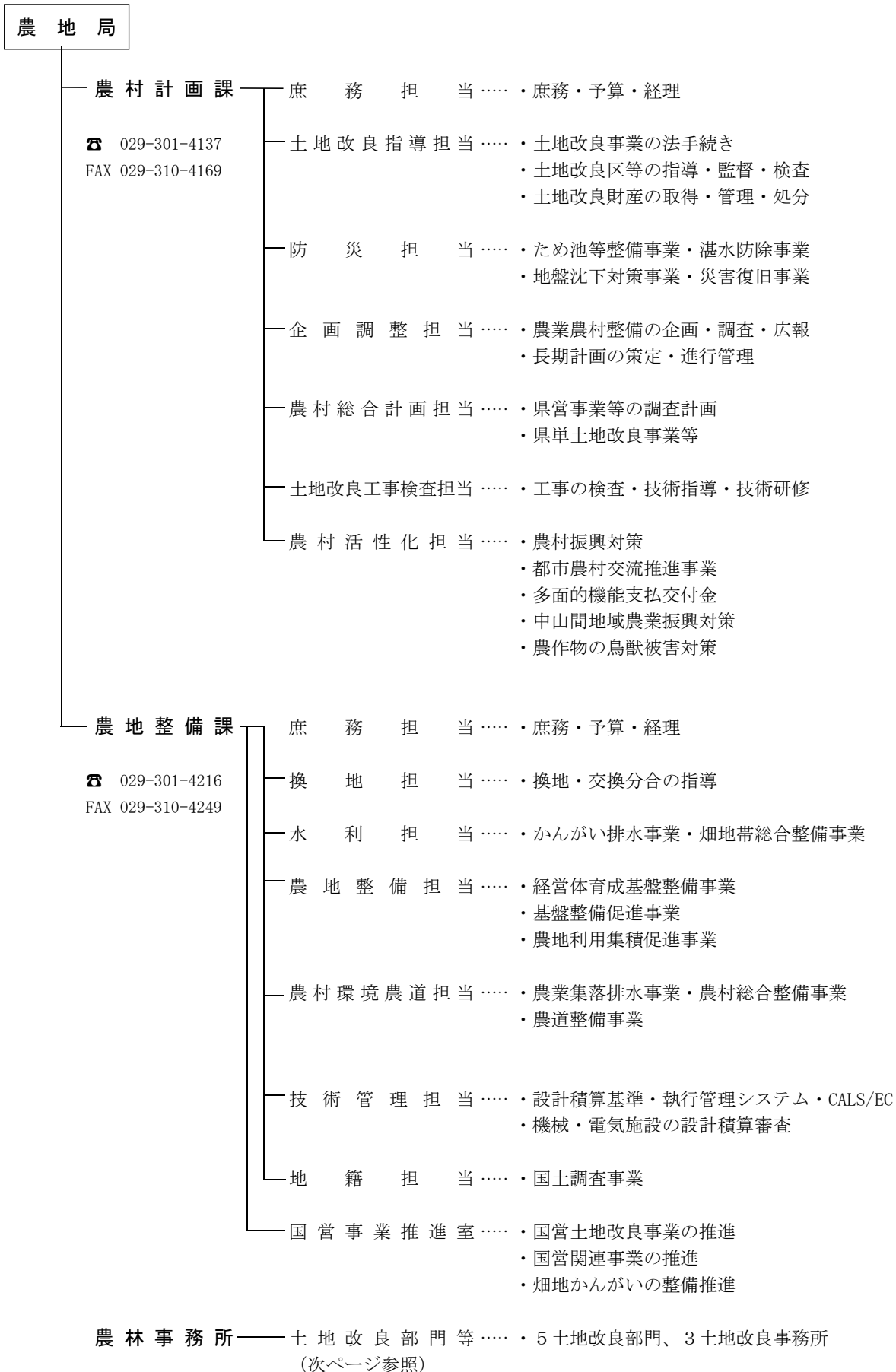
(注1) 部分は特定財源

(注2) 年度下段グラフは最終予算

(注3) ()内の%は対前年比

3. 農地局の組織・分掌事務等

(1) 農地局の組織



農林事務所 土地改良部門及び土地改良事務所

① 県北農林事務所

土地改良部門（常陸太田土地改良事務所）
常陸太田市山下町4119 常陸太田合同庁舎内 〒313-0013
☎ 0294-80-3350 FAX 0294-80-3358

- 事業調整課
- 用地管理課
- 工務課

高萩土地改良事務所
高萩市春日町3-1 高萩合同庁舎内 〒318-0031
☎ 0293-22-2379 FAX 0293-24-4660

- 契約用地課
- 工務課

② 県央農林事務所

土地改良部門（水戸土地改良事務所）
水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内 〒310-0802
☎ 029-224-3411 FAX 029-226-6871

- 事業調整課
- 用地管理課
- 工務課
- 那珂川沿岸農業水利事業推進課

③ 鹿行農林事務所

土地改良部門（鉾田土地改良事務所）
鉾田市鉾田1367-3 鉾田合同庁舎内 〒311-1593
☎ 0291-33-4120 FAX 0291-33-5956

- 事業調整課
- 用地管理課
- 工務課

④ 県南農林事務所

土地改良部門（土浦土地改良事務所）
土浦市真鍋5-17-26 土浦合同庁舎内 〒300-0051
☎ 029-822-5045 FAX 029-822-7346

- 事業調整課
- 用地管理課
- 工務課

稲敷土地改良事務所
稲敷市江戸崎甲541 稲敷合同庁舎内 〒300-0504
☎ 029-892-2411 FAX 029-892-2435

- 契約用地課
- 工務課

⑤ 県西農林事務所

土地改良部門（筑西土地改良事務所）
筑西市二木成615 筑西合同庁舎内 〒308-0841
☎ 0296-24-9241 FAX 0296-22-2681

- 事業調整課
- 用地管理課
- 工務課
- 霞ヶ浦用水推進課

境土地改良事務所
猿島郡境町2174-13 〒306-0433
☎ 0280-87-0822 FAX 0280-87-0825

- 契約用地課
- 工務課

農地局各課・出先機関の分掌事務

○ 農村計画課

1. 土地改良区等の指導に関すること
2. 土地改良法（昭和24年法律第195号）の施行に関すること（農地整備課の所管に係るものを除く）
3. 土地改良財産の取得、管理及び処分に関すること
4. 農地等の防災事業、災害復旧事業及び突発事故復旧事業に関すること
5. 農業農村整備事業に係る基礎調査及び基本計画に関すること
6. 農業用利水に関すること
7. 農業農村整備事業に係る事業計画及び効果に関すること
8. 県単土地改良事業等に関すること
9. 県営土地改良事業の工事に係る検査及び指導に関すること
10. 農地局内の予算及び決算のとりまとめ並びに公共事業に係る事務費に関すること
11. 山村振興法（昭和40年法律第64号）の施行に関すること
12. 中山間地域の振興に関すること
13. 市民農園に関すること
14. 農村地域の保全活動に関すること
15. ふるさと水と土基金に関すること
16. 都市農村交流事業に関すること
17. 農作物の鳥獣被害対策に関すること

○ 農地整備課

1. 土地改良法に基づく換地等に関すること
2. 国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査及び土地分類調査に関すること
3. 県営かんがい排水事業に関すること
4. 県営畑地帯総合整備事業に関すること
5. 経営体育成基盤整備事業に関すること
6. 基盤整備促進事業に関すること
7. 農業集落排水事業に関すること
8. 農道整備事業に関すること
9. 農村総合整備事業に関すること
10. 農業農村整備事業に係る農地集積に関すること
11. 農業農村整備事業の技術管理及び積算に関すること

（国営事業推進室）

1. 国営土地改良事業の推進及び調整に関すること
2. 国営関連事業の推進に関すること
3. 畑地かんがいの整備推進に関すること

◎ 土地改良部門

1. 農業農村整備事業の実施に関する総合調整に関すること
2. 農業農村整備事業に係る基本調査に関すること
3. 農業農村整備事業予定地区の調査及び計画に関すること
4. 団体営農業農村整備事業の設計及び施行の指導に関すること（支所（土地改良事務所に限る。）の担当区域に関する事務を除く。以下、6、7及び12から22までについて同じ。）
5. 農業用利水の調査、調整及び指導に関すること
6. 非補助土地改良事業の設計及び施行の指導に関すること
7. 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること
8. 震災対策農業水利施設整備事業（耐震性点検・調査計画事業）に関すること
9. 基幹水利施設管理事業に関すること
10. 国営造成施設管理体制整備促進事業に関すること
11. 農地、農業用水等の資源の保全に係る推進及び指導等に関すること
12. 用地買収及び補償に関すること
13. 登記事務に関すること
14. 土地改良区等の指導及び監督に関すること
15. 土地改良事業に係る許可、認可等に関すること
16. 換地に関すること
17. 交換分合の指導に関すること
18. 土地改良事業の融資に関すること
19. 土地改良財産の管理及び処分に関すること
20. 干拓地配分に関すること
21. 農用地集団化事業に関すること
22. 県営農業農村整備事業工事の設計、施行及び監督に関すること
23. 国営那珂川沿岸農業水利事業の推進に関すること（県央農林事務所に限る。24において同じ）
24. 国営那珂川沿岸農業水利事業に係る営農対策の調整に関すること
25. 霞ヶ浦用水事業の推進に関すること（県西農林事務所に限る。以下27までにおいて同じ）
26. 霞ヶ浦用水関連農業農村整備事業の啓もう、普及及び指導に関すること
27. 霞ヶ浦用水事業に係る営農対策に関すること

◎ 土地改良事務所

1. 用地買収及び補償に関する事
2. 登記事務に関する事
3. 土地改良区等の指導及び監督に関する事
4. 土地改良事業に係る許可、認可等に関する事
5. 換地に関する事
6. 交換分合の指導に関する事
7. 土地改良事業の融資に関する事
8. 土地改良財産の管理及び処分に関する事
9. 干拓地配分に関する事
10. 農用地集団化事業に関する事
11. 農業農村整備事業の実施に関する総合調整に関する事
12. 団体営農業農村整備事業の設計及び施行の指導に関する事
13. 非補助土地改良事業の設計及び施行の指導に関する事
14. 農地及び農業用施設の災害復旧に関する事
15. 県営農業農村整備事業工事の設計、施行及び監督に関する事

(2)農林事務所土地改良部門管内図

農林事務所土地改良部門管内状況

土地改良部門等	関係市町村数	管内面積 (km ²)	農振地域内 現況農用地面積 (ha)	農用地区域内 現況農用地面積 (ha)
県北農林事務所土地改良部門	8市町村	1,788.14	23,354	11,907
うち高萩土地改良事務所	3市	606.12	4,135	1,936
県央農林事務所土地改良部門	7市町	1,009.51	31,516	19,694
鹿行農林事務所土地改良部門	5市	754.49	24,424	18,266
県南農林事務所土地改良部門	14市町村	1514.04	58,496	38,349
うち稲敷土地改良事務所	6市町村	525.59	21,288	15,554
県西農林事務所土地改良部門	10市町	1030.94	49,123	35,967
うち境土地改良事務所	4市町	316.31	13,963	9,636
計	44市町村	6,097.12	186,914	124,183

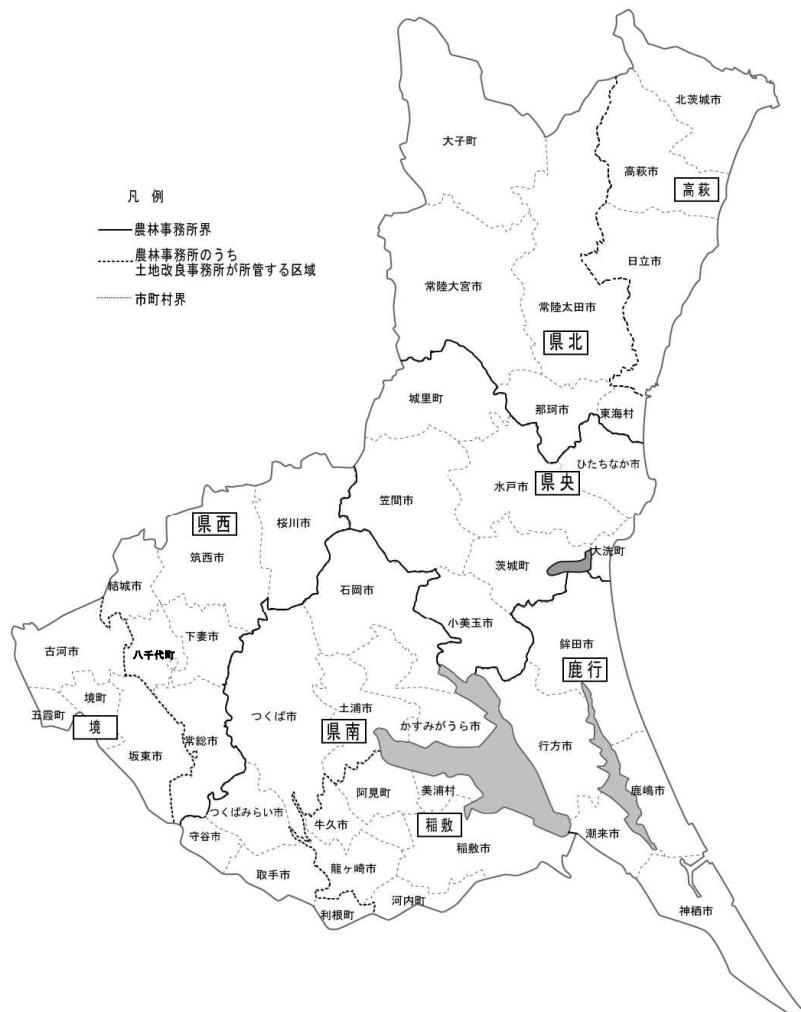
(注1)管内面積は、県統計課調べによる。境界未定の市町村は、総務省統計局において推定。

(注2)農用地面積は、令和元年12月31日現在。

(注3)端数処理の関係上、内数と計は必ずしも一致しない

(注4)農業振興地域：農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用の見地から今後相当長期にわたり総合的に農業の振興を図るべき地域をいう

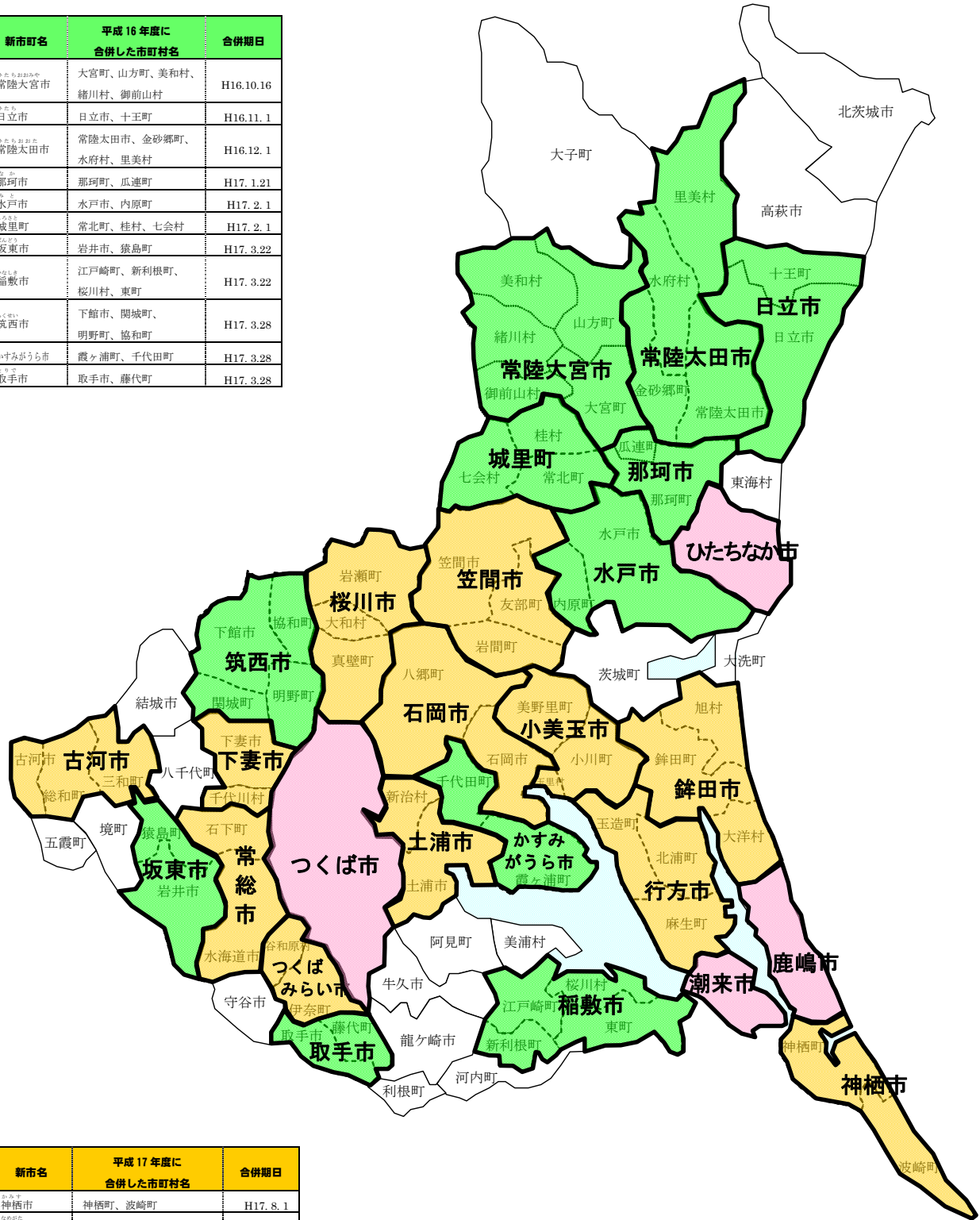
(注5)農用地区域：農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地等として利用すべき土地の区域をいう



新しい いばらきの市町村

市町村数は 83 から 44 へ (平成18年4月から)

新市町名	平成16年度に 合併した市町村名	合併期日
常陸大宮市	大宮町、山方町、美和村、 緒川村、御前山村	H16.10.16
日立市	日立市、十王町	H16.11.1
常陸太田市	常陸太田市、金砂郷町、 水府村、里美村	H16.12.1
那珂市	那珂町、瓜連町	H17.1.21
水戸市	水戸市、内原町	H17.2.1
城里町	常北町、桂村、七会村	H17.2.1
坂東市	岩井市、猿島町	H17.3.22
稲敷市	江戸崎町、新利根町、 桜川村、東町	H17.3.22
筑西市	下館市、関城町、 明野町、協和町	H17.3.28
かすみがうら市	霞ヶ浦町、千代田町	H17.3.28
取手市	取手市、藤代町	H17.3.28



新市名	平成17年度に 合併した市町村名	合併期日
神栖市	神栖町、波崎町	H17.8.1
行方市	麻生町、北浦町、玉造町	H17.9.2
古河市	古河市、総和町、三和町	H17.9.12
桜川市	岩瀬町、真壁町、大和村	H17.10.1
石岡市	石岡市、八郷町	H17.10.1
鉾田市	旭村、鉾田町、大洋村	H17.10.11
常総市	水海道市、石下町	H18.1.1
下妻市	下妻市、千代川村	H18.1.1
土浦市	土浦市、新治村	H18.2.20
笠間市	笠間市、友部町、岩間町	H18.3.19
つくばみらい市	伊奈町、谷和原村	H18.3.27
小美玉市	小川町、美野里町、玉里村	H18.3.27

新市名	平成に 合併した市町村名	合併期日
水戸市	水戸市、常澄村	H4.3.3
ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	H6.11.1
鹿嶋市	鹿嶋町、大野村	H7.9.1
潮来市	潮来町、牛堀町	H13.4.1
つくば市	つくば市、莖崎町	H14.11.1

(3) 農地局職員数

令和3年度

令和3年4月1日現在(単位:人)

課 所 名	現 員	同 左 内 訳	
		事 務 職	技 術 職
農 村 計 画 課	32	16 ※1	16 ※3
農 地 整 備 課	32	13 ※2	19
2 課 計	64	29	35
(農林事務所 土地改良部門等)			
県北農林事務所 土地改良部門	19	4	15
〃 高萩土地改良事務所	10	4	6
県央農林事務所 土地改良部門	28	7	21
鹿行農林事務所 土地改良部門	20	6	14
県南農林事務所 土地改良部門	22	5	17
〃 稲敷土地改良事務所	18	8	10
県西農林事務所 土地改良部門	24	5	19
〃 境土地改良事務所	19	7	12
農林事務所土地改良部門等計	160	46	114
農 地 局 外	12	—	12
局 計	236	75	161

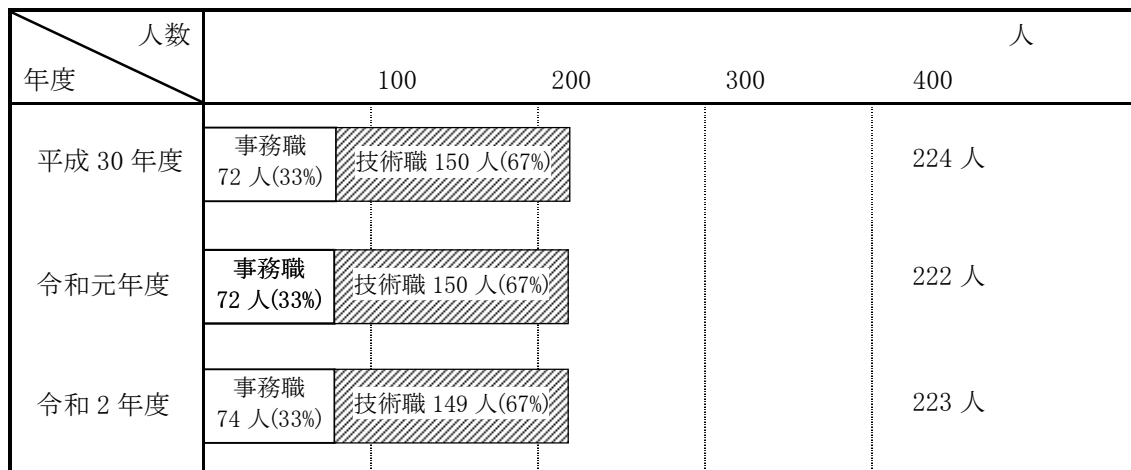
※再任用、会計年度任用職員、事務支援員は含まない。

※1 農業職4名を含む

※2 電気職1名、機械職1名を除く

※3 農地局長を含む

(参 考) 最近3ヶ年の農地局職員数(現員)



(注) 各年度とも4月1日現在、局外に配属されている人数を除く

4 . 課別事業計画概要

(1) 農村計画課

令和 3 年度 施策 の 概要

1 農業農村整備に係る調査・計画・実証

- (1) 土地改良事業を計画的、効率的に推進するため、「水利用調査」、「土地利用調査」など基礎的な調査や土地改良事業を予定している地区の計画・調査を実施する。
- (2) 霞ヶ浦に対する農地からの流出負荷を軽減させるため、土地改良施設を活用した水質保全への取組を推進する。

2 土地改良区等の指導及び体制強化

- (1) 土地改良事業の推進や土地改良施設の維持管理を通して、地域農業の振興に大きな役割を果たしている土地改良区等の適切な運営を確保するための検査・指導を行うとともに、組織及び運営基盤の強化を図るため合併等の統合整備を推進するほか、土地改良区の組合員資格及び体制改善に関する措置を内容とする土地改良法改正に適切に対応する。
- (2) 土地改良事業により造成された施設の適正な維持管理を図るため、施設を管理する土地改良区等に対し、施設の補修費等を補助する。
- (3) 土地改良事業が円滑に施行されるよう、適正な法手続を行う。

3 農村地域の維持・活性化の促進

- (1) 地域が共同で行う地域資源（農用地、水路、農道等）の保全管理及び施設の補修、中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）の農業生産活動を支援する日本型直接支払制度を推進し、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図る。
- (2) 中山間地域等において、農業農村の有する多面的機能の良好な発揮と住民活動の活性化を図るため、これらを推進する人材の育成を図るとともに、施設や農地の保全活動等を促進する。
- (3) 農山漁村における交流拠点施設や市民農園等の開設、農泊等を推進するための施設整備を支援するとともに、都市農村交流団体の活動を促進し、農山漁村と都市との交流を進める。
- (4) 市町村と協力し国の交付金や県独自の事業を活用することにより、野生鳥獣による農作物の被害軽減を図る。

4 県単土地改良事業等の実施

- (1) 農業の振興や農村の活性化等を図るため、県単土地改良事業や耕作条件改善事業により、小規模な農用地や農業用排水施設、農道等の整備を支援する。
- (2) 土地改良施設の突発的な故障等に速やかに対応するため、県単土地改良事業により施設の機能維持を図るための緊急補修を支援する。

5 防災事業及び災害復旧事業の実施

農地及び農業用施設の防災機能の維持向上、災害の未然防止及び被害解消のための防災事業、並びに農地及び農業用施設等の災害復旧を行う。

- (1) 県土の保全等を図るため、災害のおそれがある農業用排水施設等を計画的に改修する。
- (2) 農地や農業用施設、公共施設等の湛水被害を防止するため、排水機場・排水路等の整備を進める。
- (3) 地下水の汲み上げに起因する地盤沈下により、機能が低下した農業用排水施設等について、施設の機能回復を図る。
- (4) 豪雨、洪水等の災害により、農地や農業用施設等に被害が出た場合に被災箇所を復旧する。
- (5) 自然災害などの事由によらず発生した突発事故により、土地改良施設に被害が出た場合に事故箇所を復旧する。

6 土地改良工事の適切な執行

土地改良工事の適切な執行を図るため、工事に関わる検査及び指導を実施する。

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要																				
農 村 計 画 課	千円	千円	千円																						
1 地域振興対策費	247,880	国 庫 161,355	86,525																						
山村振興対策費	41,058	国 庫 26,770	14,288	中山間地域等直接支払交付金事業費 中山間地域等直接支払交付金 40,040 市町村推進事業費補助 300 県推進事業費 718	耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保する観点から、直接支払を実施する。 事業主体 農業者の組織する団体等 事業期間 R2～R6（5年間）																				
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接支払交付金</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>〃（特認）</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>市町村事業費</td> <td>1/2</td> <td>—</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>推進事業費</td> <td>定額</td> <td>定額</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	国	県	市町村	直接支払交付金	1/2	1/4	1/4	〃（特認）	1/3	1/3	1/3	市町村事業費	1/2	—	1/2	推進事業費	定額	定額	—	
負担区分	国	県	市町村																						
直接支払交付金	1/2	1/4	1/4																						
〃（特認）	1/3	1/3	1/3																						
市町村事業費	1/2	—	1/2																						
推進事業費	定額	定額	—																						
鳥獣被害防止対策費	206,822	国 庫 134,585	72,237	鳥獣被害防止総合対策事業費 （1）市町村支援事業 189,536 ①鳥獣害防止総合支援事業 ・推進事業 1/2 以内 ・整備事業 1/2 以内 ②鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 ・推進事業 定額（上限あり） ③イノシシを「近づけない」環境づくりの推進（1/4 以内） （2）モデル地区、レンコン等被害軽減対策 16,100 鳥獣被害防止対策費 県推進事業費 1,186	国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、わなの購入経費や防除活動の経費、侵入防止施設等の整備費を助成することなどにより、市町村等で取り組む鳥獣被害防止活動を支援する。 有害捕獲に係る捕獲活動経費や、鳥獣被害防止対策施設等の設置経費、には県単の上乗せ助成により市町村の取組を支援する。 また、「近づけない」対策を推進するため、県単の上乗せ助成制度により、市町村の取組を支援する。 野生鳥獣による農作物被害防止対策を進めるため、地域ぐるみの被害防止活動を支援する。																				
2 農村環境整備費	7,761	国 庫 2,500 繰入金 4,958 計 7,458	303																						
住みよい農村環境整備事業費	7,761	国 庫 2,500 繰入金 4,958 計 7,458	303	都市農村交流推進事業費 都市農村交流推進事業費 7,761	農業・農村に対する都市住民の理解を深めるため、都市農村交流実践者等の活動を支援する。																				

3 農地総務費	319,306	諸収入	113	319,193		
農地総務費	303,501	諸収入	21	303,480	職員給与費等	
農地諸費	15,805	諸収入	92	15,713	一般土地改良行政費	
4 土地改良管理 指 導 費	282,982	国庫 負担金 手数料 財産収入 諸収入 計	11,143 1,106 80 1,500 47 13,876	269,106		
土地改良事業 推進対策費	267,774	国庫 負担金 手数料 計	11,143 1,106 80 12,329	255,445	専門技術者調査委託費 2,268 土地改良区検査指導費 617 土地改良区組織運営基盤強化対策費 国 1/2、県 1/2 3,566 土地改良施設管理指導等事業費補助 国 1/2、県 1/2、定額 13,205	県営土地改良事業施行申請に伴う審査手続き上必要な専門技術者の調査報告事務を県土地改良事業団体連合会に委託する。 26件 土地改良事業が適正円滑に実施できるよう、土地改良区等地元実施体制の整備確立と他事業との調整について濃密な指導を行うとともに土地改良区運営の適正化を図るため、土地改良法に基づき3年に1回の割合で検査を行う。 国実施 1改良区連合 県実施 61改良区（本課18、事務所43） 計 62改良区等 土地改良区の合併等を計画的に推進し、組織運営基盤の強化を図るため、合併を予定する土地改良区に対し、土地改良区統合整備計画策定等の経費を助成する。 また、土地改良区の合併等の啓発や機運の醸成と合併指導計画等を策定する土地改良区統合整備推進協議会の運営等を行う。 茨城県土地改良区統合整備推進協議会等、研修会の開催等 土地改良事業の施行に伴う諸問題の増加と土地改良施設管理の粗放化に対処するため、土地改良施設の点検、診断及び指導、土地改良施設維持管理適正化事業の推進に関する調査指導を行う県土地改良事業団体連合会に助成する。 190施設 また、土地改良法改正（平成30年法律第43号）に伴う土地改良区の複式簿記会計導入に対応するため、貸借対照表の作成に関する巡回指導を行う県土地改良事業団体連合会に助成する。

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要												
	千円	千円	千円	土地改良施設維持管理適正化事業費補助 248,118	用排水機場等の土地改良施設機能の保持と耐用年数の確保を図るため、土地改良区等が定期的に適正な補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業に対し事業費の30%を助成する。 事業主体：茨城県土地改良事業団体連合会 対象施設：84 施設												
土地改良財産 管 理 費	15,208	財産収入 1,500 諸収入 47 計 1,547	13,661	登記事務促進費 8,607 土地改良財産管理費 2,457 湛水防除施設管理費補助 4,144	県営土地改良事業によって取得した用地について登記の促進を図る。 土地改良財産の適正な管理及び譲与の促進を図る。 県営湛水防除事業により造成された施設は、農地の湛水防除以外にも効果を有する公共的施設であるため、管理費の一部を補助する。 事業主体：市町村、土地改良区等 対象施設：湛水防除機場 42 施設												
5 土地改良事業費	3,753,989	国 庫 1,974,137 分担金 6,582 負担金 179,334 財産収入 918 繰入金 13,195 県 債 453,300 計 2,627,466	1,126,523														
県単土地改良 事 業 費	507,806	—	507,806	農業生産基盤整備事業費補助 468,606 <table border="1"> <tr> <td>負担区分</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>事業費補助</td> <td>1/4~2/3</td> <td>1/3~3/4</td> </tr> </table> 調査設計事業費補助 29,200 <table border="1"> <tr> <td>負担区分</td> <td>県</td> <td>地 元</td> </tr> <tr> <td>事業費補助</td> <td>50.0%</td> <td>50.0%</td> </tr> </table> 事務費 10,000	負担区分	県	地元	事業費補助	1/4~2/3	1/3~3/4	負担区分	県	地 元	事業費補助	50.0%	50.0%	事業実施地区 121 地区 土地改良事業の円滑な推進を図るため、国補事業対象外の小規模土地改良事業を実施する。 事業実施地区 7 地区 県単土地改良事業の調査設計を実施する。
負担区分	県	地元															
事業費補助	1/4~2/3	1/3~3/4															
負担区分	県	地 元															
事業費補助	50.0%	50.0%															

水利調査費	700	国庫	700	—	<p>水利用基本調査費 国委 400</p> <p>土地利用調査費 国委 300</p>	<p>社会情勢の変化に伴う土地利用や農業構造の変化などに対応した農業農村整備事業の展開方向の検討に資するため、各種基礎調査を実施する。</p> <p>農業水利基本調査（国委） 水利調整や農業水利施設整備の円滑化を図るため、水利権など農業用水の実態を把握する。</p> <p>農業基盤情報基礎調査（国委） 事業実績及び農業生産基盤の整備状況を把握し、農業農村整備事業の計画的な実施のための基礎資料とする。</p>																																								
土地改良計画調査費	207,000	国庫 負担金 計	35,000 85,000 120,000	87,000	<p>土地改良事業施行予定地区計画調査費 140,000</p> <table border="1"> <tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>—</td><td>50%</td><td>50%</td></tr> </table> <p>実施計画策定費 56,000</p> <table border="1"> <tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>50%</td><td>25%</td><td>25%</td></tr> </table> <p>実施計画策定費 7,000</p> <table border="1"> <tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>100%</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table> <p>田園環境整備計画策定費 —</p> <table border="1"> <tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>—</td><td>1/3</td><td>2/3</td></tr> </table> <p>産地育成畑地整備促進事業費 4,000</p> <table border="1"> <tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>—</td><td>75%</td><td>25%</td></tr> </table>	負担区分	国	県	地元	事業費	—	50%	50%	負担区分	国	県	地元	事業費	50%	25%	25%	負担区分	国	県	地元	事業費	100%	—	—	負担区分	国	県	市町村	事業費	—	1/3	2/3	負担区分	国	県	地元	事業費	—	75%	25%	<p>県営規模に該当する各種土地改良事業の実施希望地区について、申請により県が事業の調査計画を実施する。 事業実施地区 48地区</p> <p>経営体育成基盤整備事業、畑地帯総合整備事業、又は県営防災事業を実施する見込みのある地区を対象に、実施計画を策定する。 事業実施地区 8地区</p> <p>水利施設等保全高度化事業を実施する見込みのある地区を対象に実施計画を策定する。 事業実施地区 1地区</p> <p>環境と調和した農業農村整備事業を実施するために生態系の調査等を実施する。 事業実施地区 一地区</p> <p>畑地帯総合整備事業の啓発地区において、基礎調査等を実施し、事業化に向けた計画調査実施の合意形成を図る。 事業実施地区 2地区</p>
負担区分	国	県	地元																																											
事業費	—	50%	50%																																											
負担区分	国	県	地元																																											
事業費	50%	25%	25%																																											
負担区分	国	県	地元																																											
事業費	100%	—	—																																											
負担区分	国	県	市町村																																											
事業費	—	1/3	2/3																																											
負担区分	国	県	地元																																											
事業費	—	75%	25%																																											

事項	予算額 千円	特定財源 千円	一般財源 千円	事項区分	事業計画の概要																								
				団体営調査設計事業費 — <table border="1"> <tr> <td>負担区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>50%</td> <td>10%</td> <td>40%</td> </tr> </table>	負担区分	国	県	地元	事業費	50%	10%	40%	団体営土地改良事業が行われる予定地区について、調査・計画書作成を行う市町村・土地改良区等に対し補助を行う。																
負担区分	国	県	地元																										
事業費	50%	10%	40%																										
ため池等整備事業費	129,445	国庫 61,220 分担金 332 負担金 16,684 県債 51,000 計 129,236	209	県営ため池等整備事業 81,685 農業用河川工作物応急対策事業費・大規模 工事費 12,839 事務費 1,186 <table border="1"> <tr> <td>負担区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>55%</td> <td>37%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </table> 農業用排水施設整備事業費・小規模 工事費 63,000 事務費 4,660 <table border="1"> <tr> <td>負担区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </table>	負担区分	国	県	地元	工事費	55%	37%	8%	事務費	—	100%	—	負担区分	国	県	地元	工事費	50%	25%	25%	事務費	—	100%	—	築造後における自然的・社会的状況の変化に対応して、早急に整備を要する農業用施設の改修や計画調査を行う。 3 地区 ※栃木県が施工する穴川用水大前堰地区を含む。
負担区分	国	県	地元																										
工事費	55%	37%	8%																										
事務費	—	100%	—																										
負担区分	国	県	地元																										
工事費	50%	25%	25%																										
事務費	—	100%	—																										
				団体営ため池等整備事業費 47,760 農業用河川工作物応急対策事業費・団体営 工事費補助 44,160 事務費 3,600 <table border="1"> <tr> <td>負担区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>50%</td> <td>42%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </table>	負担区分	国	県	地元	工事費	50%	42%	8%	事務費	—	100%	—	築造後における自然的・社会的状況の変化に対応して、早急に整備を要する農業用施設の改修を行う。 1 地区												
負担区分	国	県	地元																										
工事費	50%	42%	8%																										
事務費	—	100%	—																										

湛水防除事業費	305,075	国庫 負担金 県債 計	152,500 53,000 99,500 305,000	75	工事費 事務費	285,000 20,075	立地条件の変化等により湛水被害が生じている地域において排水機場、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行い、被害を防止する。	3 地区
					負担区分	国 県 地元		
					工事費	55・50% 27・30 ・22.5% 18・20 ・22.5%		
					事務費	— 100% —		
地盤沈下対策事業費	551,125	国庫 分担金 負担金 県債 計	283,250 6,250 24,650 236,800 550,950	175	工事費 事務費	515,000 36,125	地盤の沈下に起因して生じた農業用施設の効用の低下を回復し、沈下により生じた被害を復旧する。	4 地区
					負担区分	国 県 地元		
					工事費	55% 39% 6%		
					事務費	— 100% —		
耕作条件改善事業費	424,850	国庫 県債 計	358,817 66,000 424,817	33	耕作条件改善事業費補助	424,850	農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構等による担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を推進する。	35 地区
					負担区分	国 県 地元		
					事業費補助	55・50% 定額 — 36・31% —		
ICT等新技术調査・検討事業費	5,800	—	—	5,800	ICT等新技术調査・検討委託費	5,800	ICT等新技术を活用した用水管理の省力化について、県の標準的な用水機場掛り面積約20haのモデル地区において効果等を検証し、段階的な整備について検討する。併せて、1ha程度の大区画ほ場において、給水栓を大口径化し、面積当たりの設置数減によるコスト削減効果を検証する。	
水田水質保全対策モデル事業費	5,000	繰入金	5,000	—	水田水質保全対策モデル事業費	5,000	土地改良施設を活用した水質保全への取組を推進することにより、霞ヶ浦への流出負荷を軽減させるとともに、農業地域における水質保全への取組の定着を図る。 水質保全対策モデル地区の設置 2 地区	
					負担区分	国 県 地元		
					事業費補助	— 100% —		

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要																																																				
	千円	千円	千円																																																						
ふるさと水と土 保全対策費	9,113	財産収入 918 繰入金 8,195 計 9,113	—	ふるさと水と土基金積立金 918 ふるさと水と土保全対策事業費 8,195	中山間地域や棚田地域において、土地改良施設やこれと一体的に保全することが必要な農地の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、基金の運用益等の活用により、農業・農村の重要性を理解するために必要な取り組み等を支援する。 1. 調査研究事業 2. 研修事業 3. 推進事業																																																				
多面的機能 支払事業費	1,608,075	国庫 1,082,650	525,425	多面的機能支払事業費 農地維持支払交付金 886,800 資源向上支払交付金 689,475 多面的機能支払推進交付金 31,800 負担割合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地維持</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>資源向上</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>推進交付金</td> <td>10/10</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	国	県	地元	農地維持	1/2	1/4	1/4	資源向上	1/2	1/4	1/4	推進交付金	10/10	—	—	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。 ・事業主体：「農業者のみ」又は「農業者及びその他の者（地域住民、団体等）」で構成する活動組織 ・活動計画：5年間 ・支援単価：農地維持支払 (単位：円/10a) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>草地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準単価</td> <td>3,000</td> <td>2,000</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>加算単価 ※1</td> <td>1,000</td> <td>600</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> ※1 既存活動組織が総農家数 10 戸以下の小規模集落を取り込んだ場合、新しく取り組んだ農用地面積に加算。 ・支援単価：資源向上支払 (単位：円/10a) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>草地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域資源の質的向上を図る共同活動 ※2</td> <td>2,400</td> <td>1,440</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>加算単価 ※3</td> <td>400</td> <td>240</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>加算単価 ※4</td> <td>400</td> <td>240</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>加算単価 ※5</td> <td>400</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>施設の長寿命化のための活動</td> <td>4,400</td> <td>2,000</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> ※2 多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は 5/6 を乗じた単価 ※3 多面的機能の増進を図る活動を新たに 1 つ以上増加した場合に加算 ※4 ※3 に加え、構成員のうち、非農業者の占める割合が 4 割以上、かつ、8 割以上が参加する実践活動を行う場合に加算		田	畑	草地	基準単価	3,000	2,000	240	加算単価 ※1	1,000	600	80		田	畑	草地	地域資源の質的向上を図る共同活動 ※2	2,400	1,440	240	加算単価 ※3	400	240	40	加算単価 ※4	400	240	40	加算単価 ※5	400	—	—	施設の長寿命化のための活動	4,400	2,000	400
負担区分	国	県	地元																																																						
農地維持	1/2	1/4	1/4																																																						
資源向上	1/2	1/4	1/4																																																						
推進交付金	10/10	—	—																																																						
	田	畑	草地																																																						
基準単価	3,000	2,000	240																																																						
加算単価 ※1	1,000	600	80																																																						
	田	畑	草地																																																						
地域資源の質的向上を図る共同活動 ※2	2,400	1,440	240																																																						
加算単価 ※3	400	240	40																																																						
加算単価 ※4	400	240	40																																																						
加算単価 ※5	400	—	—																																																						
施設の長寿命化のための活動	4,400	2,000	400																																																						

					※5 資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、水田の雨水貯留機能の強化を推進する場合に加算																																																												
6 災害耕地復旧費	87,365	国庫 負担金 県債 計	62,800 3,180 21,200 87,180	185	農地及び農業用施設等の災害や突発事故による被害を復旧し、農業生産の維持と農業経営の安定を図る。																																																												
過年災害復旧費	4,170	国庫 県債 計	3,900 200 4,100	70	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">団体営</td> </tr> <tr> <td colspan="2">過年災害工事費補助</td> <td colspan="2">3,900</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事務費</td> <td colspan="2">270</td> </tr> <tr> <td>負担区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>過年災害 工事費 補助</td> <td>65%</td> <td>—</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </table>	団体営				過年災害工事費補助		3,900		事務費		270		負担区分	国	県	地元	過年災害 工事費 補助	65%	—	35%	事務費	—	100%	—																																				
団体営																																																																	
過年災害工事費補助		3,900																																																															
事務費		270																																																															
負担区分	国	県	地元																																																														
過年災害 工事費 補助	65%	—	35%																																																														
事務費	—	100%	—																																																														
現年災害復旧費	83,195	国庫 負担金 県債 計	58,900 3,180 21,000 83,080	115	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">県営</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現年災害工事費</td> <td colspan="2">16,000</td> </tr> <tr> <td colspan="4">団体営</td> </tr> <tr> <td colspan="2">災害工事費補助</td> <td colspan="2">34,900</td> </tr> <tr> <td>負担区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>県 営</td> <td>50・65%</td> <td>25</td> <td>25・10%</td> </tr> <tr> <td>現年災害工 事費補助</td> <td>50・65%</td> <td>—</td> <td>50・35%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">突発事故復旧事業費</td> <td colspan="2">27,270</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工事負担金</td> <td colspan="2">6,680</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工事費補助</td> <td colspan="2">20,590</td> </tr> <tr> <td>負担区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>50%</td> <td>21%</td> <td>29%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事務費</td> <td colspan="2">5,025</td> </tr> </table>	県営				現年災害工事費		16,000		団体営				災害工事費補助		34,900		負担区分	国	県	地元	県 営	50・65%	25	25・10%	現年災害工 事費補助	50・65%	—	50・35%	事務費	—	100%	—	突発事故復旧事業費		27,270		工事負担金		6,680		工事費補助		20,590		負担区分	国	県	地元	工事費	50%	21%	29%	事務費	—	100%	—	事務費		5,025	
県営																																																																	
現年災害工事費		16,000																																																															
団体営																																																																	
災害工事費補助		34,900																																																															
負担区分	国	県	地元																																																														
県 営	50・65%	25	25・10%																																																														
現年災害工 事費補助	50・65%	—	50・35%																																																														
事務費	—	100%	—																																																														
突発事故復旧事業費		27,270																																																															
工事負担金		6,680																																																															
工事費補助		20,590																																																															
負担区分	国	県	地元																																																														
工事費	50%	21%	29%																																																														
事務費	—	100%	—																																																														
事務費		5,025																																																															

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要
	千円	千円	千円		
農 村 計 画 課 計	4,699,283	国 庫 2,211,935 分担金 6,582 負担金 183,620 手数料 80 財産収入 2,418 繰入金 18,153 諸収入 160 県 債 474,500 計 2,897,448	1,801,835		

(2) 農地整備課

令和3年度施策の概要

1 生産基盤の整備

(1) 水田においては、経営体育成基盤整備事業により、区画整理や農業用排水施設、暗渠排水などの生産基盤の整備と併せ経営体（担い手）の育成を図るとともに、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化を促進し、効率的かつ安定的な水田農業経営の確立を図る。

また、畑地においては、県営畑地帯総合整備事業により、畑作農業の営農コスト縮減を図るため、区画整理や農道などの生産基盤の整備を進めるとともに、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積を進め、畑作経営の改善・安定を図る。

(2) 農業用水の安定供給、排水条件の改善など水利用の安定と合理化を図るため、県営かんがい排水事業等により、用排水機場や用排水路などの農業用排水施設の整備を行う。

また、各種土地改良事業で造成された農業水利施設の長寿命化と、ライフサイクルコストの低減を図るため、効率的な保全対策工事を行う。

(3) 高品質な青果物を安定的に供給できる産地づくりを進めるため、県営畑地帯総合整備事業等により畑地かんがい施設を整備するとともに、畑地かんがい営農確立普及事業により畑地かんがいの利用促進を図る。

2 農村の環境整備

(1) 農村集落における生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、し尿や生活雑排水等の汚水を処理する農業集落排水施設の整備や接続を支援する。

(2) 農道や農業用排水路等の農業生産基盤と集落道等の農村生活環境を整備するとともに、農産物流の合理化等を図るため、基幹的農道を整備する。

3 基幹的農業水利施設の適正な管理

国営土地改良事業等により造成された基幹的農業水利施設は、農業生産基盤の根幹を担う重要な施設であるとともに、国土保全や地下水涵養などの多面的かつ公益的な機能を有していることから、これら基幹的農業水利施設の管理が適正に行われるよう、管理者である市町村に対し管理費を支援する。

4 換地処分の促進

区画整理を伴う土地改良事業においては、農地の集団化や担い手への農地の利用集積を図るため、換地業務従事者への研修・指導や異議紛争の解決に向けた取組み等を行うことにより、換地処分を円滑に進める。

5 国営土地改良事業及び関連事業の推進

国（農林水産省）と地元市町村、土地改良区等と協議調整を行うなど事業の円滑な推進を図るとともに、国営土地改良事業と密接に関連する県営かんがい排水事業、経営体育成基盤整備事業、県営畑地帯総合整備事業等の推進を図る。

6 国営土地改良事業の償還対策

国営土地改良事業に係る受益者負担金の軽減を図るため、県独自の支援策を実施する。

7 国土調査の推進

国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図るため、国土調査を推進する。

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要																												
	千円	千円	千円																														
農地整備課																																	
1 土地改良管理指導費	701,531	国庫 330,685 負担金 1,959 諸収入 149,331 計 481,975	219,556																														
農地集団化事業費	209,941	国庫 59,114 諸収入 149,331 計 208,445	1,496	<table border="1"> <tr> <td>土地改良換地等強化事業費補助</td> <td>2,228</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>負担区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費補助</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td></td> </tr> </table> 換地調整事務費 382 県営換地清算金処理費 149,331 国営茨城中部地区換地等事務費 58,000	土地改良換地等強化事業費補助	2,228			負担区分	国	県		事業費補助	50%	50%		土地改良事業の施行に伴う換地事務の円滑な処理体制の確立等を図るため、県土地改良事業団体連合会に対し助成する。 1. 換地選定に関する指導等 2. 換地技術向上研修等 訴訟事務費 一時利用地の指定等に対する不服申立ての調整等を行う。 1. 県営事業に係る審査請求の調整・裁決等 2. 団体営事業に係る異議申出の調整・決定等 また、県営土地改良事業の換地処分等に対して提起された訴訟事件について、対応する。 土地改良法第89条の2第11項の規定に基づき、県営換地清算金の支払・徴収を関係土地改良区との間で行う。 5地区 6換地区(367.7ha) 国営土地改良事業茨城中部地区に係る(受託)換地事務を実施し、農地の土地利用の再編、担い手への農地利用集積を進め、生産性の向上と耕作放棄地の解消・発生防止による優良農地の早期確保を図る。(13換地区、675ha)																
土地改良換地等強化事業費補助	2,228																																
負担区分	国	県																															
事業費補助	50%	50%																															
国営土地改良財産管理費	491,590	国庫 271,571 負担金 1,959 計 273,530	218,060	<table border="1"> <tr> <td>基幹水利施設管理事業費</td> <td>357,809</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費補助</td> <td>356,760</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>1,049</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち人件費</td> <td>891</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>負担区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>事業費補助</td> <td>30%</td> <td>30%</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </table>	基幹水利施設管理事業費	357,809			事業費補助	356,760			事務費	1,049			うち人件費	891			負担区分	国	県	地元	事業費補助	30%	30%	40%	事務費	—	100%	—	国から管理委託されている大規模で公共性の高い頭首工・用排水機場・幹線用排水路などの国営事業造成施設について、市町村等が土地改良区と連携を図り地域の農業実態や社会情勢の変化に対応した管理を行い、当該施設の効率的な運用を一層図るため、当該管理に係る事業費等について国及び県が同率の30%を事業主体に補助する。 対象地区 4地区 対象施設 17 機場・1頭首工
基幹水利施設管理事業費	357,809																																
事業費補助	356,760																																
事務費	1,049																																
うち人件費	891																																
負担区分	国	県	地元																														
事業費補助	30%	30%	40%																														
事務費	—	100%	—																														

事 項	予 算 額 千円	特 定 財 源 千円	一 般 財 源 千円	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要												
				国営造成施設管理体制整備促進事業費 133,781 計画更新事業費 2,500 推進活動事業費補助 4,204 強化支援事業費補助 124,563 支援事業事務費 2,514 うち人件費 2,136	農業水利施設の有する多面的機能の発揮等のために、地域における適切な取り組みを促進する視点から、県及び市町村が事業主体となって、地域と連携して土地改良区の管理体制の整備を行う。 9地区 ・計画更新事業 管理水準、管理体制、費用の分担など具体的な目標の設定を行う。 ・推進活動事業 推進協議会を組織し、計画策定事業との協議調整や支援事業の実践の評価及び農家・地域住民に対して啓発活動を行う。 ・強化支援事業 都市化・混住化に伴う管理の高度化及び多面的機能の発揮に要する経費の助成を行う。												
2 土地改良事業費	9,883,563	国 庫 3,880,251 分担金 685,553 負担金 1,065,203 繰入金 41,260 県 債 2,731,900 計 8,404,167	1,479,396														
国営土地改良事業負担金	824,080	県 債 408,400	415,680	国営土地改良事業負担金	土地改良法等の規定に基づいて、国営土地改良事業の負担金を国へ納付する。 国営土地改良事業 霞ヶ浦用水地区外3地区												
担い手支援対策事業費	9,000	—	9,000	担い手支援対策事業費 農地集積基盤整備推進事業費補助 9,000	経営体への農地の利用集積を促進するため、貸し手農家の土地改良事業の負担分の一部を県が市町村に補助する。 3地区												
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>(貸し手)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>70～</td> <td>25・20%</td> <td>(10～</td> </tr> <tr> <td>補助</td> <td>55%</td> <td></td> <td>20%)</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	県	市町村	(貸し手)	事業費	70～	25・20%	(10～	補助	55%		20%)	
負担区分	県	市町村	(貸し手)														
事業費	70～	25・20%	(10～														
補助	55%		20%)														

一般農道整備事業費	64,450	国庫 負担金 県債 計	30,000 15,000 19,400 64,400	50	一般農道整備事業費 工事費 60,000 事務費 4,450 うち人件費	農村地域を対象とした受益面積50ha以上、総事業費5千万円以上、全幅員4.5m以上を有する中規模な農道や農道網の整備を行う。 事業実施 県営1地区(北茨城市 関南地区)																
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事費</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>-</td> <td>100%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	国	県	地元	工事費	50%	25%	25%	事務費	-	100%	-					
負担区分	国	県	地元																			
工事費	50%	25%	25%																			
事務費	-	100%	-																			
基盤整備促進事業費	129,750	国庫 県債 計	86,500 24,200 110,700	19,050	基盤整備促進事業費 工事費補助 129,750	地域の実情に即したきめの細かい基盤整備を実施し、農業生産性を向上させ、効率的・安定的な農業経営の確立を促進するため、市町村・土地改良区等に対し補助を行う。 ・かんがい排水2地区(うち国営関連2地区) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更に対し補助を行う。																
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事費補助</td> <td>50% (55%)</td> <td>14~ 25%</td> <td>36~ 25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>()は過疎・山振・特定農山村指定地域</p>	負担区分	国	県	地元	工事費補助	50% (55%)	14~ 25%	36~ 25%									
負担区分	国	県	地元																			
工事費補助	50% (55%)	14~ 25%	36~ 25%																			
農地利用集積促進事業費	290,450	国庫	176,439	114,011	経営体育成関連流動化促進事業費 高生産性農業集積促進事業費 288,443 土地利用調整指導事業費 320 土地利用調整推進事業費補助 1,687	経営体育成基盤整備事業等の実施を契機として、将来の農業生産を担う効率的・安定的な経営体を育成し、かつ農用地の利用集積促進することにより、生産性の高い農業構造の実現を図る。 土地利用調整事業 5地区 高生産性農業集積促進事業 5地区																
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導費</td> <td>50% (100%)</td> <td>50% (-)</td> <td>- (-)</td> </tr> <tr> <td>推進費</td> <td>50% (100%)</td> <td>25% (-)</td> <td>25% (-)</td> </tr> <tr> <td>促進費</td> <td>50% (55%)</td> <td>33.3% (30%)</td> <td>16.7% (15%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()は耕作放棄地</p>	負担区分	国	県	市町村	指導費	50% (100%)	50% (-)	- (-)	推進費	50% (100%)	25% (-)	25% (-)	促進費	50% (55%)	33.3% (30%)	16.7% (15%)	
負担区分	国	県	市町村																			
指導費	50% (100%)	50% (-)	- (-)																			
推進費	50% (100%)	25% (-)	25% (-)																			
促進費	50% (55%)	33.3% (30%)	16.7% (15%)																			
ふるさと農道整備事業費	258,460	負担金 県債 計	75,300 183,100 258,400	60	ふるさと農道整備事業費 工事費 251,000 事務費 7,460 うち人件費	集落間や集落と基幹的道路などを結ぶ農道を整備し、農村地域の定住環境の改善等を図る。受益面積50ha以上、総事業費6千万円以上を有する農道整備を行う。 事業実施 県営3地区(常陸太田市 小目地区ほか) ※ 過疎、山振等地域では、受益面積概ね30ha以上																
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事費</td> <td>-</td> <td>70%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>-</td> <td>100%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	国	県	地元	工事費	-	70%	30%	事務費	-	100%	-					
負担区分	国	県	地元																			
工事費	-	70%	30%																			
事務費	-	100%	-																			

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要
	千円	千円	千円		
農家負担金軽減 支援対策事業費	199	—	199	土地改良負担金償還平準化事業費補助	土地改良事業の農家負担軽減と計画的償還の一層の推進を図るため、土地改良事業負担金の償還平準化に必要な借換え資金に対して、利子を補給する。 利子補給及び助成地区 1 地区
国営土地改良 事業推進費	2,206	負担金 858	1,348	国営土地改良事業推進対策費 地元負担 1/2	国営事業により造成された水利施設の有効利用を図るため、末端整備（特に畑地基盤整備）の推進を図る。 石岡台地地区、鹿島南部地区
霞ヶ浦用水 事業推進費	1,253	—	1,253	霞ヶ浦用水事業推進事業費 597 霞ヶ浦用水事業推進費補助 656	国営、県営、団体営の各用水事業計画の推進と事業者及び関係機関との連携調整を図るとともに、霞ヶ浦用水計画地域における関連事業を計画的に実施するため、地元関係機関との協議・調整を行い、また、水源転換及び末端畑地整備の推進を行う。 霞ヶ浦用水土地改良区に対し、その事業の一部を補助し、地元体制の強化を図るとともに用水事業の円滑な促進を図る。
那珂川沿岸土地 改良事業推進費	7,611	負担金 200	7,411	那珂川沿岸土地改良事業推進対策費 地元負担 1/2	国営農業水利事業那珂川沿岸地区の事業推進とその効果発現に必要な関連事業の策定及び推進体制の強化を図る。
畑地帯総合整備 推進費	112,875	国庫 52,500 負担金 10,500 県債 49,800 計 112,800	75	高収益畑作モデル基盤整備事業費 工事費 105,000 事務費 7,850 うち人件費 負担区分 国 県 市町村 工事費 50% 40% 10% 事業費 — 100% —	高収益な畑作営農を实践する担い手の経営戦略に早急に対応できる基盤を整備するため、小区画を大区画にする簡易な畑地基盤整備をモデル的に実施する。
霞ヶ浦用水施設 管理費	354,842	—	354,842	霞ヶ浦用水施設管理費	公共性の高い水資源機構営霞ヶ浦用水事業の送水施設の管理費を負担する。

県営かんがい排水事業費	1,807,356	国庫 分担金 負担金 県債 計	843,782 160,801 259,350 543,400 1,807,333	23	<p>県営かんがい排水事業費</p> <p>工事費 1,687,565</p> <p>事務費 119,791</p> <p>うち人件費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事費</td> <td>50%</td> <td>31~25%</td> <td>19~25%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	国	県	地元負担	工事費	50%	31~25%	19~25%	事務費	—	100%	—	<p>農業用水の安定供給、排水条件の改善など水利用の安定と合理化を図るため、農業用排水施設の整備を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>継続</th> <th>新規</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般型</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>排水対策特別型</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>保全型</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>基幹水利ストマネ型</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>18</td> <td>3</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>		継続	新規	計	一般型	5	1	6	排水対策特別型	2	0	2	保全型	9	1	10	基幹水利ストマネ型	2	1	3	合計	18	3	21
負担区分	国	県	地元負担																																							
工事費	50%	31~25%	19~25%																																							
事務費	—	100%	—																																							
	継続	新規	計																																							
一般型	5	1	6																																							
排水対策特別型	2	0	2																																							
保全型	9	1	10																																							
基幹水利ストマネ型	2	1	3																																							
合計	18	3	21																																							
県営畑地帯総合整備事業費	1,307,134	国庫 分担金 負担金 県債 計	595,840 74,094 234,043 290,800 1,194,777	112,357	<p>県営畑地帯総合整備事業費</p> <p>工事費 1,223,500</p> <p>事務費 83,634</p> <p>うち人件費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事費</td> <td>55~50%</td> <td>30~25%</td> <td>25~15</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	国	県	地元負担	工事費	55~50%	30~25%	25~15	事務費	—	100%	—	<p>担い手農家の経営の安定に資するため、畑地帯において、農業用排水路、農道、区画整理等の基盤整備を総合的に実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>継続</th> <th>新規</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担い手支援型</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>担い手育成型</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13</td> <td>1</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table>		継続	新規	計	担い手支援型	1	0	1	担い手育成型	12	1	13	合計	13	1	14								
負担区分	国	県	地元負担																																							
工事費	55~50%	30~25%	25~15																																							
事務費	—	100%	—																																							
	継続	新規	計																																							
担い手支援型	1	0	1																																							
担い手育成型	12	1	13																																							
合計	13	1	14																																							
中山間地域農業基盤整備促進事業費	15,000	—	—	15,000	<p>工事費補助 15,000</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事費</td> <td>62.5%</td> <td>37.5%</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	県	地元	工事費	62.5%	37.5%	<p>生産条件が不利な中山間地域における水田から畑地への転換等を行う簡易な基盤整備に対し補助し、特産農産物の生産振興により地域の活性化を図るとともに、意欲のある農業者を育成する。</p>																														
負担区分	県	地元																																								
工事費	62.5%	37.5%																																								
畑地かんがい整備推進費	27,499	国庫 県債 計	12,500 14,300 26,800	699	<p>畑地かんがい営農確立普及事業費 624</p> <p>畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業費 25,000</p> <p>事務費 1,875</p> <p>うち人件費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事費</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	国	県	市町村	工事費	50%	50%	—	事務費	—	100%	—	<p>畑かん効果の普及啓発を行い、用水を活用した収益性の高い安定的な畑かん営農を地域に確立させ、農業生産性の向上や農業所得の増加を図る。</p>																								
負担区分	国	県	市町村																																							
工事費	50%	50%	—																																							
事務費	—	100%	—																																							

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要																				
	千円	千円	千円																						
田園整備事業費	3,225	国庫 1,500 負担金 750 県債 800 計 3,050	175	農村交流基盤整備事業費 工事費 3,000 事務費 225 うち人件費 負担区分 国 県 地元 工事費 50% 25% 25% 事務費 - 100% -	集落間、都市と農村の交流を促進する基幹農道を整備する。 採択条件 延長1km以上(中山間地域0.8km以上) 農村空間整備事業と併せ行う 事業実施 県 営 1地区(石岡市 八郷中央地区)																				
経営体育成基盤整備事業費	4,190,285	国庫 1,956,370 分担金 450,658 負担金 439,202 県債 1,142,300 計 3,988,530	201,755	経営体育成基盤整備事業費 工事費 3,913,600 事務費 276,685 うち人件費 190,888 負担区分 国 県 地元 工事費 50%・55%・62.5% 27.5%・30%・50% 22.5%~10%・0% 事務費 - 100% -	地域における経営体の育成状況、農地利用集積の状況ならびに農地の整備状況を踏まえ、必要となる土地改良事業を総合的・一体的に実施する。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>継続</td> <td>新規</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>ほ場整備</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>土地改良総合整備</td> <td>21</td> <td>2</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>機構関連</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>37</td> <td>12</td> <td>49</td> </tr> </table>		継続	新規	計	ほ場整備	15	10	25	土地改良総合整備	21	2	23	機構関連	1	0	1	合計	37	12	49
	継続	新規	計																						
ほ場整備	15	10	25																						
土地改良総合整備	21	2	23																						
機構関連	1	0	1																						
合計	37	12	49																						
P C B 廃棄物処理促進事業費	1,000	国庫 1,000	-	P C B 廃棄物処理促進事業費 負担区分 国 地元 事業費補助 50% 50%	土地改良区等が保管または使用するP C B含有機器の収集・運搬費用を助成することで、P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を促進する。																				
農業水利施設強靱化事業費	30,000	負担金 7,500	22,500	農業水利施設強靱化促進事業費	施設管理者と地域住民の協働による保全管理体制の構築を促進し、持続性のある強靱な農業生産基盤を実現するため、施設監視に係る技術指針の作成等を行う。 保全管理強化 5地区																				
水田畑地化推進整備事業費	40,000	-	40,000	畑地化基盤整備事業費 37,500 畑地化調査・調整事業費 350 畑地化指導事業費 2,100 事務費 50	水田として営農されている農地を畑地化するために必要な整備などへの支援を行う。																				

農業集落排水事業費	千円	千円	千円	団体営農業集落排水事業費 工事費補助 35,600 事務費 11,440 うち人件費 9,724 農業集落排水事業推進交付金 158,088	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図る。 工事費補助 改築 2地区（古河市 恩名地区ほか）〔污水交〕 計 2地区 機能診断 10施設（常陸大宮市ほか） 5市町 最適整備構想 6市町（常陸太田市ほか） 農業集落排水事業推進交付金 12市町（水戸市ほか）																																		
	246,388	国庫 41,320 繰入金 41,260 計 82,580	163,808	<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事費補助</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 工事</td> <td>50%</td> <td>-</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td> 調査</td> <td>50%</td> <td>-</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>機能診断</td> <td>100%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>最適整備構想</td> <td>100%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>維持管理適正化計画</td> <td>100%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>- [50%]</td> <td>100% [50%]</td> <td>- [-]</td> </tr> <tr> <td>推進交付金※</td> <td>-</td> <td>100%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔 〕は汚水処理設備整備交付金 ※県は農業集落排水事業推進交付金として、事業実施翌年度から5ヶ年間で、事業費の10%（霞ヶ浦流域は13.5%）を交付。</p> <p>農業集落排水施設接続支援事業 41,260</p> <p>霞ヶ浦、涸沼、牛久沼流域において、農業集落排水施設への接続支援事業を行う市町村に対して補助する。 ・事業期間：平成30年度から令和3年度の4年間（第3期、森林湖沼環境税） ・補助対象：供用開始後3年以内の接続 さらに、霞ヶ浦流域限定で供用開始後4年目以降も対象（ただし、平成30年度以降供用開始を除く） ・補助額：市町村が交付する額の1/2（但し、1戸あたり2万円を限度） さらに、霞ヶ浦流域限定で「65歳以上または18歳未満の方のいる世帯」のうち世帯収入600万円未満の世帯に対し、接続工事費を最大31万円補助 ※世帯収入は目安であり、世帯構成等により異なる</p>		負担区分	国	県	地元	工事費補助				工事	50%	-	50%	調査	50%	-	50%	機能診断	100%	-	-	最適整備構想	100%	-	-	維持管理適正化計画	100%	-	-	事務費	- [50%]	100% [50%]	- [-]	推進交付金※	-
負担区分	国	県	地元																																				
工事費補助																																							
工事	50%	-	50%																																				
調査	50%	-	50%																																				
機能診断	100%	-	-																																				
最適整備構想	100%	-	-																																				
維持管理適正化計画	100%	-	-																																				
事務費	- [50%]	100% [50%]	- [-]																																				
推進交付金※	-	100%	-																																				

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要																				
中山間地域農村 活性化総合 整備事業費	160,500	国庫 82,500 負担金 22,500 県債 55,400 計 160,400	100	県営中山間地域総合整備事業費 工事費 150,000 事務費 10,500 <table border="1" data-bbox="1359 409 1914 676"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業生産基盤</td> <td>55%</td> <td>30%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>農村生活環境</td> <td>55%</td> <td>25%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>-</td> <td>100%</td> <td>-</td> </tr> </table>	負担区分	国	県	地元	工事費				農業生産基盤	55%	30%	15%	農村生活環境	55%	25%	20%	事務費	-	100%	-	中山間地域における農業生産基盤や生活環境基盤等の整備を総合的・一体的に行い、農業農村の活性化を図る。 実施地区 県営 1 地区 (高萩市 高萩地区)
負担区分	国	県	地元																						
工事費																									
農業生産基盤	55%	30%	15%																						
農村生活環境	55%	25%	20%																						
事務費	-	100%	-																						
3 国土調査費	281,614	国庫 187,082	94,532																						
国土調査 事業費補助	277,650	国庫 185,100	92,550	地籍調査事業費補助 277,650 <table border="1" data-bbox="1359 835 1914 934"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> </table>	負担区分	国	県	地元	事務費	50%	25%	25%	水戸市他 21 市町の地籍調査事業実施のうち、21 市町に補助する。												
負担区分	国	県	地元																						
事務費	50%	25%	25%																						
国土調査事業費	3,964	国庫 1,982	1,982	地籍調査指導事務費 3,964 国補×50%	水戸市他 21 市町に対する検査指導事務費																				
農地整備課計	10,866,708	国庫 4,398,018 分担金 685,553 負担金 1,067,162 繰入金 41,260 諸収入 149,331 県債 2,731,900 計 9,073,224	1,793,484																						

5. 令和3年度事業予定箇所

5. 令和3年度事業予定箇所

令和3年4月1日現在(単位：歳出ベース、百万円)

事業名	予算額	事業予定箇所
国営土地改良事業 負担金	824	◆国営農業水利事業 (霞ヶ浦用水)、那珂川沿岸、茨城中部、鬼怒川南部 ※()の地区は完了地区
ため池等整備事業費 県営 継 3地区 新 1地区 計 3地区 団体営 (ハード) 継 1地区 新 1地区 計 1地区	130	◆県営 (継続) 玉里排水機場(小美玉) 穴川揚水大前堰(筑西、施工は栃木県)、青木堰(桜川)、 ◆団体営(ハード) (新規) 上坂田(土浦)
湛水防除事業費 継 3地区 新 1地区 計 3地区	305	〈継続〉東大場・島(水戸)、新郷2期(古河)、山川沼2期(八千代外1)
地盤沈下対策事業費 継 4地区 新 1地区 計 4地区	551	〈継続〉小貝東部2期(つくばみらい外2)、福岡堰4期(つくばみらい外2)、南総上流2期(坂東外3)、五霞(五霞)
災害耕地復旧費	87	現年発生災害復旧、過年発生災害復旧、突発事故復旧
経営体育成基盤 整備事業費 継 37地区 ほ場整備 15地区 土地 総 21地区 機構関連 1地区 新 12地区 ほ場整備 10地区 土地 総 2地区 計 49地区 ほ場整備 25地区 土地 総 23地区 機構関連 1地区	4,190	◆ほ場整備 〈継続〉小目(常陸太田)、新木崎(那珂)、下桜井(北茨城)、萱場(水戸)、笠間大淵(笠間)、下手(つくば)、西の洲・甘田入(稲敷)、利根北部4期(利根、龍ヶ崎)、利根西部(利根)、総上・豊加美(下妻)、総上・豊加美2期(下妻)、大宝沼2期(下妻、筑西)、三坂(常総)、蓮沼(筑西)、幸江崎2期(古河、結城) ----- 〈新規〉伊師(日立)、柳河中部(水戸、那珂)、向谷原(大洗)、増井(城里)、吉沼明戸上口(つくば)、大塚上(龍ヶ崎)、利根西部2期(利根)、利根南部(利根)、蓮沼2期(筑西)、真壁町山尾(桜川) ◆土地改良総合整備 〈継続〉三原(水戸)、友部小原(笠間)、友部中央(笠間)、随分附(笠間)、牛堀(潮来)、牛堀2期(潮来)、牛堀3期(潮来)、梶無(行方)、梶無2期(行方)、麻生東部2期(行方)、麻生東部3期(行方)、北浦(行方、鉾田)、川原代(龍ヶ崎)、川原代2期(龍ヶ崎)、小絹(つくばみらい)、小絹2期(つくばみらい)、伊奈北部(つくばみらい)、伊奈北部2期(つくばみらい)、蔵後余郷入2期(美浦)、西田(筑西)、西田2期(筑西)、 ----- 〈新規〉押辺・安居(笠間)、延方干拓(潮来) ◆農地中間管理機構関連農地整備 〈継続〉南友部(笠間)

事業名	予算額	事業予定箇所
農地利用集積促進事業費 〈土地利用調整〉 継 5 地区 新 0 地区 計 5 地区 〈高生産性農業集積促進〉 継 1 地区 新 4 地区 計 5 地区	290	◆土地利用調整事業 〈継続〉下桜井(北茨城)、牛堀(潮来)、麻生東部(行方)、梶無(行方)、総上・豊加美(下妻)、 ◆高生産性農業集積促進事業 〈継続〉利根北部(利根、龍ヶ崎)、 〈新規〉北川根(笠間)、友部市原(笠間)、大貫(大洗)、大宝沼(下妻)、
県営かんがい排水事業費 〈ハード事業〉 継 18 地区 一 般 5 地区 排 特 2 地区 保 全 9 地区 ストマネ 2 地区 新 3 地区 一 般 1 地区 保 全 1 地区 ストマネ 1 地区 計 21 地区 一 般 6 地区 排 特 2 地区 保 全 10 地区 ストマネ 3 地区	1,807	◆一般 〈継続〉那珂川沿岸(水戸外7)、中野東2期(鹿嶋)、余郷入(稲敷、美浦)、早井東部(河内)、霞ヶ浦用水第Ⅲ期(下妻外9) 〈新規〉早井東部2期(河内) ◆排特 〈継続〉下桜井(北茨城)、潮来福島(潮来) ◆保全 辰ノ口堰(常陸太田、常陸大宮)、岩崎堰(常陸大宮、那珂)、新利根第1機場(稲敷、河内)、田谷川(筑西)、大山沼排水機場(古河)、猿島西部用水機場2期(古河、境)、积水排水機場(古河、境)、矢作排水機場(坂東)、一の谷沼用排水機場(境、坂東) 〈新規〉新堀排水機場(下妻市) ◆基幹水利施設ストマネ(ストマネ) 〈継続〉柴間揚水機場(石岡)、飯沼第2機場(坂東外3) 〈新規〉金江津用排水機場(河内)
県営畑地帯総合整備事業費 継 13 地区 担い手支援 1 地区 担い手育成 12 地区 新 1 地区 担い手支援 一地区 担い手育成 1 地区 計 14 地区 担い手支援 1 地区 担い手育成 13 地区	1,307	◆担い手支援 〈継続〉柳河(水戸) ◆担い手育成 〈継続〉上小岩戸(小美玉)、豊郷台(鹿嶋)、本郷高野(神栖)、東成井西部(石岡)、上郷角内(つくば)、武井(結城)、尾崎北部(古河)、山田(古河)、東山田(古河、坂東)、坂東中央(坂東)、坂東中央2期(坂東)、富田(坂東) 〈新規〉武井2期(結城)

事業名	予算額	事業予定箇所
基盤整備促進事業費 継 2地区 かん排 2地区 新 1地区 計 2地区 かん排 2地区	130	◆かん排 〈継続〉 那珂川沿岸(水戸外7)、霞ヶ浦用水西部(筑西外11)
畑地かんがい営農技術 実証ほ場整備事業費 継 2地区 新 1地区 計 2地区	27	〈継続〉 飯田(那珂)、村岡(下妻)
高収益畑作モデル基盤整 備事業費 継 1地区 新 4地区 計 5地区	113	〈継続〉 東成井(石岡) 〈新規〉 上吉影(小美玉)、山野(小美玉)、新治(かすみがうら)、下妻神明(下妻)
農村交流基盤整備事業費 継 1地区 新 1地区 計 1地区	3	〈継続〉 八郷中央(石岡)
県営中山間地域総合整備 事業費 継 1地区 新 1地区 計 1地区	161	〈継続〉 高萩(高萩)
一般農道整備事業費 継 1地区 新 1地区 計 1地区	64	〈継続〉 関南(北茨城)
ふるさと農道整備事業費 継 2地区 新 1地区 計 3地区	258	〈継続〉 小目(常陸太田)、総上・豊加美(下妻) 〈新規〉 本郷高野(神栖)

事業名	予算額	事業予定箇所
団体営農業集落排水事業費 〈ハード事業〉 継 2地区 新 1地区 計 2地区 〈ソフト事業〉 ・機能診断5市町10施設 ・最適整備構想6市町	205	◆ハード事業 〈継続〉 【改築】大生原(潮来)[污水交]、恩名(古河)[污水交] ◆ソフト事業 【機能診断】 常陸大宮市(岩瀬外2)、小美玉市(巴南部)、城里町(孫根)、つくばみらい市(下小目外3)、古河市(高野) 【最適整備構想】 常陸太田市、那珂市、小美玉市、取手市、つくばみらい市、阿見町
担い手支援対策事業 〈農地集積基盤整備推進事業費補助〉 継 3地区 新 1地区 計 3地区	9	〈継続〉 上小岩戸(小美玉)、尾崎北部(古河)、坂東中央(坂東)

6. 令和3年度主要事業の概要

- (1) 生産性の高い水田の基盤づくり
- (2) 高品質な青果物を安定供給する畑地の基盤づくり
- (3) 基幹用排水施設等の整備
- (4) 基幹的農業水利施設等の計画的な長寿命化対策
- (5) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策
- (6) 地域資源を活用した農村の活性化
- (7) 多面的機能の発揮促進と農村環境の整備
- (8) 自然環境の保全
- (9) 土地改良区の充実強化
- (10) 地籍調査事業の推進

(1) 生産性の高い水田の基盤づくり

低コスト化や高収益化を目的とした水田や畑地の生産基盤を整備するとともに、経営体等への農地の利用集積を促進し、高生産性農業の実現を目指す。

◎ **経営体育成基盤整備事業**（予算額 4,190,285 千円（地区数 49 地区））

地域農業の展開方向及び生産基盤整備の状況等を踏まえ、必要となる区画整理や農業用排水施設、暗渠排水などの生産基盤整備等を経営体（担い手）の育成を図りながら一体的に実施するとともに、担い手への農地の利用集積を促進し、効率的かつ安定的な水田農業経営の確立を図る。

〔事業採択要件等〕

- (1) 事業主体 県
- (2) 採択要件 受益面積：20ha 以上 ほか
- (3) 負担割合 国 50・55・62.5%、県 27.5・30%、地元 22.5～10.0%

◎ **〔県単〕担い手支援対策事業（農地集積基盤整備推進事業）**（予算額 9,000 千円（地区数 3 地区））

水田等の生産基盤の整備（区画整理）を契機として、面的なまとまりを重視した経営体へ農地の利用集積を推進するため、貸し手農家の土地改良事業費の分担金の一部を補助する。

〔事業採択要件等〕

- (1) 事業主体 市町村
- (2) 採択要件
- (3) 負担割合

区 分	採択要件
受益面積	概ね 40(20)ha 以上
経営面積率	概ね 40(20)%以上
大区画化	概ね 50%以上
(流動化率)	(概ね 20%以上)

区 分	負 担 区 分		
	県	市町村	地元(貸し手)
H15～H17 採択地区	70%	20%	(10%)
H18～H20 採択地区	60%	20%	(20%)
H21～H26 採択地区	55%	25%	(20%)

() は畑地帯総合整備事業

◎ **〔国補〕経営体育成関連流動化促進事業(国名称：農業経営高度化支援事業)**（予算額 290,450 千円（地区数 10 地区））

ア) 土地利用調整指導事業（国名称：高度土地利用調整事業等／指導事業等）（予算額 320 千円（地区数 5 地区））

土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、県が指導等を行う事業。

〔事業採択要件等〕

- (1) 事業主体 県
- (2) 採択要件 農業経営高度化計画等を作成すること
- (3) 負担割合 国 50% 県 50%

イ) 土地利用調査推進事業（国名称：高度土地利用調整事業等/調査・調整事業）（予算額 1,687 千円（地区数 5 地区））

市町村等が行う、関係農家の意向調査活動、関係機関との調整等の土地利用調整活動を推進する事業。

〔事業採択要件等〕

- (1)事業主体 市町村等
- (2)採択要件 農業経営高度化計画等を作成すること
- (3)負担割合 国 50% 県 25% 地元 25%
- (4)補助限度額 以下の基準額 × 調整事業の実施年数
 - 1) 受益面積 60ha 未満 1,200 千円
 - 2) 受益面積 60ha 以上 200ha 未満 1,600 千円
 - 3) 受益面積 200ha 以上 3,200 千円

ウ) 高生産性農業集積促進事業（国名称：農業経営高度化促進事業/中心経営体農地集積促進事業等）

（予算額 288,443 千円(地区数 5 地区)）

高度経営体、中心経営体への農地集積をより一層促進させるため、高度経営体への一定の農地利用集積の増加、中心経営体への一定の利用集積等を達成した地区に対して、総事業費の一定割合を助成する事業。

〔事業採択要件等〕

- (1)事業主体 市町村等
- (2)採択要件
 - ・促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合が 55%以上となること。（農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業の場合）
 - ・農業経営高度化計画等を作成すること。
- (3)負担割合 国 3/6 県 2/6 市町村 1/6
- (4)助成割合 〈農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業の場合〉

中心経営体集積率	
55%以上 65%未満	5.5%（うち 80%以上を集約化 6.5%）
65%以上 75%未満	6.5%（うち 80%以上を集約化 8.5%）
75%以上 85%未満	7.5%（うち 80%以上を集約化 10.5%）
85%以上	8.5%（うち 80%以上を集約化 12.5%）

〈農山漁村地域整備交付金の場合〉

中心経営体集積率	
35%以上 45%未満	3.5%
45%以上 55%未満	4.5%
55%以上 65%未満	5.5%
65%以上 75%未満	6.5%
75%以上	7.5%

※助成割合は、予算種別、事業採択年度、事業型により異なる

エ) 耕地利用高度化推進事業（国名称：耕地利用高度化推進事業等）

営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動を行う。

〔事業採択要件等〕

- (1) 事業主体 市町村
- (2) 採択要件 農業経営高度化計画等を作成すること
- (3) 負担割合 国 3/6 県 2/6 市町村 1/6
- (4) 限度額 生産基盤整備事業等の総事業費の 2%以内

◎ 国営緊急農地再編整備事業

農地の大区画化や排水改良などの基盤整備と併せ、耕作放棄地を含めた農地の土地利用を計画的に再編し、耕作放棄地の発生防止や担い手への農地集積を進める。

〔事業採択要件等〕

- (1) 事業主体 国
- (2) 採択要件
 - ・受益面積：400ha 以上（うち区画整理 200ha 以上）
 - ・耕作放棄地及び耕作放棄地のおそれのある農地を 10%以上含むこと。
 - ・担い手への農地の利用集積の割合が一定以上増加すること。
- (3) 負担割合 国 (20/30)、県 (6/30)、地元 (4/30)

・事業概要

地区名	受益面積 (ha)	関係市町	工期	事業内容	事業費 (億円)	進捗率 (%) (R2)
茨城中部	675 (水田 664、畑 11)	水戸市 茨城町	H28～R7	区画整理 675ha	146	37

※事業費ベース

(2) 高品質な青果物を安定生産する畑地の基盤づくり

消費者ニーズに応えられる高収益作物の計画的かつ安定的な生産を図るため、地域の営農形態に応じた畑地基盤整備を推進するとともに、用水を活用した収益性の高い安定的な畑かん営農を地域に確立させるため、国営農業水利事業関連地区等におけるかんがい施設整備を促進する。

基盤整備

◎ 畑地帯総合整備事業（予算額 1,307,134千円（地区数14地区））

畑作農業経営の体質強化のため、農業用排水施設、農道及び区画整理などの基盤整備を行うとともに、農業集落道などの環境整備を一体的に行い、担い手農家の経営安定に資する畑地帯整備を総合的に行う。

(1) 令和2年度実施予定

担い手育成型	尾崎北部（古河市）など13地区
担い手支援型	柳河（水戸市） 1地区

(2) 負担割合

国	県	地元
55～50%	30～25%	25～15%

◎ 水田畑地化推進事業（県単）（予算額 40,000千円）

米中心の営農から野菜など高収益な作物中心の営農への転換を推進するため、水田の畑地化のために必要な整備などへの支援を行う。

(1) 畑地化基盤整備事業

- ① 事業主体 市町村、改良区、農協、農業法人 等
- ② 整備内容 用排水施設整備、暗渠排水、客土、畦畔除去 等
- ③ 採択要件 水田受益面積 1ha以上20ha未満 かつ 畑地化面積1ha以上
※中山間地域は0.5ha以上10ha未満 かつ 畑地化面積0.5ha以上
- ④ 負担割合 県62.5% 地元37.5%

(2) 畑地化調査・調整事業

- ① 事業主体 市町村、改良区、農協、農業法人 等
- ② 事業内容 土地利用・作付調整・水利用調整にかかる関係農家の意向調査活動、関係機関との調整や調査活動 等
- ③ 負担割合 県50% 地元50%

(3) 畑地化指導事業

- ① 事業主体 県
- ② 事業内容 高収益作物の導入を推進するために県が行う普及・指導事業
- ③ 負担割合 県100%

啓発事業

◎ 産地育成畑地整備促進事業（県単）

産地育成に向けた畑地整備構想を策定し、高収益作物を計画的かつ安定的に生産するための畑地基盤整備を推進する。

(1) 啓発調査事業（1～3年）

- ① 事業内容 産地育成畑地整備促進協議会の設立、地形図作成等基礎調査の実施、産地育成構想の作成、畑地整備構想の作成
- ② 負担割合 県75%、市町村25%

◎ 畑地かんがい営農確立普及事業（予算額 27,499千円）

実証試験結果等により畑かん効果を広く農業者に対し普及啓発を行い、畑かん施設設備への機運を高め、用水を活用した収益性の高い安定的な畑かん営農を地域に確立させ、農業生産性の向上や農業者所得の増加を図る。

(1) 畑地かんがい活用新規作物導入実践事業費（予算額 358千円）

簡易な実証ほ場を設置し、用水活用によるかん水効果の期待できる高収益作物の導入の可能性を検討する。

(国調査活用)

- ① 事業主体：県
- ② 事業期間：平成 30 年度～令和 4 年度

(2) 畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業費（予算額 26,875 千円）

野菜作を対象とした実証ほ場を設置し、水利用技術・作物栽培管理技術の確立とその啓発普及を図る。（国補事業活用）

- ① 事業主体：県
- ② 事業期間：平成 30 年度～令和 4 年度

(3) 畑地かんがい営農普及推進事業費（予算額 266 千円）

上記実証ほ場実施地区内の関係者で「畑かん研究会(仮)」を設置し、研修会等を通じて実証結果を周辺地域や地域農業者へ情報提供を行い、畑かん営農の普及啓発を図る。

- ① 事業主体：県
- ② 事業期間：平成 30 年度～令和 4 年度

◎ 高収益畑作モデル基盤整備事業（予算額 112,875 千円）

高収益な畑作営農を实践する担い手の経営戦略に早期に対応できる基盤を整備するため、小区画を大区画にする簡易な畑地基盤整備や用水施設整備をモデル的に実施する。

- ①事業主体：県
- ②事業期間：平成 31 年度～令和 4 年度
- ③整備内容：簡易な基盤整備、用水施設整備
- ④採択要件：国営農業水利事業の畑受益地内
受益面積 A=10ha 未満/地区
- ⑤負担区分：国 50% 県 40% 市町村 10%

(3) 基幹用排水施設等の整備

◎ 県営かんがい排水事業

(1) 〔一般型〕(予算額 431,302 千円 (地区数 6 地区))

農業用水の安定供給、排水条件の改善など水利用の安定と合理化を図る事業で、農業生産条件の基幹をなす農業用排水施設等の整備を実施する。

- ① 採択要件：受益面積 200 (100) ha 以上、末端支配面積 100 (20) ha 以上 ※ () は畑地を受益とする場合
- ② 負担割合：国 50%、県 25%、地元 25%

(2) 〔排水対策特別型〕(予算額 32,250 千円 (地区数 2 地区))

麦・大豆・飼料用作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るため、特に水田の排水条件が不良で転作が困難な地域を対象に、水田の汎用化のための基盤条件である排水路、排水樋門、排水機場等の更新または整備を実施する。

- ① 採択要件：受益面積 20ha 以上、末端支配面積 5 ha 以上
- ② 負担割合：国 50%、県 25%、地元 25%

(3) 〔保全型〕(予算額 878,300 千円 (地区数 10 地区))

機能保全計画が策定されている既存の基幹的農業水利施設の更新や突発的事故に対し、機能を回復するための緊急工事等を実施する。また、農地集積等の目標が掲げられた農業水利施設の水管理の合理化、省力化を目的とした施設整備を実施する。

- ① 採択要件：受益面積 100ha 以上 (末端支配面積 100ha 以上)、または、農地集積等の目標が掲げられ受益面積が概ね 20ha 以上
- ② 負担割合：国 50%、県 31%・29%・27.5%・25%、地元 19%・21%・22.5%・25%

(4) 〔基幹水利施設ストックマネジメント事業〕(予算額 465,504 千円 (地区数 3 地区))

国営及び県営事業で造成された基幹的農業水利施設の機能診断を行い、機能保全計画を策定する。また、策定した機能保全計画等に基づき、劣化の状況に応じた適切な対策工事を行い、ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化を図る。

- ① 採択要件：国営及び県営事業で造成された末端支配面積 100 (畑 20) ha 以上の農業水利施設
- ② 負担割合：国 50%、県 31%・29%・25%、地元 19%・21%・25%

◎ 那珂川沿岸農業水利事業

那珂川沿岸周辺 8 市町村 8,617ha を対象に、農業用水の水源確保と安定供給を図り、生産性の高い農業が営めるよう大規模な農業水利事業を実施している。

(1) 事業概要

受益面積 (ha)	工 期	事 業 内 容	事 業 費 (億円)	進捗率 (%) (R 2 まで)
8,617 (水田 6,687 畑 1,930)	H 4 ~ R 6	ダ ム 1 カ所 用 水 路 123 km (改修 62 km) 揚水機場 5 カ所 (改修 4 カ所) 頭 首 工 1 カ所 (改修)	886	85

(2) 施設計画

① ダ ム 御前山ダム (農業用水専用ダム)

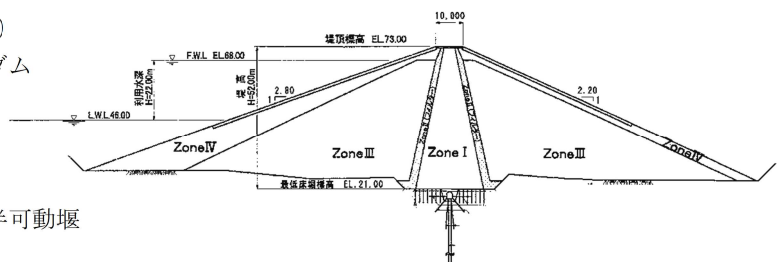
中心遮水ゾーン型ロックフィルダム

総貯水量 7,200 千 m³

有効貯水量 6,500 千 m³

頭首工 小場江頭首工 (改修)

フローティングタイプ半可動堰



- ② 揚水機場 那珂川揚水機場（新設）1.95 m³/S（水戸市飯富町）
赤沢揚水機場（改修）0.72 m³/S（東茨城郡城里町御前山）
下江戸揚水機場（改修）2.30 m³/S（那珂市下江戸）
渡里揚水機場（改修）3.71 m³/S（水戸市渡里町）
大杉山揚水機場（改修）2.53 m³/S（水戸市三の丸）
- ③ 用水路 幹線用水路 123 km（うち改修 62 km）

◎ 鬼怒川南部国営施設応急対策事業

茨城県と栃木県の9市町 8,805ha の水田に農業用水を供給している本地区の基幹的な農業水利施設の機能を保全するための整備を行う。

受益面積 (ha)	関係市町	工期	事業内容	事業費 (億円)	進捗率(%) (R2まで)
8,805 (うち栃木県 1,684ha)	茨城県：古河市、結城市、 下妻市、常総市、筑西市、 坂東市、八千代町 栃木県：小山市、真岡市	R2 ～ R10	揚水機場 改修1カ所 用水路 改修3.5km ほか	56	2

参考

国営完了地区及び機構営事業

地区名	工期	受益面積 (ha)	事業内容	事業費 (百万円)	関係市町村
国営鬼怒川南部地区	S40～S50	9,428 (うち栃木県 1,695)	頭首工 1ヶ所 取水工 2ヶ所 幹線水路約88kmほか	8,480	茨城県：古河市、結城市、 下妻市、常総市、筑西市、坂東市、 八千代町 栃木県：小山市、真岡市
国営鬼怒川南部地区 (国営造成土地改良施設整備)	H21～H24	8,955 (うち栃木県 1,697)	勝瓜頭首工付帯施設改修 1式(護床、ゲート設備等)	1,897	茨城県：古河市、結城市、 下妻市、常総市、筑西市、坂東市、 八千代町 栃木県：小山市、真岡市
国営鹿島南部地区	S42～H3	2,285 田 676 畑 1,609	揚水機場 1ヶ所 幹線用水路 13km	7,354	神栖市
国営石岡台地地区	S45～H元	7,405 田 4,176 畑 3,229	揚水機場 3ヶ所 幹線用水路 42kmほか	23,242	石岡市、笠間市、かすみがうら市、 行方市、鉾田市、小美玉市、茨城 町
国営新利根川沿岸地区	S56～H4	7,030 田 6,765 畑 265	用水機場 2ヶ所 排水機場 5ヶ所 用排水機場 1ヶ所 用水路 9 km 排水路 34km	30,044	稲敷市、河内町
水資源機構営霞ヶ浦用水地区	S54～H5		揚水機場 1ヶ所 基幹線水路 53.3km	73,495	
国営霞ヶ浦用水1期地区	S55～H4	19,294 田 10,919 畑 8,375	用水路 101km 調整池 4ヶ所 揚水機場 4ヶ所	49,288	土浦市、古河市、石岡市、結城市、 下妻市、常総市、笠間市、つくば 市、筑西市、坂東市、桜川市、八 千代町、境町
国営霞ヶ浦用水2期地区	H4～H20		用水路 111km 調整池 2ヶ所 揚水機場 3ヶ所	52,847	
森林総合研究所営 多賀地区	S58～H2		農業用道路 18.2km	13,162	日立市、常陸太田市、高萩市、 北茨城市、常陸大宮市、大子町
森林総合研究所営 奥久慈地区	H5～H12	区画整理 108 暗渠 排水 48 農業用道 路 3,314	区画整理 108ha 暗渠排水 48ha 農業用道路 10.4km 排水改良	14,383	大子町

(4) 基幹的農業水利施設等の計画的な長寿命化

県内には、国営・県営・団体営事業で造成された約 7 千箇所にのぼる農業水利施設が存在し、近年更新時期を迎える施設が増加する傾向にあり、計画的な補修・更新が必要になっている。そのため、農業水利施設のストックマネジメントの取組を推進し、効率的に農業水利施設の持つ用水供給機能や排水機能を確保する。

機能診断・保全計画策定

◎ 基幹水利施設ストックマネジメント事業（予算額 - 千円）

(1) 事業内容

施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、これに基づき、施設の機能を保全するために必要な対策方法を定めた機能保全計画の策定を行う。

(2) 負担割合 国：100%

対策工事

◎ 県営かんがい排水事業（保全型）（予算額 878,300 千円）

◎ 基幹水利施設ストックマネジメント事業（予算額 465,504 千円）

(1) 事業内容

機能保全計画に基づき更新や対策工事を実施する。

(2) 負担割合 国：50%、県：31%・29%・25%、地元：19%・21%・25%

管理体制支援

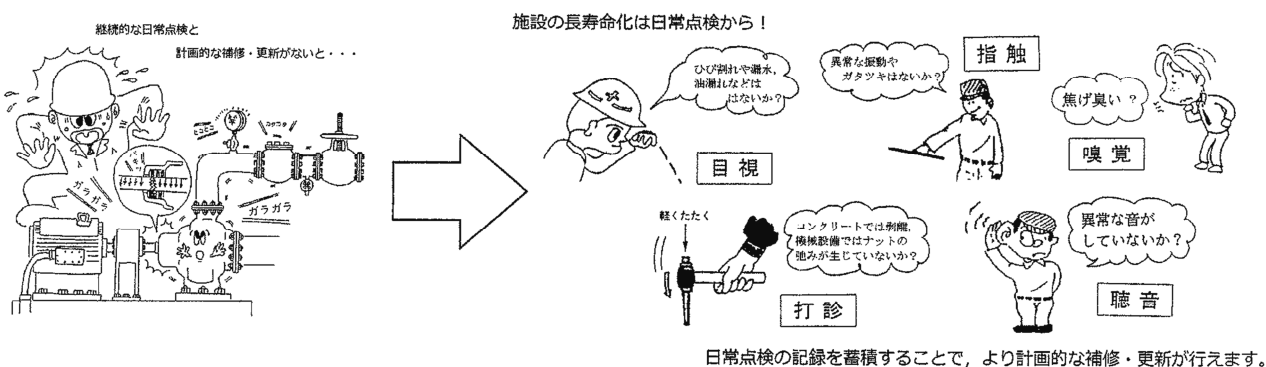
◎ 農業水利施設強靱化促進事業（予算額 30,000 千円）

(1) 事業内容

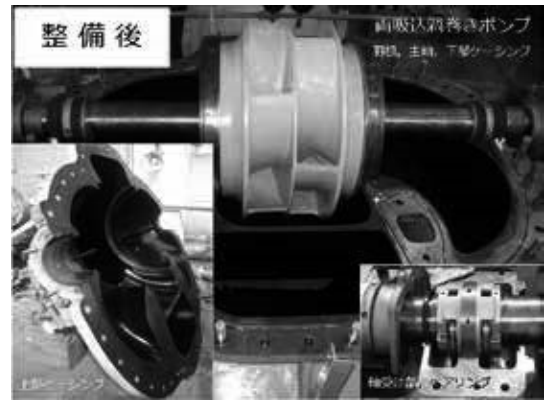
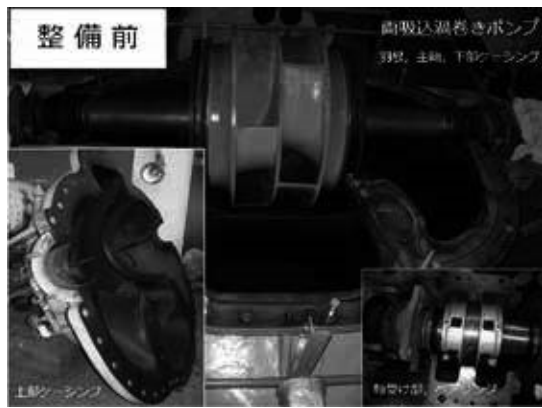
施設管理者と地域住民の協働による保全管理体制（ストックマネジメントサイクル）の構築を促進するため、機能保全計画の更新や管理台帳の整備、水利用再編に関する調査、検討等を行う。

(2) 負担割合 施設監視支援 県：100%

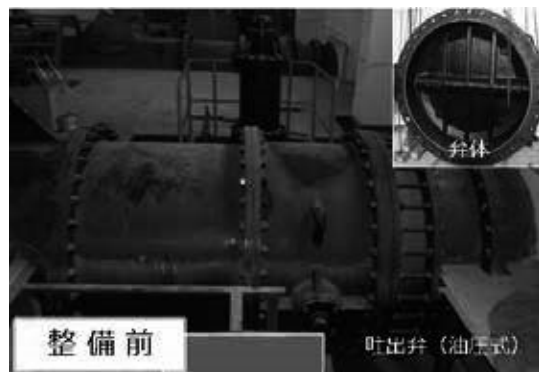
保全管理強化 県：75%、地元 25%



【ポンプ】



【吐出弁】



【電気設備】



【ゲート】



(5) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策

◎ ため池等整備事業（予算額 129,445 千円）

築造後における自然的・社会的状況の変化等に起因した決壊その他の事故による農地・農業用施設・公共施設・人家等への災害を未然に防止するために、農業用施設の整備・補強を行う。

・採択要件及び補助率

	受益面積	事業費	補助率	事業主体
ため池整備事業（県営）	2ha 以上	800 万円以上	国 50 県 25 地元 25	県
農業用河川工作物応急対策事業（県営）	—	1 億円以上	国 55 県 37 地元 8	県
農業用河川工作物応急対策事業（団体営）	—	5,000 万円以上	国 50 県 42 地元 8	市町村 土地改良区等
農業用排水施設整備事業（団体営）	20ha 以上	800 万円以上	国 50 県 18 地元 32	市町村 土地改良区等

◎ 湛水防除事業（予算額 305,075 千円）

土地改良事業等によって排水施設が整備されていたものが、流域の開発等による排出量の増大・立地条件の変化により湛水被害が発生している地域において、排水機場・排水路等の新設・改修を行い、農地・農業用施設等の湛水被害を防止する。

・採択要件及び補助率

	受益面積	事業費	補助率	事業主体
小規模 （一般地域）	30ha 以上	5,000 万円以上	基幹：国 50 県 30 地元 20	県
			その他：国 50 県 25 地元 25	
小規模 （中山間地域）			基幹：国 55 県 27 地元 18	
			その他：国 55 県 22.5 地元 22.5	

基幹施設：排水機場・排水樋門・貯留施設等
その他：排水路等基幹施設以外の施設

◎ 地盤沈下対策事業（予算額 551,125 千円）

地下水の採取に起因して地盤沈下を起こしている地域において、効用の低下した農業用施設を従前の状態に回復するために、農業用施設の新設または改修を行う。

・採択要件及び補助率

	受益面積	補助率	事業主体
大規模	400ha 以上	国 55 県 39 地元 6	県



湛水防除事業 久賀（2期）地区



ため池等整備事業（河川応急） 村田堰地区

(6) 地域資源を活用した農村の活性化

◎ 都市農村交流推進事業（予算額 7,761 千円）

農村地域では、人口減少等による活力低下が問題となっていることから、都市農村交流により地域を活性化し、交流人口の拡大や所得の向上を図る。

(1) 人材の育成・確保

- ・ 体験メニューの創出や異業種と連携した事業づくりができる人材の育成事業を実施し、活動を推進できる人材の確保を図る。
- ・ 都市農村交流の実践者等で組織する「茨城むらまちネット」の活動を支援する。
- ・ 都市農村交流推進研修会を開催し、実践者の取組の発展を図る。

(2) 体験モニターツアー

農業農村体験モニターツアーの実施により、観光コンテンツとして商品化できる体験メニュー等を創出し、交流人口の拡大や所得の向上を図る。

(3) 情報発信

「いばらきのグリーン・ツーリズム」ホームページやフェイスブック、冊子等を通じて本県の都市農村交流に関する情報を発信する。

(7) 多面的機能の発揮促進と農村環境の整備

◎ 多面的機能支払交付金事業（予算額 1,608,075 千円）

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。

事業の概要

（農地維持支払）

【活動内容】農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

【事業主体】「農業者のみ」又は「農業者及びその他の者（地域住民、団体等）」で構成する活動組織

【支援単価】基本単価：田 3,000 円/10a、畑 2,000 円/10a、草地 240 円/10a

加算単価：田 1,000 円/10a、畑 600 円/10a、草地 80 円/10a

既存の活動組織が総農家数 10 戸以下の小規模集落を取り込む場合、新たに取り込む農用地面積に加算

【負担割合】国：県：市町村＝1/2：1/4：1/4

○農地維持支払



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の砂利補充

（資源向上支払）

【活動内容】①地域資源の質的向上を図る共同活動

水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等

②施設の長寿命化のための活動

コンクリート水路敷設、ポンプの更新等

【事業主体】「農業者及びその他の者（地域住民、団体等）」で構成する活動組織（②は農業者のみで可能）

【支援単価】①基本単価：田 2,400 円/10a、畑 1,440 円/10a、草地 240 円/10a

多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は 5/6 を乗じた単価

加算単価：田 400 円/10a、畑 240 円/10a、草地 40 円/10a

多面的機能の増進を図る活動を新たに 1 つ以上増加した場合に加算

加算単価：田 400 円/10a、畑 240 円/10a、草地 40 円/10a

上記の加算単価に取り組むことに加え、構成員のうち、非農業者の占める割合が 4 割以上、かつ、8 割以上が参加する実践活動を行う場合に加算

加算単価：田 400 円/10a

資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち 5 割以上において、水田の雨水貯留機能の強化を推進する場合に加算

②田 4,400 円/10a、畑 2,000 円/10a、草地 400 円/10a

上記単価を上限に国からの交付金の範囲内での交付

広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は 5/6 を乗じた単価

【負担割合】国：県：市町村＝1/2：1/4：1/4

○資源向上支払



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外来種駆除

◎ 中山間地域等直接支払交付金事業（予算額 41,058 千円）

農業生産条件の不利な中山間地域等において、農業生産活動等の継持を図りながら農業の持つ多面的機能の確保・発揮を図る。

(1) 事業対象地域

過疎法、山村振興法、特定農山村法及び棚田地域振興法指定地域、又はこれに準ずる地域として知事が認める地域

(2) 事業内容

急傾斜農地等を対象に、集落協定又は個別協定に基づき

①集落の将来像を明確化した活動計画の下で、5年以上継続して行われる農業生産活動等

②6～10年後を見据えた集落の将来像を明確化し、共有する集落戦略を作成した農業者等に対し直接支払交付金を交付する。

（①のみの実施の場合は8割単価）

(3) 事業実施期間

令和2年度～令和6年度（5か年間）

(4) 補助率

法指定地域 3/4（国 1/2、県 1/4）、市町村 1/4

知事特認地域 2/3（国 1/3、県 1/3）、市町村 1/3



◎ 団体営農業集落排水事業（予算額 205,128 千円）

農業用排水の水質保全や農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設及び汚泥のたい肥化施設等を整備する。

(1) 事業の種類

- ①工 事 生活雑排水等の処理施設、管路施設の整備又は改築を行う。
- ②調 査 ①の工事施工に必要な調査及び計画を策定する。
- ③機 能 診 断 農業集落排水施設の劣化状況等を調べ、調査結果から設備や装置等の性能低下の状態やその要因を把握し、それぞれの健全度を評価する。
- ④最適整備構想 ③の機能診断調査結果に基づき、各施設の機能を保全するために必要な対策工法等を定めた機能保全計画を取りまとめ、市町村が管理する全ての施設を対象に、予算の平準化など、保全管理に向けた最適な実施シナリオとなる最適整備構想を策定する。
- ⑤維持管理適正化計画 ③の機能診断調査結果を基に、施設の再編・集約、施設規模又は汚水処理方式の適正化、省エネルギー技術導入等の維持管理適正化対策を策定する。

(2) 負担割合

事業名	地域区分	負担割合			備考
		国	県	地元	
団体営農業集落排水事業					
工 事	一 般	50	※	50	S59～ 農業振興地域 受益戸数 20 戸以上 人口 1,000 人程度
	霞流域	50	※	50	
調 査		50	—	50	
機 能 診 断	—	100	—	—	
最適整備構想		100	—	—	
維持管理適正化計画	—	100	—	—	

(注 1) 霞流域とは、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」の適用地域

※県は、農業集落排水事業推進交付金（一般地域は事業費の 10%、霞流域は 13.5%）として事業実施の翌年度から 5 ヶ年間で市町村に交付



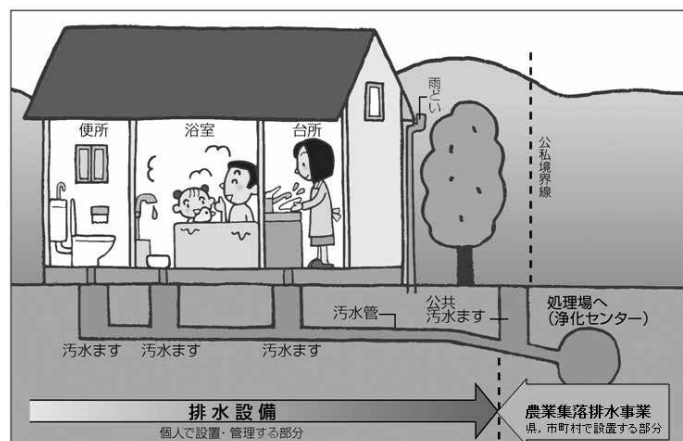
◎ 農業集落排水施設接続支援事業（予算額 41,260 千円）

(1) 事業の目的

霞ヶ浦、涸沼、牛久沼における水質保全のため、農業集落排水施設の接続率向上に向けた取組に対し支援することにより、受益者負担の軽減を図り、より一層の接続を促進する。

(2) 事業概要

- ①補助内容 霞ヶ浦・涸沼・牛久沼の湖沼流域において、農業集落排水施設への接続支援事業を行う市町村に対して補助する。
- ②事業期間 平成 20 年度から令和 3 年度 14 年間（森林湖沼環境税）
※第 3 期 平成 30 年から令和 3 年度の 4 年間
- ③補助対象 供用開始後 3 年以内の接続
さらに霞ヶ浦流域限定で供用開始後 4 年目以降も対象（ただし、平成 30 年度以降供用開始を除く）
- ④補助額 市町村が交付する額の 1/2 を限度（但し、1 戸あたり 2 万円を限度）
さらに、霞ヶ浦流域限定で「65 歳以上または 18 歳未満の方のいる世帯」のうち世帯収入 600 万円未満の世帯に対し、接続工事費を最大 31 万円補助（※世帯収入は目安であり、世帯構成等により異なる）
※財政力指数が 1.0 以上の市町村は交付率 90%
※下線部が平成 30 年度拡充



農業集落排水事業実施市町村

(令和3年4月1日現在)

市町村名	実施	農業集落排水事業	機能強化	緊急集排事業	モデル事業	県単集排事業	処理区数の計
水戸市	完了	平須、飯富、宿根古屋、上国井、大場森戸、加倉井、藤井岩根成沢、下大野上大野、内原北部	大足、平須、下入野、宿根古屋	筑地赤尾関	大足、下入野	金谷 <small>(加倉井に統合)</small>	13 (17)
ひたちなか市	完了	西中根	西中根	東中根			2 (3)
笠間市	完了	市原、枝折川、岩間南部、友部北部		安居、北川根			6
小美玉市	完了	納場北部、巴南部、堅倉南部、巴中部	納場北部				4 (5)
茨城町	完了	飯沼、下石崎、涸沼南、逆川					4
城里町	完了	上入野、北方高久、常北青山、孫根、古内					5
常陸太田市	完了	里美中部、里野宮、花房新地、天下野、松栄青木、町屋、里美南部、中野小島、佐都四					9
常陸大宮市	完了	長倉、高渡、岩崎、富岡、野口、大岩小舟、塩原、西野内、鷺子、油河内、岩瀬、美和中部、小瀬					13
那珂市	完了	戸崎、西木倉、門部、戸多北部、鴻巣、酒出		神崎額田			7
鹿嶋市	完了	中村、大船津、爪木					3
潮来市	完了	大生原					1
	継続		大生原				(2)
行方市	完了	榎本、玉造北部	榎本				2 (3)
鉾田市	完了	青山、上島西部、舟木					3
龍ヶ崎市	完了			板橋大塚			1
稲敷市	完了	浮島、阿波東部、古渡東部、君賀、阿波西部、曲淵、東中部	浮島、阿波東部	鳩崎			8 (10)
美浦村	完了	舟子、信太、安中、大須賀津	舟子、安中（大須賀津、山内）			山内	5 (9)
阿見町	完了	小池、君島大杉、福田、実穀上長					4
土浦市	完了	高岡、土浦市西部、沢辺、土浦市北部、土浦市東部、土浦市西根					6

市町村名	実施	農業集落排水事業	機能強化	緊急集排事業	モデル事業	県単集排事業	処理区数の計
石 岡 市	完了	東成井、出し山、東成井第二、石岡西部、恋瀬		関川石川			6
取 手 市	完了					市之代	1
守 谷 市	完了	西板戸井					1
かすみがうら市	完了	土田、柏崎、志筑、大和田、深谷、上稲吉		新治、千代田東部			8
つくばみらい市	完了	福岡、十和、高岡狸穴、豊南部、三島		下小目	上平柳、弥柳		8
筑 西 市	完了	深見、協和中部、神分、東石田、木戸、協和南部、嘉家佐和、関館花田、上野西、河間東部、協和北第一、山崎、本郷分中、明野西部、関城東、竹島、協和北第三、河間北部	木戸	宮後、茂田第一、協和北第二		国府田、榎生山、上平塚、茂田、野、谷部	27 (28)
結 城 市	完了	大戦防、矢畑、江川南	大戦防・武井南				3 (4)
桜 川 市	完了	源法寺、高久、南飯田、長方、大国西部、谷貝北		谷貝南、富谷			8
常 総 市	完了	報恩寺、大花羽		大生郷、五箇		沖新田	5
八 千 代 町	完了	西豊田中部、沼森、粟野片角、川尻今里、川西中部、川西南部、中結城東部	西豊田中部	太田、川西北部	佐野西	東大山、中野蒨橋、大戸	13 (14)
古 河 市	完了	大綱、恩名、前林、大新、三和北部、高野、間中橋、上大野、東山田東部、葛生	大綱	柳橋			11 (13)
	継続		恩名				
坂 東 市	完了	大口、猿島西部、猿島北部、猿島中部、猿島東部	大口	長須			6 (7)
五 霞 町	完了	五霞東部	大福田	五霞北部、五霞南部	大福田		4 (5)
境 町	完了	長田北部、境第二、境第三、境第四					4
32 市町村	完了	158 処理区 30 市町村	19 処理区 11 市町村	24 処理区 16 市町	6 処理区 4 市町	13 処理区 6 市町村	201 (222)
	継続		2 処理区 2 市				

(注)「地区数の計」における上段は「機能強化(同一処理区における改築等)」を含まない。下段()は含む。

◎ 中山間地域農業基盤整備促進事業（予算額 15,000 千円）

(1) 事業の目的

中山間地域の特産農産物の生産振興により地域の活性化を図るとともに、条件不利地域における意欲のある農業者を育成する。

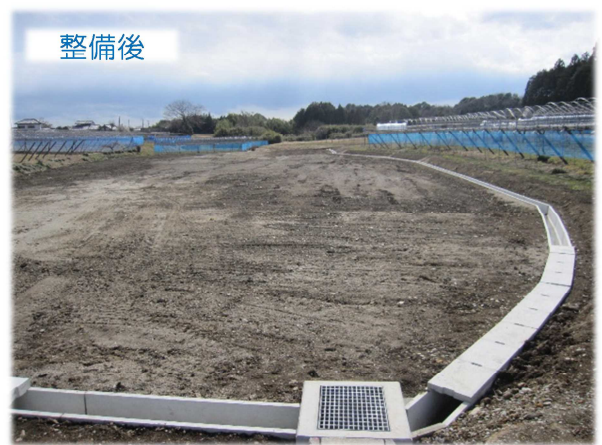
(2) 事業の内容

生産条件が不利な中山間地域における水田から畑地への転換等のために行う簡易な基盤整備に対して支援する。

(3) 事業概要

区 分	内 容
事業要件	1 ha 未満の農地、2 名以上の地権者
事業期間	平成 27 年度～
事業主体	市町、土地改良区、農業協同組合、その他適当と認める団体
補助率	県：62.5%、市町+地元：37.5%
対象地域	中山間地域等直接支払制度の対象地域 (北茨城市、高萩市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市、大子町、城里町、笠間市、桜川市)
整備内容	簡易な基盤整備 (畦畔除去(段差修正含む)、暗渠排水、客土、用排水路、進入路、電牧柵等)

遊休水田をブドウ畑に転換



◎ 鳥獣被害防止総合対策事業費（予算額 205,636 千円）

国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」等を活用し、わなの購入経費や防除活動の経費、侵入防止施設の整備費を助成することなどにより、市町村で取り組む鳥獣被害防止活動を支援する。

(1) 市町村支援事業（189,536 千円）

① 鳥獣被害防止総合支援事業

市町村策定の鳥獣被害防止計画の実施に要する経費を助成する。

ア 推進事業（予算額 17,238 千円）

箱わな等の購入経費、被害対策研修会の開催経費等に対する助成

- ・事業主体 市町村鳥獣被害対策協議会
- ・補助率 1/2 以内、新規協議会等は定額

イ 整備事業（予算額 83,793 千円）

侵入防止柵、防鳥ネット等設置経費に対する助成

- ・事業主体 市町村鳥獣被害対策協議会等
- ・補助率 1/2 以内（自力施工の場合は資材費 10/10）

② 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（予算額 87,255 千円）

有害捕獲に係る捕獲活動経費に対する助成（有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに限る）

- ・事業主体 市町村鳥獣被害対策協議会等
- ・補助率 定額（上限単価あり）

③ イノシシを「近づけない」環境づくりの推進（予算額 1,250 千円）

イノシシを「近づけない」環境づくり（緩衝帯の設置、刈払い等）経費への助成

- ・事業主体 市町村鳥獣被害対策協議会
- ・補助率 国補定額

(2) モデル地区、レンコン等被害軽減対策事業（16,100 千円）

① 農作物被害の軽減のためのカモ類の捕獲の実施（予算額 2,000 千円）

レンコン等の農作物被害の軽減のためのカモ類の捕獲を県猟友会に委託

② 鳥獣被害対策担当者研修の開催（予算額 3,750 千円）

研修会や現地実習等により、地域での取り組みに対して的確な指導・助言が行える人材の確保・育成を図る。

- ・実施内容 研修会、情報交換、現地実習等

③ 鳥獣被害対策モデル地区の設置及び被害状況調査等の実施（予算額 10,130 千円）

農林事務所がモデル地区を選定し、地域住民と共同で実施する被害状況調査、集落点検、被害防止対策、地域勉強会の開催等に要する費用を助成することにより、地域ぐるみの被害防止活動を支援する。あわせて、ICTによる捕獲の新技术の検証を行う。

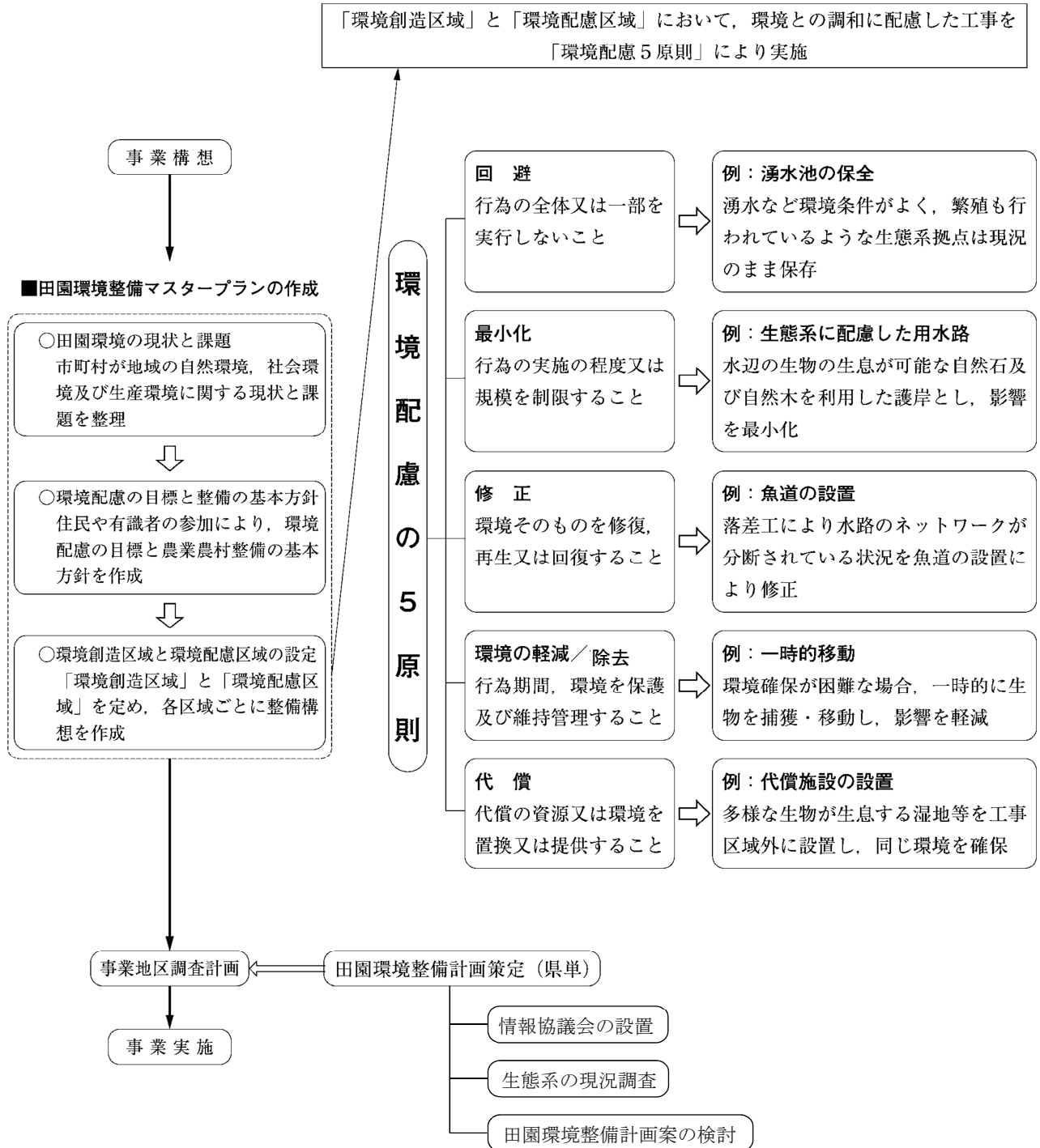
④ 有害鳥獣捕獲実施体制の整備（予算額 220 千円）

県で箱わなを整備し、市町村に貸出すことで広域的な有害鳥獣捕獲の実施体制を整備する。

(8) 自然環境の保全

◎ 田園環境整備計画の策定

平成 14 年度新規採択地区より全事業で実施



◎水田水質保全対策モデル事業（予算額 5,000 千円）

霞ヶ浦流域の農地において、土地改良施設を活用した水質保全への取組を推進することにより、霞ヶ浦への流出負荷を軽減させると共に農業地域における水質保全への取組の定着を図る。

(1) 水質保全対策整備事業

既存の土地改良施設を用いた水質保全対策を行うために必要な改修等を支援。

- ① 補助対象 土地改良区等
- ② 補助機関 1年間
- ③ 補助額 7,000 千円/地区(上限)
- ④ 取組例 水管理の改善(節水) 等

(2) 水質保全対策運用事業

整備事業で構築した施設を用いて行う水質保全対策の運用や関係者への意識啓発活動に必要な経費を支援。

- ① 補助対象 土地改良区等
- ② 補助期間 3年間(最大)
- ③ 補助額 2,000 千円/地区(上限)

(9) 土地改良区の充実強化

1 土地改良団体の組織強化

大規模経営体と小規模農家の二極分化、土地持ち非農家の増加など農業構造・農村が変化している中で農地・農業用水等の中心的な管理主体である土地改良区は、賦課金の未納、維持管理費の増大、農業水利施設の老朽化など多くの問題を抱え、また地区面積が 300ha 未満という零細小規模で財政運営基盤が脆弱なところが県内で約 7 割を占める現状にあることから、土地改良区の運営基盤を強化するため、計画的に統合整備を推進する。

◎ 土地改良区組織運営基盤強化対策事業（予算額 3,566 千円）

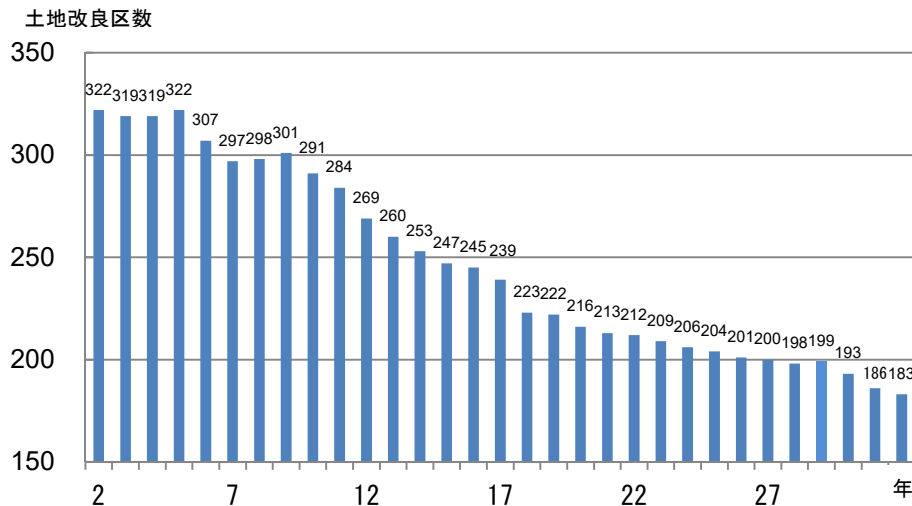
- ・統合再編整備事業 3,336 千円

合併を予定する土地改良区に対し、合併推進に資するため土地改良区統合整備計画策定に係る費用を助成する。

- ・育成・強化対策事業 230 千円

茨城県土地改良区統合整備推進協議会の運営を行うとともに、合併等の啓発及び機運の醸成を図り、合併等の指導等により統合整備を推進する。

○茨城県内の土地改良区数の推移



2 土地改良施設維持管理への支援

国土の保全や水資源の管理など、多くの公益的機能を有している土地改良施設の維持管理のため、土地改良区等に助成する。

◎ 土地改良施設維持管理適正化事業（予算額 248,118 千円）

土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保のため、土地改良区が行う土地改良施設の定期的整備補修等に対して助成する。

国、県、土地改良区が事業費の 30%ずつを 5 年間均等に土地改良事業団体連合会に拠出し、事業実施年に事業費の 90%について、同連合会から土地改良区に交付される。（残りの 10%は土地改良区負担）

◎ 基幹水利施設管理事業（予算額 357,809 千円）

基幹水利施設管理強化計画に基づき土地改良区と連携を図りつつ、基幹的な国営造成施設の公共・公益的機能を強化した管理を行う市町村に助成する。

◎ 湛水防除施設管理費補助事業（予算額 4,144 千円）

土地改良事業で造成された湛水防除施設の管理費について市町村等の一部助成する。

◎ 国営造成施設管理体制整備促進事業（予算額 133,781 千円）

農業水利施設の有する多面的機能の発揮等のため、地域における適切な取り組みを促進する観点から、県及び市町村が事業主体となって地域と連携して土地改良区の管理体制の整備を行う。

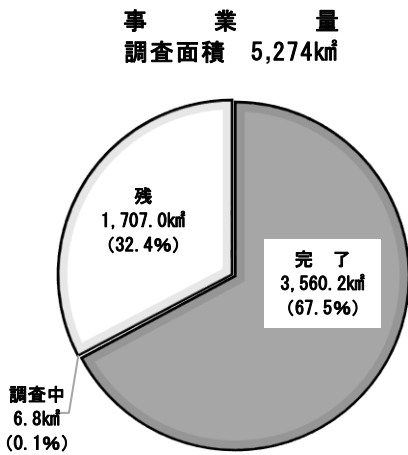
(10) 地籍調査事業の推進

国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土調査法に基づき調査を実施する。

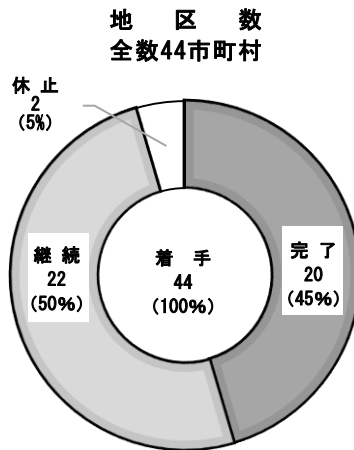
令和2年度からスタートした第7次国土調査事業10ヶ年計画により計画的な推進を図る。

- (1) 事業地域：市町村の全面積より国有林・公有水面等を除外した地域
- (2) 事業主体：市町村
- (3) 予算額：277,650千円（R3当初）
- (4) 補助率：国50%，県25%，市町村25%

① 本県地籍調査事業の進捗状況（令和2年度迄見込）



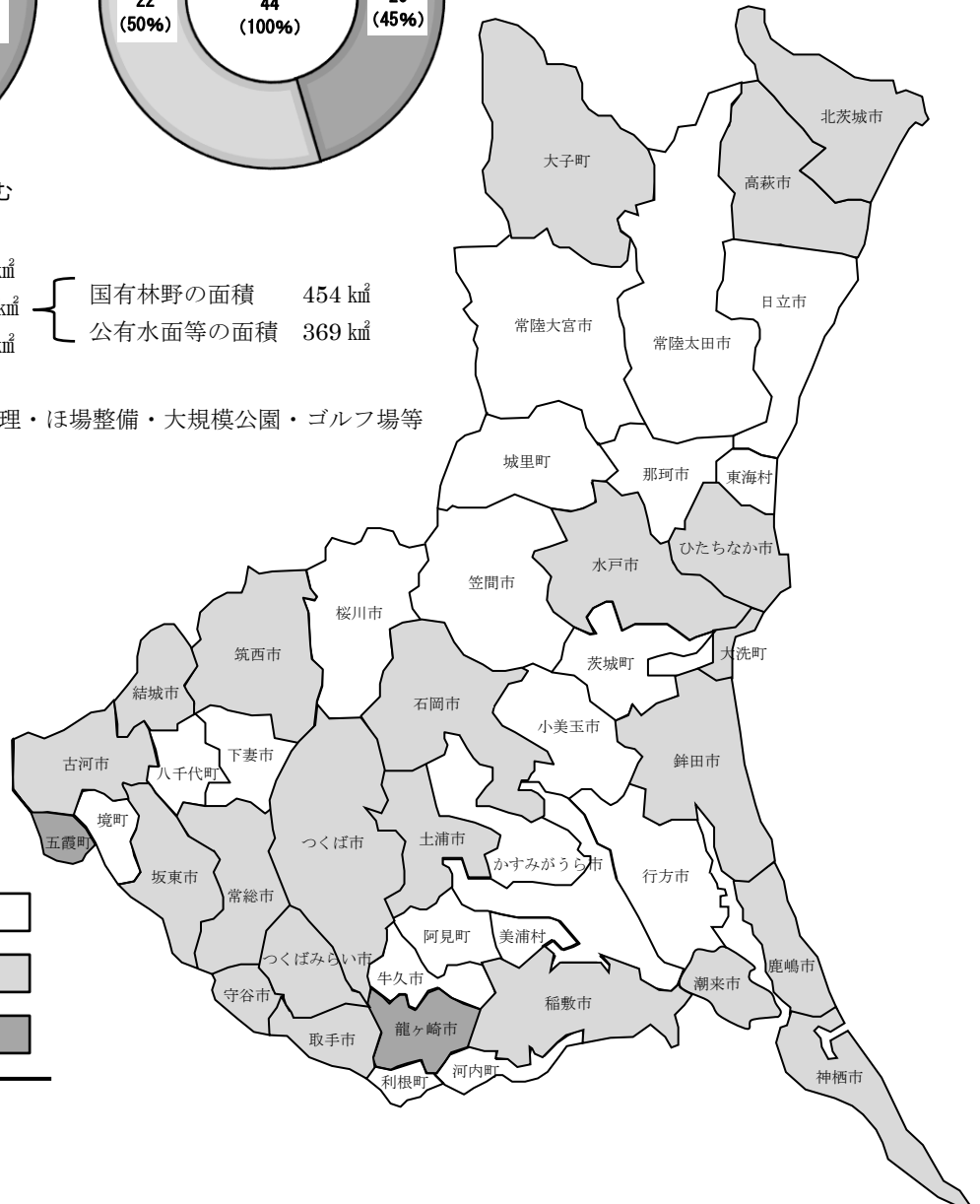
※調査中は R2 補正 0.03 km² を含む



② 茨城県の地籍調査実施状況図（令和3年度）

- ・ 本県の全面積 6,097 km²
- ・ 除外地 823 km²
 - 国有林野の面積 454 km²
 - 公有水面等の面積 369 km²
- ・ 地籍調査の面積※ 5,274 km²

※地籍調査の面積には、区画整理・ほ場整備・大規模公園・ゴルフ場等（1,079 km²）を含む。



凡 例

- 地籍調査完了・・・20
- 地籍調査継続・・・22
- 地籍調査休止・・・2

計 44 市町村

7. 関係計画

- (1) 土地改良長期計画
- (2) 生活排水ベストプラン

(1) 土地改良長期計画

ア 土地改良長期計画

本県の土地改良長期計画は、昭和 36 年に「第 1 次土地改良 10 カ年計画」が策定されて以降、順次計画を策定しており、この計画に基づき、農業の生産基盤と農村の生活環境の整備を計画的に実施している。第 8 次計画までの概要は下表に示すとおりである。

事項	第 1 次土地改良 10 カ年計画	第 2 次土地改良 10 カ年計画	第 3 次土地改良 10 カ年計画	第 4 次土地改良 10 カ年計画
策定年	S36 年 12 月	S45 年 12 月	S51 年 9 月	S61 年 3 月
期間 (実績)	S36～S45 年度 (S36～S44 年度)	S45～S54 年度 (S45～S50 年度)	S51～S60 年度 (S51～S60 年度)	S61～S70 年度 (S61～H 6 年度)
策定根拠	茨城県総合開発計画	茨城県総合開発計画	県民福祉計画	県民福祉計画
基本方針	①近代化ほ場の整備の促進 ②農地造成の促進 ③防災事業の促進	①首都圏に対する生鮮食料基地として生産基盤の整備を図る。 ②大型農業機械の導入を前提とした生産基盤の整備を図る。 ③農村環境整備の一環として生活・生産・流通に供する農道網の整備を図る。	①汎用耕地化等による高度利用と生産性の向上を図る生産基盤整備の促進 ②土地利用型農業を確立するための生産基盤の整備促進 ③農村社会の維持発展及び農産物流通の合理化を図る施設整備の促進	①農地の流動化を促進するための基盤づくり ②農業生産の再編成を促進するための基盤づくり ③土地改良施設の高度化と多面性のある施設づくり ④快適な生産基盤づくり
事業費	418 億円 352 億円 (9 年間の計画) 365 億円 (9 年間の実績)	1,750 億円 945 億円 (6 年間の計画) 654 億円 (6 年間の実績)	4,505 億円 3,802 億円 (10 年間の実績)	6,024 億円 5,351 億円 (9 年間の計画) 5,490 億円 (9 年間の実績)
達成率	104%	69%	84%	103%

事項	第 5 次土地改良 10 カ年計画 (いばらき農業農村整備プラン)	第 6 次土地改良 5 カ年計画 (いばらき農業農村整備計画)	第 7 次土地改良 5 カ年計画 (いばらき農業農村整備プラン)	第 8 次土地改良 5 カ年計画 (いばらき農業農村整備プラン)
策定年	H7 年 3 月	H18 年 3 月	H23 年 6 月	H28 年 3 月
期間 (実績)	H 7 ～H17 年度 (H 7 ～H17 年度)	H18～H22 年度 (H18～H22 年度)	H23～H27 年度 (H23～H27 年度)	H28～H32 年度 (H28～H29 年度)
策定根拠	茨城県長期総合計画	新茨城県総合計画元氣いばらき戦略プラン	茨城県総合計画いきいきいばらき生活体験プラン	茨城県総合計画(いばらき未来共創プラン)
基本方針	①生産性を高め経営基盤強化をめざす生産基盤の整備 ②やすらぎとおいのある快適な農村空間の形成 ③水と緑豊かな美しい県土の保全 ④中山間地域における住みよい環境の創造	①競争力のある産地を育成する生産基盤の整備 ②豊かな資源を活かした快適で魅力ある農村づくり ③水と緑に囲まれた美しい県土・自然環境の保全 ④地域の活性を活かした中山間地域の活性化	①農業生産を支える基盤づくり ②地域の資源である農業水利施設の適切な保全管理 ③地域ぐるみで取り組む魅力ある農村づくり	①農業競争力強化のための基盤づくり ②農村地域の強靱化・インフラ長寿命化 ③美しく元氣な農村づくり
事業費	6,550 億円 6,550 億円 (11 年間の計画) 5,928 億円 (11 年間の実績)	1,305 億円 (5 年間の実績)	836 億円 (5 年間の実績)	306 億円 (2 年間の実績)
達成率	91%	—	—	—

○6 次計画以降は、目標となる事業費を設定していません。

イ 「茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」の推進に向けた取組
 「儲かる農業」の実現に向けた取組の推進方針 農業農村整備に関する取組方針

(ア) 位置づけ

県では、平成 30 年度からの県政運営の指針となる「茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」(以下「総合計画」という。)を平成 30 年 11 月に策定した。県総合計画の重要施策となる「儲かる農業」の実現に向けた取組を着実に推進するために、農業農村整備に関する具体的取組の方向や参考となる指標を、推進方針の農業農村整備に関する取組方針として整理した。

(イ) 施策展開にあたっての基本方針と数値目標

i 競争力強化のための基盤づくり

①生産性の高い水田の基盤づくり

②高品質な青果物を安定供給する畑地の基盤づくりの推進

《数値目標》

指標名	整備対象	現況 (2017)	目標 (2021)	数値目標が示すもの	位置 づけ
区画整理面積	81,100ha	64,560ha	65,510ha	水田営農の低コスト化の促進	部
うち大区画	51,100ha	3,760ha	4,410ha	水田営農の低コスト化の促進	局
排水整備面積	81,100ha	60,370ha	61,950ha	高収益作物等の導入可能な水田の畑地化・汎用化の促進	局
農地中間管理事業等 を活用した 農地集積面積	—	2,600ha	4,600ha	農地中間管理事業等を活用した 経営規模の拡大	局
区画整理面積	44,000ha	18,320ha	18,680ha	畑作営農の低コスト化の促進	部
畑地かんがい 施設面積	15,100ha	1,900ha	2,250ha	高品質な青果物の計画的栽培の 促進	局
農地中間管理事 業等を活用した 農地集積面積	—	230ha	410ha	農地中間管理事業等を活用した 経営規模の拡大	局

ii 農村地域の強靱化・インフラ長寿命化

③農業水利施設の計画的な長寿命化対策の推進

④農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策の推進

《数値目標》

指標名	整備対象	現況 (2017)	目標 (2021)	数値目標が示すもの	位置 づけ
基幹的農業水利施設 の個別施設計画 策定数	192	103	192	基幹的農業水利施設の長寿命 化対策の取組状況	県
基幹的農業水利施設 の長寿命化対策 実施施設数	192	14	47	基幹的農業水利施設の長寿命 化対策の取組状況	県
農地防災面積	—	14,870ha	17,770ha	農地の冠水被害等からの解消 状況	県
農業水利施設の 耐震診断施設数	—	29	59	農業水利施設の耐震対策の取 組状況	県
ため池の保全 管理体制整備数	—	0	10	農業用ため池の防災・減災対策 の取組状況	県

iii 美しく元気な農村の創生

- ⑤多面的機能の維持・発揮の促進
- ⑥豊かで住みよい農村環境の推進
- ⑦鳥獣被害防止対策の総合的な推進
- ⑧地域資源を活用した維持可能な農村づくり

《数値目標》

指 標 名	整備対象	現況 (2017)	目標 (2021)	数値目標が示すもの	位置 づけ
共同活動等による 農地や水路・道路の 保全管理等の取組率	— 123.5千ha	27% 33千ha	40% 50千ha	農地や農道等の農村環境の保 全管理状況と地域コミュニテ ィの活性化状況	部
農業集落排水の 接続率（霞ヶ浦流域）	—	79.5%	80.8%	霞ヶ浦流域における農業集落 排水施設への接続状況	県
農業集落排水施設の 機能診断実施施設数	97	11	97	農業集落排水施設の長寿命化 対策の取組状況	県
野生鳥獣による 農作物被害金額	—	600百万円	450百万円 以下	野生鳥獣被害対策の取組状況	県 部
主要な都市農村交流 利用施設利用者数	—	10,727千人	13,560千人	都市と農村の交流等による農 村地域の活性化状況	部

※「県」：県の上位計画に位置付けられた指標（県総合計画、茨城県公共施設等管理計画、茨城県国土強靱化計画、いばらき農業水利施設等インフラ長寿命化計画等）

「部」：農林水産部の計画等に位置づけられた計画

「局」：農地局で設定した指標

(ウ) 農業農村整備事業を展開するにあたり推進していく事項

①農業農村整備に関する広報活動

各種イベントやホームページ等を活用した情報発信や体験型広報等あらゆる機会を通じて、農業農村整備事業の有効性や効果に対する農業経営者や県民の理解醸成に努める。

②土地改良区運営基盤の強化

土地改良区の運営基盤の強化を図るため、「第6次茨城県土地改良区統合整備推進方針」に基づき土地改良区の合併等の再編整備を促進するとともに、平成30年6月の土地改良法改正に伴い必要となる定款変更や賃借対照表作成等が円滑に実施されるよう支援・指導等を行う。

(2) 生活排水ベストプラン

1 生活排水ベストプランとは

生活排水ベストプランは、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の污水排水処理施設を最も効率的に配置して、整備や維持管理を進めるための整備構想です。

2 生活排水ベストプランの改定

生活排水ベストプランは平成7年度に策定され、平成15年度に第1回改定、平成21年度に第2回改定を行いました。そして、第3回改定となる今回は、急激な人口減少や厳しい財政事情等といった社会情勢の変化に対応するとともに、さらなる事業の効率化を目指しています。

【第3回改定の概要（平成28年6月）】

今回の改定では令和7年度を中期計画の目標年度とし、污水処理施設整備の早期概成を目指しています。また、長期計画で污水処理施設の整備完了を目指すとともに、長期的な視点から、集合処理施設同士の統合や編入など、既存ストックを有効活用した効率的な維持管理を推進するなど、持続可能な污水処理運営を行うための再構築を図ることとしています。

整備人口と普及率の年度別・自業種別目標

区 分		基準年 (平成25年度)		中期計画 (令和7年度)		長期計画 (整備完了時)	
		整備人口 (人)	普及率 (%)	整備人口 (人)	普及率 (%)	整備人口 (人)	普及率 (%)
集合処理	下水道	1,766,323	59.2	1,918,584	68.6	2,037,723	79.5
	農（漁）業集落排水施設	169,734	5.7	163,315	5.8	159,512	6.2
	コミュニティ・プラント	13,449	0.5	2,591	0.1	1,902	0.1
	集合処理合計	1,949,506	65.3	2,084,490	74.6	2,199,137	85.8
合併処理 浄化槽	(市町村設置型)	8,963	0.3	15,344	0.5	37,086	1.4
	(個人設置型)	450,882	15.1	439,070	15.7	326,777	12.7
	個別処理合計	459,845	15.4	454,414	16.3	363,863	14.2
污水処理人口普及率		2,409,351	80.7	2,538,904	90.8	2,563,000	100.0
全県人口統計		2,984,562	—	2,796,000	—	2,563,000	

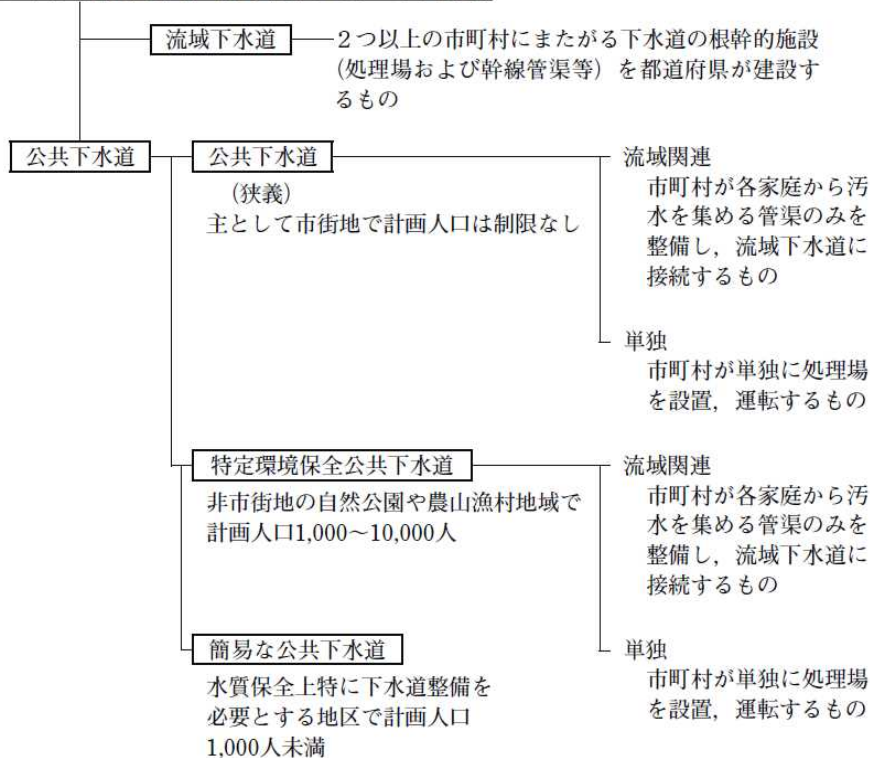
※四捨五入により、普及率の合計が合わないものがあります。

※全県人口は県総合計画「いばらき共創プラン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略 茨城県人口ビジョン」と整合を図っています。

生活排水処理施設の種類

一般に「下水道」と呼ばれるものには様々な種類があり、国土交通省、農林水産省及び環境省の所管により各種の事業が実施されています。

(1) 国土交通省所管（下水道法に基づく下水道）



公共事業として整備される集合処理施設
(公的機関が整備)

(2) 農林水産省所管

- ① 農業集落排水施設 農業振興地域内で概ね計画規模20戸以上、原則として概ね1,000人程度
- ② 漁業集落排水施設 漁業背後の漁業集落で計画人口 100人~5,000人

(3) 環境省所管

- ① コミュニティ・プラント 計画人口 101人以上~30,000人未満
- ② 合併処理浄化槽 個人設置型……個人が設置・維持管理をするもの
市町村設置型…市町村が設置・維持管理をするもの

8. 農業農村整備事業の制度概要

- (1) 農業農村整備事業の進め方
 - (2) 農業農村整備事業の制度概要
 - (3) 農業基盤整備資金等
 - (4) 農地中間管理事業
 - (5) 農地売買等事業
- (参考) 補助率推移表

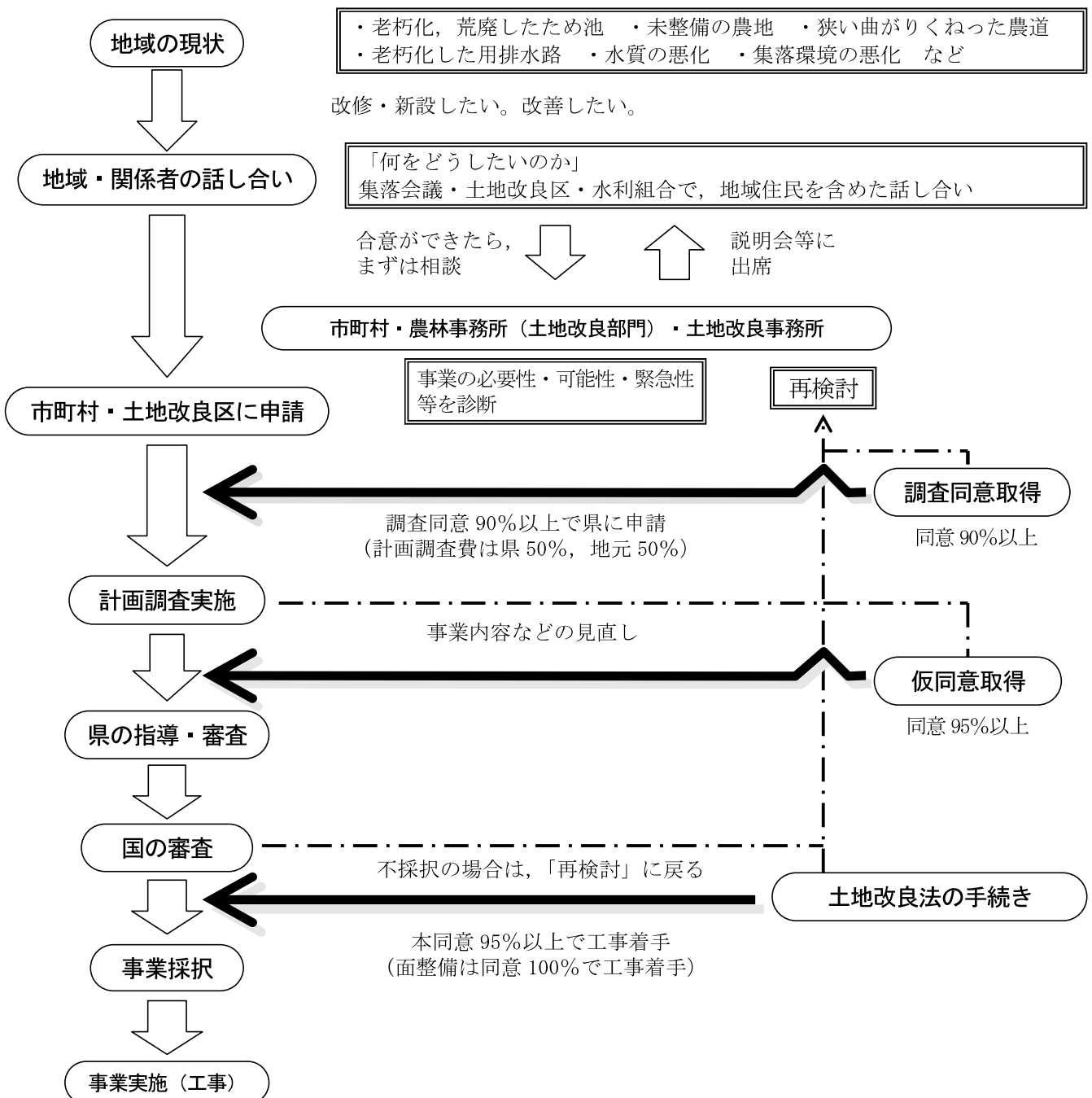
(1) 農業農村整備事業の進め方 (県営生産基盤整備事業)

水田や畑の区画整理を行いたい。老朽化した用排水路やため池を改修したい。農業集落の下水道や集落道路を整備したい。農村に残る貴重な自然を守りたい・・・。

このような話が地域で盛り上がったとき、まずお近くの農林事務所や土地改良事務所、お住まいの市町村にお問い合わせください。

農業農村整備事業は、農地や用排水路・農道等を利用する人たちからの申請によって、第一歩がはじまります。事業を開始してから工事を実施し完了するまでには、さまざまな問題が生じることもあります。関係する農家の方や地域住民の皆さまとの話し合いの中で、これらの問題を解決しながら、事業を進めていきます。

◆ 事業の進め方・・・詳細は農林事務所や土地改良事務所、市町村にお尋ね下さい。



(2) 農業農村整備事業の制度概要

目 次

事業名	ページ
1 国営事業	69
2 農地中間管理機構関連農地整備事業	69
3 農業競争力強化農地整備事業	70
4 水利施設等保全高度化事業	72
5 中山間地域農業農村整備事業	78
6 農村地域防災減災事業	79
7 地方創生污水处理施設整備推進交付金	93
8 地方創生道整備推進交付金	93
9 施設管理事業等	93
10 災害・災害復旧関連事業	94
11 その他国補事業	95
12 農山漁村地域整備交付金	98
13 農山漁村振興交付金（うち農山漁村活性化整備対策）	99
14 県単土地改良事業	100
15 農地集積関連	102
16 地元負担金軽減	103
17 計画調査費関連	103

(使用上の注意)

本制度概要については、令和3年3月1日時点の内容となっております。この時点以降に行われる要綱等の改正について反映されていない場合がありますので、必ず最新の事業要綱等を確認するようお願いします。

1 国営事業			
国営かんがい排水 (一般型) (特別型)		受益面積が3,000ha(畑に係るものは1,000ha)以上であり、かつ、末端支配面積が500ha(畑に係るものは100ha、畑地におけるファームボンド等は20ha)以上の農業用排水施設の整備 ・一般型は、県負担分について借入金をもって財源に充てる事業 ・特別型は、県及び地元負担分について借入金をもって財源に充てる事業	
	国 7/10 県 未定 地元 未定	5,000(畑2,000)haかつ有効貯水量7,000(畑2,000)千m3以上のダム、5,000(畑2,000)ha以上の頭首工、排水機場及び排水樋門	
	国 1/2 県 未定 地元 未定	末端ファームボンド	
	国 2/3 県 7/30 地元 3/30	上記以外のダム(H5.4.1より適用)	那珂川沿岸1期
	国 2/3 県 6/30 地元 4/30	上記以外の施設(II)	那珂川沿岸1期 那珂川沿岸2期
国営造成 土地改良施設整備事業	国 2/3 県 未定 地元 未定	国営土地改良事業により造成された施設のうち、ダム、頭首工、用排水機場、幹線水路等の基幹的な施設で、受益面積が500ha以上、総事業費が10億円以上	
国営施設機能保全事業	国 2/3 県 未定 地元 未定	受益面積が3,000ha(畑に係るものは1,000ha)以上であり、かつ、末端支配面積が500ha(畑に係るものは100ha)以上、総事業費が10億円以上	
国営施設応急対策事業	国 2/3 県 6/30 地元 4/60	・地区施設の受益が概ね500ha(畑に係るものは100ha)以上 ・1箇所あたりの事業費が2,000万円以上	鬼怒川南部
国営緊急 農地再編整備事業	国 2/3 県 6/30 地元 4/30	・受益面積400ha以上(うち区画整理200ha以上) ・耕作放棄地及び耕作放棄地のおそれがある農地を10%以上含むこと ・担い手への農地の利用集積が一定割合以上増加すること	茨城中部
2 農地中間管理機構関連農地整備事業			
農地整備事業	事業主体：県 国 50 県 27.5 地元 22.5 ※中山間の場合 国 55 県 27.5 地元 17.5 ※推進費として 事業費の12.5% (中山間の場合 7.5%)を全額国 費で交付	農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を実施することで、担い手への農地の集積・集約化の加速化を図る。 ・対象工種：区画整理、農用地造成 ・主な附帯事業：機構集積推進事業(推進費12.5%(中山間の場合7.5%)) ・集積・集団化等促進基盤整備計画の作成(県) ①事業対象農用地の全てについて、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること ②受益面積：10ha以上(中山間地域等は5ha以上) (事業対象農用地を構成する団地は1ha以上(中山間地域等は0.5ha以上)のまとまりを有する農用地) ③農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が、事業計画の公告日から15年間以上あること ④全ての事業対象農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内にその農用地の8割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること	(続く)

農地整備事業		<p>⑤担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれ50ポイント以上向上すること</p> <p>※50ポイント以上向上しない場合は、以下のア～ウをすべて満たすこと</p> <p>ア 目標年度において、次のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米の生産コストが9,600円/60kgを下回ることが見込まれること ・作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10パーセント以上増加することが見込まれること、又は、作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね50パーセント以上増加することが見込まれること <p>イ 事業実施前の事業対象施行地域内農用地において、狭小・不整形、排水不良等の農用地が過半を占めること。</p> <p>ウ 事業実施前の担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がいずれもおおむね80パーセント以下であること。</p> <p>⑥事業対象農用地の収益性が事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に20%以上向上すること（事業対象農用地の販売額が20%以上向上、又は生産コスト20%以上削減）</p> <p>なお、「生産コスト20%以上削減」を選択する場合には、⑤の農地利用集積率等を50%以上向上する地区であっても「米の生産コストが9,600円/60kgを下回ることが見込まれること」を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他詳細な要件は要綱・要領を参照のこと。
--------	--	--

実施計画等策定事業			
実施計画策定事業	事業主体：県 国 62.5 県 未定 地元 未定	農地整備事業に係る地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計 <ul style="list-style-type: none"> ・対象地区：農地整備事業の実施が確実と見込まれる地区 ・策定期間：2年以内 	
経営体育成促進換地等調整事業	事業主体：土地改良区、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会 国 62.5 県 未定 地元 未定	農地整備事業が確実に実行される予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるもの	
農村環境計画策定事業	事業主体：市町村、県 国 62.5 県 未定 地元 未定	農村環境計画の策定及び策定に必要な現況調査	

3 農業競争力強化農地整備事業			
農地整備事業においては、次に掲げるいずれかの区分に適合する「農業競争力強化基盤整備計画」を策定していること。 (1) 国営事業関連区分 国営事業関連地区等と一体となって行うもの (2) 農地集積促進区分 事業完了時において、「担い手農地利用集積率」が50%以上となることが確実と見込まれるものであること (3) 高付加価値化等促進区分 高収益作物の導入・生産拡大又は集落営農組織等の設立・法人化もしくは農業用施設や地域活性化施設を用途とする用地を創設するもの			

農地整備事業																					
経営体育成型	事業主体：県 国 50 県 27.5(30) 地元 22.5(20) ()はH22年度新規採択地区まで	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の内容：備考欄に掲げる1の(4)又は(5)を実施し、または(1)～(6)のうち2以上を総合的に実施するもの。それと密接な関連のある農業生産基盤整備付帯、営農環境整備等を併せて一体的に整備するもの。 ・受益面積：20ha以上 ・「基盤整備関連経営体育成等促進計画」の作成（市町村） ・「農用地利用集積促進土地改良整備計画」の作成（県） ・以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。 <p>ア 事業完了時に「担い手農地利用集積率」が以下のとおり増加すること。</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 40%未満</td><td>→</td><td>50%以上となること</td></tr> <tr><td>(2) 40%～50%</td><td>→</td><td>10%以上増加すること</td></tr> <tr><td>(3) 50%～55%</td><td>→</td><td>60%以上となること</td></tr> <tr><td>(4) 55%～90%</td><td>→</td><td>5%以上増加すること</td></tr> <tr><td>(5) 90%～95%</td><td>→</td><td>95%以上となること</td></tr> <tr><td>(6) 95%以上</td><td>→</td><td>担い手への農地利用集積が図られること</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">（続く）</p>	(1) 40%未満	→	50%以上となること	(2) 40%～50%	→	10%以上増加すること	(3) 50%～55%	→	60%以上となること	(4) 55%～90%	→	5%以上増加すること	(5) 90%～95%	→	95%以上となること	(6) 95%以上	→	担い手への農地利用集積が図られること	1生産基盤 (1) 農業用排水 (2) 農道 (3) 客土 (4) 暗渠排水 (5) 区画整理 (6) 除礫 (7) 農用地造成 (8) 農地保全 2農業生産基盤整備付帯 3営農環境整備 4農業経営高度化支援
(1) 40%未満	→	50%以上となること																			
(2) 40%～50%	→	10%以上増加すること																			
(3) 50%～55%	→	60%以上となること																			
(4) 55%～90%	→	5%以上増加すること																			
(5) 90%～95%	→	95%以上となること																			
(6) 95%以上	→	担い手への農地利用集積が図られること																			

	経営体育成型		イ事業完了時に「担い手農地集約化面積」が以下のとおり増加すること。 (1) 23%未満 → 30%以上 (2) 23%～35% → 7%以上増加すること (3) 35%～38.5% → 42%以上 (4) 38.5%～63% → 3.5%以上増加すること (5) 63%～66.5% → 66.5%以上 (6) 66.5%以上 → 担い手への集約化が図られること。 ウ経営所得安定対策の加入者となる農地所有適格法人が設立されること。	
	中山間地域型	事業主体：県 国 55 県 27.5 地元 17.5	・事業の内容は経営体育成型と同じ ・中山間地域において実施するもの ・受益面積：10ha以上	
実施計画等策定事業				
	実施計画策定事業	事業主体：県 国 50 県 25 地元 25	農地整備事業又は水利施設等保全高度化事業の畑地帯総合整備型に係る地域において、当該事業に必要な諸条件についての調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの ・策定期間は1年以内（担い手農地利用集積率が80%以上となる場合は、2年以内）	
	経営体育成促進換地等調整事業	事業主体：土地改良区、市町村、土地改良事業団体連合会等 国 50 県 未定 地元 未定	農地整備事業等が行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるもの	
	農村環境計画策定事業	事業主体：市町村、県 国 50 県 未定 地元 未定	農村環境計画の策定及び策定に必要な現況調査	
	農業基盤整備促進事業	事業主体：市町村、土地改良区、中間管理機構等 定率助成： 国 50(55) 県 14(14) 地元 36(31) 定額助成： 国 事業種類による	水田の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水の整備等の地域の実情に応じた迅速かつきめ細やかな基盤整備を行う ・事業費：200万円以上 ・受益面積：5ha以上 ・受益者数：2者以上 ○定率助成 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全、調査・調整、指導 ○定額助成 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、客土、除礫 ※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成単価に加算	※（ ）は過疎地域、山村振興、特定農山村地域の場合

4 水利施設等保全高度化事業

次に掲げるいずれかの区分に応じ、「水利施設等保全高度化整備計画」を作成していること。

- (1) 高付加価値化区分： 高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるもの
- (2) 農地集積促進区分： 事業完了時において「担い手農地利用集積率」が50%以上となることが確実と見込まれるもの
- (3) 水管理省力化区分： 水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資するもの
- (4) 洪水調整機能強化区分： 既存ダムの洪水調節可能容量の増大等、洪水調節機能の強化に資するもの

※各事業メニューの細部要件については、実施要領を参照すること。

※畑地帯総合整備事業における中山間地域等は、以下に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。

- (1) 離島振興法：離島振興対策実施地域
- (2) 豪雪地帯対策特別措置法：特別豪雪地帯
- (3) 山村振興法：振興山村
- (4) 半島振興法：半島振興対策実施地域
- (5) 過疎地域自立促進特別措置法：過疎地域
- (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律：特定農山村地域
- (7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法、又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）
- (8) 棚田地域振興法：指定棚田地域
- (9) (1)から(8)までに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域

- | | | |
|--|---|---|
| <p>1 農業生産基盤整備事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業用排水 (2) 農道 (3) 客土 (4) 暗渠排水 (5) 区画整理 (6) 除穢 (7) 農用地造成 (8) 農地保全 (9) 埋砂対策 (10) 緊急水管理システム整備 <p>2 農業生産基盤整備附帯事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 土壌改良事業 (2) 高付加価値農業施設移転等事業 (3) 交換分合 (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 | <p>3 営農環境整備事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業集落道整備事業 (2) 農業集落排水施設整備事業 (3) 農業集落防災安全施設整備事業 (4) 農業集落環境管理施設整備事業 (5) 用地整備事業 (6) 環境整備事業 (7) 生態系保全空間整備事業 (8) 営農用水施設整備事業 (9) 農作業準備休憩施設整備事業 (10) 地域資源利活用基盤整備事業 (11) 水管理施設整備事業 | <p>4 農業経営高度化支援事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 高度土地利用調整事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 指導事業 イ 調査・調整事業 (2) 農業経営高度化促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 産地形成促進事業 イ 産地形成支援事業 ウ 中心経営体農地集積促進事業 (3) 耕地利用高度化推進事業 |
|--|---|---|

水利施設整備事業

<p>基幹水利施設整備型</p>	<p>事業主体：県 国 50(50) 県 25(29) 市町村 10(14) 農家 10(7)</p> <p>※()は更新事業の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用排水施設整備事業を実施するもの ・国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く <p>【採択要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)から(6)までに掲げるいずれかの要件を満たすこと ・既存の基幹的農業水利施設の改修を実施する場合にあつては、当該施設の機能保全計画が策定されていること。 (1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積200ha以上、かつ、末端支配面積100ha以上 (2) 現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設の新設又は変更 <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積100ha以上、かつ、末端支配面積20ha以上 (3) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行う国営事業施行部分に接続する農業用排水施設の新設、廃止又は変更 <ul style="list-style-type: none"> ・末端支配面積100ha以上のものの受益面積の合計が200ha以上 (4) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行うものであつて、国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更 <ul style="list-style-type: none"> ・末端支配面積20haのものの受益面積100ha以上 (5) 畑地を受益地とする農業用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設（附帯施設を含む）を伴う農業用排水施設の新設又は変更 <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積100ha以上 (6) 河川に設置されている取水施設が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設 <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積200ha以上、これに要する費用の額5千万円以上 <p>※ただし、機能障害対策に係る事業費の受益者負担金は15%以内とする</p>
------------------	--	---

農業用水再編対策型	<p>事業主体：県 国 50(50) 県 25(29) 市町村 10(14) 農家 10(7)</p> <p>※()は更新事業の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用排水施設整備事業を実施するもの ・水需要がひっ迫している地域において、水田用水を都市用水及び水田以外の他種農業用水等へ転用するため必要なかんがい施設の新設、廃止又は変更を行うもの <p>【採択要件】</p> <p>次に定める要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受益面積200ha以上、かつ、末端支配面積が5ha以上（ただし、管水路は、末端支配面積の制限はなし） (2) 実施地域内に100ha以上の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）が含まれること (3) 次に定める要件のいずれかに該当すること。 ア 再編水量が毎秒0.5立方メートル以上 イ 再編水量の比率が10%以上 (4) 農業用水再編対策協議会を設置し、水利用等についての利害関係者間の権利調整について協議すること 	
地域用水機能増進型	<p>事業主体：県 国 50(50) 県 25(29) 市町村 11(14) 農家 14(7)</p> <p>※()は更新事業の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用排水施設整備事業を実施するもの ・地域用水機能（かんがい用水である農業用水が有する生活用水機能、防火用水機能、景観保全機能、消流雪用水等をいう。）を正当に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水の更なる効率的な利用等を図り、もって農業経営の安定及び近代化に資することを目的とし、併せて地域用水機能の増進に資するもの <p>【採択要件】</p> <p>次に定める要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受益面積200ha以上、かつ、末端支配面積5ha以上 (2) 地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長割合が10%以上 (3) 地域用水機能指標の増進割合5%以上 (4) 地域用水対策協議会の設置 (5) 地域用水協議会の活動 	
流域水質保全機能増進型	<p>事業主体：県 国 50(50) 県 25(29) 市町村 10(14) 農家 10(7)</p> <p>※()は更新事業の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用排水施設整備事業を実施するもの ・環境保全型農業等の推進を指向している地域を含む一定の広がりを持つ流域等を対象に、地域用水機能のうち特に水質浄化機能の維持増進に資する用排水施設を整備し、農業用水の水質保全を図り、もって農業経営の安定及び近代化並びに流域の水質保全に資するもの <p>【採択要件】</p> <p>次に定める要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受益面積200ha以上 (2) 対象施設の末端支配面積100ha以上 (末端支配面積5ha以上の一体的に機能を発揮する施設を含む) (3) 広域農業農村整備促進計画が策定されている高生産性優良農業地域 (4) 環境保全型農業の推進に関する指針の策定 (5) 法律、条例等に位置付けられた水域を含む流域に係るものであること（環境基本法） (6) 地域用水協議会の設置、活動 	
排水対策特別型	<p>事業主体：県 国 50(50) 県 25(29) 市町村 10(14) 農家 10(7)</p> <p>※()は更新事業の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 用排水施設整備事業のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水施設等の更新又は整備を実施するもの (2) (1)の事業と用排水施設整備事業のうち水路等の更新又は整備及び事業種類の欄の(2)から(4)までに掲げるものであって排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とする次のものとを併せて一体的に実施するもの。 ア 排水施設と一体としての機能を有するもの イ 排水施設の整備と併せ行うことにより相互の事業効率を高めるもの ウ 排水施設の受益面積及び事業費に比して小規模なもの <p>【採択要件】</p> <p>次に定める要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受益地が原則として次のいずれかに該当するもの、かつ、ア又はイに該当する水田面積が受益地内の50%以上。 ア 降雨時において排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田 イ 常時地下水位が高い水田 ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田 (2) 受益面積20ha以上、かつ、末端支配面積5ha以上 	

<p>基幹水利施設保全型</p>	<p>事業主体：県 国 50 県 29 市町村 14 農家 7</p>	<p>【事業内容】 対象施設：国営造成施設及び県営造成施設 (1) 機能保全計画の策定（※） （機能保全計画の作成に必要な当該施設の機能診断を含む） (2) 機能保全計画等に基づく対策工事の実施 (3) 発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事の実施 （現地仮復旧を含む）</p> <p>【採択要件】 (1) 既設施設を有効活用するもの (2) 施設機能の向上を主な目的としないもの (3) 事業内容（1）の対象となる県営造成施設は、実施方針に位置づけられたもの (4) 事業内容（2）については、 ・機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること ・法律補助の場合、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であり、末端支配面積100ha以上（田以外は末端支配面積20ha以上） (5) 事業内容（3）については、実施方針により県知事が選定した施設であること</p>	<p>※機能保全計画で定めるもの ア 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果 イ 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果 ウ 劣化原因究明のための構造物の監視 エ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）</p>
<p>水利施設集約再編型</p>	<p>事業主体：県 国 50 県 29 市町村 14 農家 7</p>	<p>【事業内容】 ・国営造成施設又は県営造成施設の老朽化等による機能低下がみられる地区 ・農業用排水施設の集約・再編を伴う整備を行い、農業水利ストックの適正化に資するもの</p> <p>【採択要件】 次に定める要件を満たすこと。 (1) 受益面積100ha以上 (2) 機能保全計画等において、老朽化等による機能低下がみられる施設であり、補修又は更新を要するもの (3) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更は、次のいずれかに該当するもの。 ア 2以上の施設を対象、かつ、これらの施設が有する機能を1以上の施設に集約するもの （施設の新設又は機能向上を伴う場合を含む） イ 営農計画の変更に伴い、対象施設の規模を縮小するもの (4) 施設計画において、単独で更新する場合と集約・再編を行う場合における総費用を比較し、集約・再編を行う方が、地区全体での施設の更新等に要する費用が低減されること。（総費用：事業を実施した場合に要する工事費、用地費及び補償費等） (5) 本事業を令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施する場合における、同号の農林水産大臣が定める基準は、第4の6の（4）に掲げるものとする</p>	
<p>農地集積促進型</p>	<p>事業主体：県 国 50 (55) 県 27.5 (27.5) 市町村 10 (10) 農家 12.5 (7.5)</p> <p>※()は中山間地域等の場合</p>	<p>【事業内容】 (1) 生産基盤整備事業(1)を実施するもの (2) 上記（1）の事業と生産基盤整備事業(3)(4)(5)並びに農業経営高度化支援事業のうち、上記（1）の事業と密接な関連のあるものとして併せて一体的に実施するもの (3) 国営かん排事業(農地集積促進型)と併せて、中心経営体農地集積促進事業を一体的に実施するもの</p> <p>【採択要件】 (1) 受益面積の合計20ha(中山間地域等10ha)以上 (2) 事業の完了時において、事業開始時における担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べ次のとおり増加 ・40%未満 → 50%以上 ・40%以上50%未満 → 10ポイント以上増加 ・50%以上55%未満 → 60%以上 ・55%以上90%未満 → 5ポイント以上増加 ・90%以上95%未満 → 95%以上 ・95%以上 → 事業実施により担い手へ利用集積 (3) 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合、目標年度において中心経営体集積率が55%以上</p>	

<p>簡易整備型</p>	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区等 【県営：新設】 国 50(55) 県 27.5(27.5) 市町村 10(10) 農家 12.5(7.5) 【県営：更新】 国 50(55) 県 31(30) 市町村 13(12) 農家 6(3) 【市町村営】 国 50(55) 県 14(14) 市町村 21(21) 農家 15(10) 【土地改良区営】 国 50(55) 県 14(14) 市町村 13(13) 農家 23(18) ※()は中山間地域等の場合</p>	<p>【事業内容】 ・水管理の省力化や維持管理の低コスト化に資する簡易な農業水利施設等の整備であり、次に掲げるもの 1 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 2 給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に付帯する施設の整備</p> <p>【採択要件】 (1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上 (2) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上 (3) 1地区当たりの受益面積が、5ha以上</p>	
<p>畑地帯総合整備事業</p>			
<p>産地収益力向上型 (高収益作物導入促進型)</p>	<p>事業主体：県 国 50(55) 県 27.5(27.5) 市町村 10(10) 農家 12.5(7.5) ※()は中山間地域等の場合</p>	<p>【事業内容】 (1) 生産基盤整備事業(1)(4)を実施するもの (2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業(2)(農作業道の変更に限る。)(3)(5)(6)(7)(8)並びに農業生産基盤整備附帯事業(1)(4)及び農業経営高度化支援事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの (3) 国営かん排事業(高収益作物導入促進事業)と併せて、産地形成促進事業を一体的に実施するもの</p> <p>【採択要件】 (1) 受益面積の合計20ha(中山間地域等にあつては10ha)以上 (2) 導入促進整備計画に定める目標年度において、高収益作物の作付面積が、生産基盤整備事業の開始時に比べ、次のとおり増加することが確実と見込まれること ア 当該事業の受益地における作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が5%ポイント以上増加 イ 高収益作物を新たに作付する面積が2ha(中山間地域等は1ha)以上 ウ 産地形成促進事業を実施する場合は、ア及びイに加え、面積割合が10%以上 (3) 事業内容(3)の場合にあつては、事業内容(1)及び(2)の規定にかかわらず、高収益作物の作付面積が、国営かん排事業(高収益作物導入促進事業)の開始時に比べ次のとおり増加することが確実と見込まれること。 ア 面積割合が5%ポイント以上増加 イ 面積割合が10%以上</p>	
<p>産地収益力向上型 (高収益作物転換型)</p>	<p>事業主体：県、市町村、県土連、土地改良区 国 50(55) 県 29(28.5) 市町村 11(10.5) 農家 10(6) ※()は中山間地域等の場合 ※負担割合は、事業主体に関わらず記載のとおり</p>	<p>【事業内容】 (1) 生産基盤整備事業(1)(3)(4)(5)のうち1以上を実施するもの (2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業(2)(6)(7)(8)並びに農業生産基盤整備附帯事業(1)(4)並びに農業経営高度化支援事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの</p> <p>【採択要件】 (1) 受益面積 水田5ha以上 (2) 団地面積 それぞれ1ha(中山間地域等にあつては0.5ha)以上 (3) 「産地推進計画」に本事業の実施が位置付けられていること (4) 「高収益作物導入促進土地改良整備計画」に定める目標年度において、高収益作物の作付面積が、農業生産基盤整備事業の開始時に比べ次のとおり増加すること ア 受益作付面積割合が5割以上 イ 受益作付面積割合が10%ポイント以上増加 (5) 高収益作物は基幹作物として作付けすること ※ただし、ブロックローテーションや2年3作等の営農体系により高収益作物への転換を図る場合においては、高収益作物が営農体系の中心となっていることを確認すること (6) 県は、「高収益作物導入促進土地改良整備計画」を作成すること</p>	<p>※本事業は、農業経営高度化支援事業のうち、産地形成支援事業の活用が可能であり、事業費の10%を定額交付を受けることができる。</p>

<p>畑地帯総合整備型 (担い手育成対策)</p>	<p>事業主体：県 国 50 (55) 県 27.5 (27.5) 市町村 10 (10) 農家 12.5 (7.5)</p> <p>※()は地区の一部に中山間地域等が含まれる場合、中山間地域等の面積にのみ適用</p>	<p>【事業内容】 (1) 生産基盤整備事業(1)(2)(5)のうち1以上を実施するもの (2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業(3)(4)(6)(7)(8)並びに農業生産基盤整備附带事業、営農環境整備事業及び農業経営高度化支援事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの</p> <p>【採択要件】 (1) 受益面積 20ha以上 ※中山間地域等にあつては、事業の申請時に担い手が1戸以上ある場合に限り10ha以上 ※樹園地にあつては、以下のすべての要件を満たす場合、0.5ha以上の団地の合計面積が5ha以上 ① 産地構造改革計画の策定 ② 事業完了時点で、優良品目・品種の作付面積が、地区全体の経営面積の20%以上 (2) 調査・調整事業を実施する場合にあつては、①又は②のいずれかの要件を満たすこと ① (a)又は(b)のいずれかの要件を満たすこと (a) 事業完了時に「担い手農地利用集積率」が次のとおり増加 ・事業採択時20%未満 → 30%以上 ・事業採択時20%以上50%未満 → 10%ポイント以上増加 ・事業採択時50%以上55%未満 → 60%以上 ・事業採択時55%以上90%未満 → 5%ポイント以上増加 ・事業採択時90%以上95%未満 → 95%以上 ・事業採択時95%以上 → 担い手への利用集積 (b) 事業完了時に次のいずれかを満たすこと ・認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係機関団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上 ・認定農業者数が事業開始時に比べ30%以上増加 ② 担い手に農地所有適格法人を除く法人を位置づけた場合、当該法人に係る農地集積率が30%以上 (3) 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合、目標年度において中心経営体集積率が55%以上 (4) 県は、市町村から「農業農村活性化計画」の提出を受けた上で「畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画」を作成すること</p>	
<p>畑地帯総合整備型 (担い手支援対策)</p>	<p>事業主体：県 国 50 (55) 県 27.5 (27.5) 市町村 10 (10) 農家 12.5 (7.5)</p> <p>※()は地区の一部に中山間地域等が含まれる場合、中山間地域等の面積にのみ適用</p>	<p>【事業内容】 (1) 生産基盤整備事業(1)(2)(5)のうち1以上を実施するもの (2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業(3)(4)(6)(7)(8)並びに農業生産基盤整備附带事業及び営農環境整備事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの (3) 単独施設整備 畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う事業 (4) 単独土層改良 以下の①又は②を行う事業 ① 生産基盤整備事業(3)(4)(6)、生産基盤整備附带事業(1)並びにこれを補完するための生産基盤整備事業(8)、生産基盤整備附带事業(3)、営農環境整備事業(4) ② 別表の区分の欄の1の事業(4)のうち暗渠の新設若しくは変更と一体的に行われる同欄の(1)に掲げる事業のうち排水施設に係る事業を総合的に実施する事業 (5) 単独営農用水 営農用水施設整備事業のみを行う事業</p> <p>【採択要件】 (1) 受益面積の合計30ha以上(樹園地の場合は、それぞれ5ha以上の団地の合計面積が10ha以上) (2) 県は、市町村から「畑地帯営農促進基本計画」を受けた上で、「畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画」を作成すること</p>	<p>※以下の事業の採択要件については、詳細を省略しているため事業実施要領を参照のこと。 (3) 単独施設整備 (4) 単独土層改良 (5) 単独営農用水</p>

<p>畑地帯総合整備 中山間地域型 (担い手育成対策)</p>	<p>事業主体：県 国 55 県 27.5 市町村 10 農家 7.5</p>	<p>【事業内容】 (1) 生産基盤整備事業(1)(2)(5)のうち1以上を実施するもの (2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業(3)(4)(6)(7)(8)並びに農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業及び農業経営高度化支援事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの</p> <p>【採択要件】 (1) 受益面積 20ha以上であって、中山間地域等で実施するもの ※中山間地域等にあつては、事業の申請時に担い手が1戸以上ある場合に限り10ha以上 ※樹園地にあつては、以下のすべての要件を満たす場合、0.5ha以上の団地の合計面積が5ha以上 ① 産地構造改革計画の策定 ② 事業完了時点で、優良品目・品種の作付面積が、地区全体の経営面積の20%以上 (2) 調査・調整事業を実施する場合にあつては、①又は②のいずれかの要件を満たすこと ① (a)又は(b)のいずれかの要件を満たすこと (a) 事業完了時に「担い手農地利用集積率」が次のとおり増加 ・事業採択時20%未満 → 30%以上 ・事業採択時20%以上50%未満 → 10%ポイント以上増加 ・事業採択時50%以上55%未満 → 60%以上 ・事業採択時55%以上90%未満 → 5%ポイント以上増加 ・事業採択時90%以上95%未満 → 95%以上 ・事業採択時95%以上 → 担い手への利用集積 (b) 事業完了時に次のいずれかを満たすこと ・認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係機関団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上 ・認定農業者数が事業開始時に比べ30%以上増加 ② 担い手に農地所有適格法人を除く法人を位置づけた場合、当該法人に係る農地集積率が30%以上 (3) 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合、目標年度において中心経営体集積率が55%以上 (4) 県は、市町村から「農業農村活性化計画」の提出を受けた上で「畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画」を作成すること</p>	
<p>畑地帯総合整備 中山間地域型 (担い手支援対策)</p>	<p>事業主体：県 国 55 県 27.5 市町村 10 農家 7.5</p>	<p>【事業内容】 (1) 生産基盤整備事業(1)(2)(5)のうち1以上を実施するもの (2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業(3)(4)(6)(7)(8)並びに農業生産基盤整備附帯事業及び営農環境整備事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの (3) 単独施設整備 畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う事業 (4) 単独土層改良 以下の①又は②を行う事業 ① 生産基盤整備事業(3)(4)(6)、生産基盤整備附帯事業(1)並びにこれを補完するための生産基盤整備事業(8)、生産基盤整備附帯事業(3)、営農環境整備事業(4) ② 別表の区分の欄の1の事業(4)のうち暗渠の新設若しくは変更と一体的に行われる同欄の(1)に掲げる事業のうち排水施設に係る事業を総合的に実施する事業 (5) 単独営農用水 営農用水施設整備事業のみを行う事業</p> <p>【採択要件】 (1) 受益面積の合計30ha以上(樹園地の場合は、それぞれ5ha以上の団地の合計面積が10ha以上)であつて、中山間地域等で実施するもの (2) 県は、市町村から「畑地帯営農促進基本計画」を受けた上で、「畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画」を作成すること</p>	<p>※以下の事業の採択要件については、詳細をを省略しているので事業実施要領を参照のこと。 (3) 単独施設整備 (4) 単独土層改良 (5) 単独営農用水</p>
<p>実施計画策定事業</p>			
<p>水利用調整事業 【令和7年度まで】</p>	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 50 県 未定 地元 未定</p>	<p>【事業内容】 (1) 水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等 ア 用水の需要調査 イ 試験通水等による協議、操作管理等調整 (2) ダムの洪水調節機能の発揮を図る取組として行う基礎的取組(事前放流等の訓練、都道府県や市町村を含む関係者との連絡調整等洪水調節機能の発揮に必要な取組)及び追加的取組</p>	

<p>施設計画策定事業 【令和7年度まで】</p>	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 定額</p>	<p>【事業内容】 ・整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等 (1) 実施計画策定 (2) 水管理方法の技術的検討 (3) 農業水利施設を対象とする魚道の整備に係る調査研究、整備構想の策定及び魚道の適正な管理に関する推進支援体制の整備、管理マニュアルの作成 (4) その他、地域の水管理上必要となる調査・計画等</p> <p>【採択要件】 (1) 当該事業費が200万円以上</p>	
<p>機能保全計画策定事業 【令和7年度まで】</p>	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 定額</p>	<p>【事業内容】 ・農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画の策定 (1) 農業用排水施設等に関する機能保全計画（※）の策定 (機能保全計画の策定に必要な当該施設の機能診断を含む。) ア 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果 イ 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果 ウ 劣化原因究明のための構造物の監視 エ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）</p> <p>【採択要件】 (1) 末端支配面積が10ha以上</p>	

<p>5 中山間地域農業農村整備事業</p>			
<p>中山間地域農業農村整備事業 (補助)</p>	<p>事業主体：県、市町村 国 55 県 未定 地元 未定</p>	<p>中山間地域の特色を生かした営農の確立のため、農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保と農業の維持・発展を図るために農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用 (1) 受益面積：農業生産基盤整備 2工種以上の合計で10ha以上 (2) 対象地域：3法（過疎・山村振興・特定農山村）指定地域、指定棚田地域 (3) 中山間地域農業農村総合整備計画を策定していること</p> <p>1 農業生産基盤整備 農業用排水路施設整備、農道整備、ほ場整備、農用地開発、農地防災、客土、暗渠排水、農用地の改良又は保全、土地基盤の再編・整序化 2 農業振興環境整備 農業集落道整備、営農飲雑用水整備、集落防災安全施設整備、用地整備、生産・販売・交流・農泊等活性化施設整備、情報基盤施設整備、農業施設新設・補強・集約・環境整備、交換分合</p>	

6 農村地域防災減災事業

※本事業において、「団体」とは、市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものをいう。
 ※細分要件は、要領別紙を参照すること。
 ※本事業において、中山間地域とは次に掲げる地域に該当する市町村をいう。
 ア 過疎地域自立促進特別措置法：過疎地域
 イ 山村振興法：振興山村
 ウ 離島振興法：離島振興対策実施地域
 エ 半島振興法：半島振興対策実施地域
 オ 沖縄振興特別措置法：離島
 カ 特定農山村地域における農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律：特定農山村地域
 キ 豪雪地帯対策特別措置法：特別豪雪地帯
 ク 棚田地域振興法：指定棚田地域

※本事業において、「災害防除対策推進地域等」とは、以下のいずれかの要件を満たす地域をいう。
 ア 大規模地震対策特別措置法：地震防災対策強化地域
 イ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法：南海トラフ地震防災対策推進地域
 ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
 エ 首都直下地震対策特別措置法：首都直下地震緊急対策区域
 オ 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法：台風常襲地帯
 カ 豪雪地帯対策特別措置法に基づき指定された地域
 キ 中山間地域
 ク 過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域
 ケ その他上記地域の指定要件と同等の地域であって、農村振興局長が必要と認める地域

※特定地域は、地震関連の旧観測強化地域及び旧特定観測地域
 ：龍ヶ崎市、取手市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、稲敷市、神栖市、稲敷郡（美浦村及び阿見町を除く）、つくばみらい市（旧伊奈町）、北相馬郡

※本事業にあつては、「農村地域防災減災総合計画」又は「農村地域防災減災推進計画」に位置付けられた事業であること。

I 調査計画事業

<p>(1) 調査計画事業</p>	<p>事業主体：県又は団体 (1の(1)、(5)の事業にあつては、都道府県又は市町村) 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定] ※[]は団体の場合</p>	<p>【事業内容】 1 農村地域防災減災総合計画等策定 (1) 農村地域防災減災総合計画策定 ・地域・施設の諸条件について調査し、「農村地域防災減災総合計画書」又は「農村地域防災減災推進計画書」を策定する (2) 安全度評価 ・農業用施設や農村防災施設等の機能診断等の調査を行い、地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うため「農村災害対策整備計画」を作成する (3) 防災情報管理システム整備計画策定 ・地域及び農業用施設の諸条件について調査し、防災情報管理の対象となる地域又は施設の設定の考え方、運用方法及び期待される効果等を検討し、「防災情報管理システム整備計画」を作成する (4) 地域危機管理整備計画策定 ・危機管理の対象とすべき農業施設等、関連する流域、減災活動の最小単位となる集落・自治会の範囲等を総合的に勘案して、地域の危機管理が効率的・効果的に実現できる危機管理区域を設定し、それぞれの危機管理区域ごとに危機管理区域の設定の考え方、整備方針及び期待される効果等を検討し、「地域危機管理整備計画」を作成する (5) 地域排水機能強化計画策定 ・地域の排水機能を強化するため、既存の土地改良施設の評価に必要な調査を行うとともに、当該施設の整備方針及び期待される効果等を検討し、「地域排水機能強化計画」を策定する 2 ため池緊急防災対策情報整備 ・人命、家屋又は公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用のため池を対象として計画的に防災対策を推進するために行う調査及び当該ため池に係る諸元等の詳細情報を整備する</p> <p>【実施要件】 (1) 上記1の(1)(2)は、上記1の(3)～(5)又はⅡ整備事業又はⅢ体制整備事業又は上記2を行う見込みがあること (2) 上記1の(3)(4)は、次に掲げる要件に該当すること ア 災害の発生するおそれが高い、又は周辺への影響が著しく大きい農業施設等 イ 同一市町村又は関連する流域の地域において、農業施設等が被災した際に下流等に及ぼす被害の面積の合計が10ha(5ha)以上 ※災害防除対策推進地域等の場合 (3) 上記1の(5)は、次に掲げる要件に該当するもの ア 豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予想される地域又はこの被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域であること イ 既存の土地改良施設を活用した整備の組合せにより、一体的に効果が発現することが見込まれること</p>	<p>要領別紙1</p>
-------------------	--	--	--------------

II 整備事業			
1 用排水施設等整備			
<p>(1) 防災ダム整備事業のうち、防災ダム整備事業</p>	<p>事業主体：県 国 55 県 39 市町村 6 農家 -</p>	<p>【事業内容】 ・洪水調節用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む。）の新設又は改修及び併せ行う関連整備</p> <p>【実施要件】 (1) 防災受益面積100ha以上（特定地域は、防災受益面積70ha以上） ※ 特定地域とは、台風常襲地帯、豪雪地帯又は振興山村であり、次に掲げる要件をすべて満たす地域 ア 当該事業の計画年度の前年度からおおむね過去10か年間に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき定められた地域であって、洪水により農地、農作物又は農業用施設に被害が発生した地域 イ 将来における洪水の発生により、農地、農作物又は農業用施設に被害が発生することを緊急に防止する必要があると認められること</p>	<p>要領別紙2</p>
<p>(1) 防災ダム整備事業のうち、実施計画策定等</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定] ※[]は団体の場合</p>	<p>【事業内容】 1 実施計画策定 ・事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定 2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 ・大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて「耐震化対策整備計画」を策定 3 施設長寿命化計画策定 ・機能診断等の調査を行い、「施設長寿命化計画」を策定</p>	<p>要領別紙2</p>
<p>(2) ため池整備事業のうち、ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型）</p>	<p>事業主体：県 豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備</p> <p>事業主体：県又は市町村 耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修</p> <p>【県営の場合】 （大規模） 国 55 県 34 市町村 11 農家 -</p> <p>（小規模） 国 50(55) 県 34(34) 市町村 16(11) 農家 - (-) ※()は中山間地域の場合</p> <p>【団体営の場合】 （大規模） 国 55 県 19 市町村 26 農家 -</p> <p>（小規模） 国 50(55) 県 21(21) 市町村 29(24) 農家 - (-) ※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】 ・耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備</p> <p>【実施要件】 (1) 大規模事業 ・防災重点ため池、又は、 ・施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次のいずれかに該当するもの ア 防災受益面積70ha以上、かつ、受益面積40ha以上 イ 防災受益面積7ha以上、かつ、受益面積2ha以上、 想定被害額（農外）3億円以上 (2) 小規模事業 ・防災重点ため池、又は、 ・施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次に該当するもの ア 防災受益面積7ha以上又は想定被害額（農外）4,000万円以上、 かつ、受益面積2ha以上 イ 総事業費800万円以上 (3) 農地等の洪水調節機能の発揮のための整備 ・対策の対象となる農地面積が10ha以上であり、 ・次に掲げるもの ア 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備 イ 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備 ウ 対象農地の関連整備 (4) 耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修 ・次のいずれかに該当するもの ア 大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがあるため池の改修であって、地震防災緊急事業五箇年計画（地震防災対策特別措置法）に定められ、又は定められる予定があるもの イ 要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域で行う事業であり、耐震化対策整備計画が策定されている事業であること</p> <p>※各事業の取扱事項（細部要件）は、要領別紙3-2を参照</p>	<p>要領別紙3、3-2</p>

<p>(2)ため池整備事業のうち、 ため池総合整備工事 (一般整備型)</p>	<p>事業主体：県又は市町村 (ため池の廃止に係るもの)</p> <p>事業主体：県又は団体 (ため池の廃止に係るものを除く)</p> <p>【県営の場合】 (大規模) 国 55 県 28 市町村 11 農家 6</p> <p>(小規模) 国 50, 50(55, 55) 県 33, 29(33, 29) 市町村 11, 14(11, 14) 農家 6, 7(1, 2) ※()は中山間地域の場合</p> <p>【団体営の場合】 (小規模) 国 50(55) 県 18(18) 市町村 25(25) 農家 7(2) ※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の防止等が必要なため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備 ・水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事 <p>※災害発生の防止等が必要なため池 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 大規模事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①県が行うもの(ため池の廃止に係るものを除く) <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積100ha以上、かつ、総事業費8,000万円以上 ②ため池の水質浄化 <ul style="list-style-type: none"> ・農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うもの、かつ総事業費3,500万円以上 ③中山間地域で県が行うもの(ため池の廃止に係るもの、ため池の水質浄化を除く) <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積70ha以上、かつ、総事業費3,000万円以上 <p>(2) 小規模事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ため池の廃止に係るものを除く <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積2ha以上、かつ総事業費800万円以上 ②ため池の水質浄化 <ul style="list-style-type: none"> ・農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うもの、かつ総事業費3,500万円以上 <p>(3) ため池の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯水量1,000立方m以上、総事業費800万円以上 ・災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限る ・機能を廃止する上で必要最低限の整備であって、次の要件のすべてに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> ア 貯水量1,000立方m以上 イ 埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること ※堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く ウ 事業実施に先立ち、事業実施主体は廃止後の維持管理を行う者と、常時及び非常時の見回り方法、開削部等に異常が確認された場合の対処方法について明らかにしておくこと エ 従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途に使用していないもの <p>(4) ため池のしゅんせつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池の安全性を損なわないもの ・次のいずれかの要件を満たすもの <ol style="list-style-type: none"> ア 貯水量に対する堆砂率10%以上 イ 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 貯水量10万立方メートル以上30万立方メートル未満 (イ) 堤高10m以上 (ウ) 堆砂量3万立方メートル以上 ウ 池敷地内の土地造成に係るもの、当該土地が公共の用に供され、かつ、面積1,000平方メートル以上 ・地域資源の有効利用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土、基盤土等として利用するよう努めること <p>(5) ため池の水質改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の要件を満たすものとする <ol style="list-style-type: none"> ア ため池の水質汚濁により、施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境への悪影響が生じていること イ 農家、地域住民及び行政等の関係者がため池の水質改善策を協議するためのため池水質改善協議会の設置が見込まれること ・事業内容については次のとおりとする <ol style="list-style-type: none"> ア 水質を改善するために必要な農業用排水施設の新設又は変更 イ 水質浄化施設整備 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備 (イ) その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備 <p>※各事業の取扱事項(細部要件)は、要領別紙3-2を参照</p>	<p>要領別紙3、 3-2</p>
---	---	--	-----------------------

<p>(2)ため池整備事業のうち、 ため池総合整備工事 (長寿命化型)</p>	<p>事業主体：県又は団体 (県営) 国 50(55) 県 29(29) 市町村 14(14) 農家 7(2)</p> <p>(団体営) 国 50(55) 県 18(18) 市町村 25(25) 農家 7(2)</p>	<p>【事業内容】 ・施設長寿命化計画等に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事</p> <p>【実施要件】 (1) 施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積2ha以上</p>	<p>要領別紙3、 3-2</p>
<p>(2)ため池整備事業のうち、 ため池群整備工事</p>	<p>事業主体：県</p> <p>(大規模) 国 55 県 34 市町村 11 農家 -</p> <p>(小規模) 国 50(55) 県 34(34) 市町村 16(11) 農家 -(-)</p> <p>※事業費のうち国の助成を除いた残額は都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努める。</p>	<p>【事業内容】 ・複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備</p> <p>【実施要件】 (1) 大規模事業（※カ、キは該当しないため、省略） ア 防災重点ため池を含むもの イ 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの （ア）ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの （イ）ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの （ウ）決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの ウ 受益面積の合計80ha以上 エ 防災受益面積の合計200ha以上又は想定被害額（農外）の合計が10億円以上 オ 特例地域の場合（エの規定にかかわらず） ・防災受益面積の合計140ha以上又は想定被害額（農外）の合計が7億円以上 ク 「農用地災害防止ため池整備計画」が策定されているもの</p> <p>(2) 小規模事業 ア 防災重点ため池を含むもの イ 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの （ア）ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの （イ）ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの （ウ）決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの ウ 受益面積の合計10ha以上 エ 防災受益面積の合計20ha以上又は想定被害額（農外）の合計が1億円以上 オ 特例地域の場合（エの規定にかかわらず） ・防災受益面積の合計14ha以上又は想定被害額（農外）の合計が7,000万円以上 カ 「農用地災害防止ため池整備計画」が策定されているもの</p>	<p>要領別紙3、 3-2</p>
<p>(2)ため池整備事業のうち、 実施計画策定等</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定] ※[]は団体の場合</p>	<p>【事業内容】 1 実施計画策定 ・事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの 2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 ・大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて「耐震化対策整備計画」を策定するもの 3 施設長寿命化計画策定 ・機能診断等の調査を行い、「施設長寿命化計画」を策定するもの 4 ため池群調査計画策定 ・ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査、調査結果から、「農用地災害防止ため池整備計画」を策定するもの</p>	<p>要領別紙3</p>

<p>(3)用排水施設等整備事業のうち、 湛水防除事業</p>	<p>事業主体：県又は団体 (クリーク防災機能保全対策工事は県のみ) 【県営の場合】 (大規模) 国 55 県 37 市町村 8 農家 - (小規模) 国 50, 50, 50 県 42, 37, 32 市町村 8, 13, 18 農家 -, -, - (小規模) 国 (55, 55, 55) 県 (42, 37, 32) 市町村 (3, 8, 13) 農家 (-, -, -) ※()は中山間地域の場合</p> <p>【団体営の場合】 (大規模) 国 55 県 19 市町村 26 農家 - (小規模) 国 50(55) 県 21(21) 市町村 29(24) 農家 -(-) ※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】 1 排水施設整備対策工事 (1) 排水施設整備工事 ・既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う排水施設の新設又は改修 (2) 排水管理施設整備工事 ・排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として(ア)によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修 (3) 湛水防除施設改修工事 ・(1)により整備された農業用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更 2 クリーク防災機能保全対策工事 ・クリークの密度又はクリークの貯留容量が一定以上であって、溢水被害及び水路機能被害が生じ、又は生じるおそれのある地域において、これら被害を防止するために都道府県が定める「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う以下の工事 ア 排水施設の新設、廃止又は改修 イ 農業用道路の改修 ウ 暗渠排水 エ 整地</p> <p>【実施要件】 (1) 大規模事業 ① 1の(1)の事業 受益面積 400ha以上、総事業費5億円以上 ② 1の(2)の事業 受益面積1,000ha以上 ③ 1の(3)の事業 受益面積 400ha以上、総事業費5億円以上 ④ 2の事業 受益面積 100ha以上 (2) 小規模事業 ① 1の(1)の事業 受益面積 30ha以上、総事業費5千万円以上 ② 1の(2)の事業 受益面積 100ha以上 ③ 1の(3)の事業 受益面積 30ha以上、総事業費5千万円以上 ④ 2の事業 受益面積 20ha以上</p> <p>※各事業の取扱事項(細部要件)は、要領別紙4-2を参照</p>	<p>要領別紙4、 4-2</p>
<p>(3)用排水施設等整備事業のうち、 地盤沈下対策事業</p>	<p>事業主体：県 (大規模) 国 55 県 39 市町村 6 農家 - (小規模) 国 50(55) 県 34(34) 市町村 16(11) 農家 -(-)</p>	<p>【事業内容】 ・地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備、農道の改修、客土、整地又は水源を転換するために行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備</p> <p>【実施要件】 (1) 大規模事業 受益面積 400ha以上 (2) 小規模事業 受益面積 20ha以上 (3) 当該農業用施設における地盤の沈下に起因して生じた機能低下率が30%以上。 ただし、次のいずれかに該当する整備を実施する場合にあっては、この限りでない。 ア 水源を地下水以外のものに転換するために行う農業用排水施設の新設及び変更 イ 2の事業により整備された農業用排水施設又は地盤沈下対策を目的として実施した事業により整備された農業用排水施設にあって、自然的・社会的状況の変化等による当該施設の機能低下を防止するために行う当該施設の変更</p>	<p>要領別紙4</p>
<p>(3)用排水施設等整備事業のうち、 用排水施設整備事業</p>	<p>事業主体：県又は団体 (県営：大規模) 国 55 県 28 市町村 11 農家 6 (県営：小規模) 国 50, 50(55, 55) 県 33, 29(33, 29) 市町村 11, 14(11, 14) 農家 6, 7(1, 2) ※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】 1 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場若しくは水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備 2 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更 3-1 土砂崩壊防止工事 ・防止工事風水害等によって土砂崩壊の危険が生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤若しくは水路等の整備及びこれに関連する整備 3-2 水抜工 ・水田法面の保護を目的とする水抜工の設置及びこれに関連する整備 4 湖岸堤防工事 ・湖沼隣接農用地の外水保全のために行う堤防又は樋門の新設又は変更等 (続く)</p>	<p>要領別紙4、 4-2</p>

<p>(3)用排水施設等整備事業のうち、用排水施設整備事業</p>	<p>(団体営：大規模) 国 55 県 17 市町村 22 農家 6</p> <p>(団体営：小規模) 国 50(55) 県 18(18) 市町村 25(25) 農家 7(2)</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>【実施要件】</p> <p>(1) 大規模事業 ① 1、2の事業 ※()は中山間地域の場合 ア 都道府県が行うもの ・受益面積400(200)ha以上、総事業費8,000(3,000)万円以上 イ ア以外が行うもの ・受益面積200(100)ha以上、総事業費8,000(3,000)万円以上</p> <p>(2) 小規模事業 ① 1、2の事業 ※()は中山間地域の場合 ・受益面積20(10)ha以上、総事業費800万円以上 ② 3-2の事業 ・受益面積10ha以上</p> <p>(3) 3、4の事業 ① 県が行うもの ア 湖岸堤防工事 防災受益面積20ha以上 イ 土砂崩壊防止工事 防災受益面積5ha以上 ② ①以外が行うもの ア 大規模事業 ・防災受益面積200ha以上(土砂崩壊防止工事を除く) ・総事業費8,000万円以上 イ 小規模事業 ・防災受益面積20ha以上(土砂崩壊防止工事を除く) ・総事業費800万円以上</p> <p>(4) 要領別紙1の第2の1の(2)の調査(安全度評価)又はこれに準ずる調査において、必要と認められたものであること</p> <p>※各事業の取扱事項(細部要件)は、要領別紙4-2を参照</p>	<p>要領別紙4、4-2</p>
<p>(3)用排水施設等整備事業のうち、鉱毒対策事業</p>	<p>事業主体：県又は団体(県営) 国 50, 50(55, 55) 県 44, 32(44, 32) 市町村 6, 18(1, 13) 農家 -, -(-, -)</p> <p>(団体営) 国 50(55) 県 21(21) 市町村 29(24) 農家 -(-)</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <p>・いおう、銅、その他農作物に有害なものを含んでいる水等が、農用地に流入することにより生ずる被害を防止するために行う毒源を処理する施設又は毒源処理が困難な場合における農業用排水施設の新設又は改修並びにこれに附帯する客土又は排土</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 受益面積20ha以上</p> <p>※各事業の取扱事項(細部要件)は、要領別紙4-2を参照</p>	<p>要領別紙4、4-2</p>
<p>(3)用排水施設等整備事業のうち、実施計画策定等</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定] ※[]は団体の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 実施計画策定 ・事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの</p> <p>2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 ・大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて「耐震化対策整備計画」を策定するもの</p> <p>3 施設長寿命化計画策定 ・機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定するもの</p>	<p>要領別紙4</p>
<p>(4)農地保全整備事業</p>	<p>事業主体：県又は団体 ※農村地域防災対策施設整備工事、特殊農地保全整備工事又は農地機能保全 全対策工事は県のみ ※排除工事は団体のみ</p> <p>【農地侵食防止工事】(県営) 国 50 [50, 45] 県 32 [32, 31] 市町村 18 [18, 16] 農家 - [-, 8]</p> <p>(団体営) 国 50 [45] 県 18 [20] 市町村 25 [28] 農家 7 [7]</p> <p>※【】は併せ行う関連工事の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 本工事 ・急傾斜地帯(土地の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。)若しくはこれに準じる地帯又は特殊土地帯(侵食を受けやすい性状の土地帯をいう。)における農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設若しくは改修又は風食若しくは風害若しくは潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備</p> <p>2 関連工事 ・本工事と併せ行うことが技術的経済的に適当と認められる次に掲げる工事 ア 本工事に係る排水施設と連絡する等機能上密接な関連のある排水施設の新設又は改修 イ 農道の新設又は改修 ウ 農道の効用を兼ねる水路の新設又は改修 エ シラス地域等保全 ・対策工事本工事と一体的に整備することにより人家、人命及び公共施設に及ぼす災害を未然に防止することができる農業用排水路、土留工等の新設又は改修 オ 農村地域防災施設整備工事 ・農用地及び農業用施設の災害の未然防止、農村地域の安全性の維持等に資する排水路、土留工等の新設又は改修(続く)</p>	<p>要領別紙5、5-2</p>

<p>(4) 農地保全整備事業</p>	<p>【農地侵食防止工事 (排除工事を除く)と併せ行うほ場整備、畑地かんがい及び農地開発の工事】 (県営) 国 50, 45 県 32, 31 市町村 18, 16 農家 -, 8</p> <p>(団体営) 国 50, 45 県 18, 20 市町村 25, 28 農家 7, 7</p> <p>【農地機能保全対策工事】 (県営) 国 50 県 32 市町村 18 農家 -</p> <p>【特殊自然災害対策工事】 (県営) 国 50(55) 県 29(29) 市町村 14(14) 農家 7(2)</p> <p>(団体営) 国 50(55) 県 18(18) 市町村 25(24) 農家 7(2)</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>3 排除工事 ・特殊土壌又はさんご、石れき等の排除</p> <p>4 特殊農地保全整備工事 ・本工事及び関連工事の受益面積と受益面積のおおむね3分の2以上が重複するほ場整備、畑地かんがい又は農地開発</p> <p>5 農地機能保全対策工事 ・地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下若しくは火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要な農用地若しくは農業用排水施設等の機能回復又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等災害の未然防止を図るための農業用排水施設、土留工その他の施設の新設若しくは改修、農業用道路の改修、暗渠排水若しくは整地</p> <p>6 国土保全機能持続対策工事 ・耕作放棄地を有効活用し、放棄前に有していた国土保全機能の持続を図ることを目指した国土保全機能持続対策計画に基づき実施する農地防災施設工、侵食防止畦畔の新設、廃止又は改修であって農地機能保全対策工事と併せて行うもの</p> <p>7 特殊自然災害対策工事 ・特殊な自然災害に起因し、農地のかい廃又は農作物の生育阻害を防止するために必要な土壌改良又は栽培管理用施設若しくは農地被覆施設の整備</p> <p>8 事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。</p> <p>※各事業の取扱事項(細部要件)は、要領別紙5-2を参照</p> <p>【実施要件】 (1) 農地侵食防止工事(本工事、関連工事及び排除工事) ①県営事業 ア 本工事 受益面積50ha(畑地等にあつては、20ha)以上 イ 関連工事 受益面積 5ha以上 ②団体営事業 ア 本工事及び排除工事 受益面積10ha以上 イ 関連工事 受益面積の制限は設けない</p> <p>(2) 特殊農地保全整備工事 ※受益面積40ha(20ha※)以上の農地侵食防止工事(排除工事を除く)と併せ行う場合に限る。 ①ほ場整備 受益面積30ha(20ha※)以上 ②畑地かんがい 受益面積50ha(20ha※)以上 ③農地開発 造成農用地面積30ha(20ha※)以上</p> <p>(3) 農地機能保全対策工事 ・受益面積20ha以上</p> <p>(4) 特殊自然災害対策工事 ア 防災営農施設整備計画(活動火山対策特別措置法)に定められていること。 イ 土壌改良にあつては、アのほか、要領別紙5-2の第1の23の要件を満たしていること ウ 栽培管理用施設又は農地被覆施設の整備の場合 ・総事業費800万円以上 ※農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うもの</p>	<p>要領別紙5、 5-2</p>
<p>(5) 地域防災機能増進事業のうち、土地改良施設豪雨対策事業</p>	<p>事業主体：県又は市町村 国 50(55) 県 32(32) 市町村 18(13) 農家 -()</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】 ・土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修</p> <p>【実施要件】 (1) 地域排水機能強化計画が策定されていること (2) 次のいずれかに該当するもの ア 総事業費 800万円以上 イ 防災受益面積30ha以上</p> <p>(3) 対象施設 ・地域の排水機能を強化するために、既存施設を活用した整備を組み合わせることで一体的に効果が発現する土地改良施設であつて、以下のいずれかに該当する施設 ア 築造後における自然的・社会的状況の変化に伴う湛水被害を防止するために整備が必要な施設 イ 既存の一連の排水施設において脆弱部を有し、地域の排水に支障が生じている施設 ウ 災害発生時の機能喪失を防ぐために対策が必要な施設</p>	<p>要領別紙6</p>

<p>(5) 地域防災機能増進事業のうち、土地改良施設耐震対策事業</p>	<p>事業主体：県又は市町村 (大規模) 国 55 県 37 市町村 8 農家 - (小規模) 国 50(55) 県 32(32) 市町村 18(13) 農家 -(-) ※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】 ・土地改良施設の耐震改修</p> <p>【実施要件】 (1) 耐震化対策整備計画が策定されていること (2) 次の要件に該当するもの ①大規模事業 ・防災受益面積400ha以上 ②小規模事業 ・総事業費800万円以上、又は、防災受益面積30ha以上 (3) 対象施設 ・施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、地震による被害が生じた場合に人命・財産等への影響が大きい施設 ・地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設 ・地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設 ・地震による被害が生じた場合に農地10ha以上(※)に影響を与える施設 ※農地 5ha以上10ha未満であって、当該地区に存する人家の被害を考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当するものと認められるもの(人家1戸が農地1haに相当するとみなして算定)を含む。 (4) 対象地域 ・要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域</p>	<p>要領別紙6</p>
<p>(5) 地域防災機能増進事業のうち、農道防災対策工事</p>	<p>事業主体：県又は市町村 (大規模) 国 55 県 37 市町村 8 農家 - (小規模) 国 50(55) 県 32(32) 市町村 18(13) 農家 -(-) ※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】 ・農道橋等の耐震化対策や災害発生の防止が必要な危険箇所の整備</p> <p>【実施要件】 (1) 防災対策の必要性が整理されていること (2) 次の要件に該当するもの。なお、耐震化対策を行うものにあつては、「土地改良施設耐震対策事業」の要件を準用する ①大規模事業 ・防災受益面積400ha以上 ②小規模事業 ・総事業費800万円以上、又は、防災受益面積30ha以上 (3) 対象施設 ・土地改良施設である農道のうち、農道橋や農道トンネルの耐震化対策、湧水等による崩壊の危険が顕著な路肩や法面など防災上の観点から行う危険箇所の整備及びこれらと一体的に整備するもの(ただし、維持管理に係るものは除く。) ・次のいずれかに該当するもの。なお、耐震化対策を行うものにあつては、「土地改良施設耐震対策事業」の要件を準用する ア 施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、災害が発生した場合に人命・財産等への影響が大きい施設 イ 地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設 (4) 対象地域 ・要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域</p>	<p>要領別紙6</p>
<p>(5) 地域防災機能増進事業のうち、実施計画策定等</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定] ※[]は団体の場合</p>	<p>【事業内容】 1 実施計画策定 ・事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画の策定 2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 ・大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて「耐震化対策整備計画」を策定</p>	<p>要領別紙6</p>

<p>(6) 農業用河川工作物等緊急対策事業のうち、農業用河川工作物応急対策事業</p>	<p>事業主体：県又は団体 (大規模：1億円以上、 県営のみ、1の事業に限る) 国 55 県 37 市町村 8 農家 -</p> <p>(小規模：5千万円以上 1億円未満) 国 50(55) 県 42(42) 市町村 8(3) 農家 -(-)</p> <p>(小規模：8百万円以上 5千万円未満) 国 50(55) 県 32(32) 市町村 18(13) 農家 -(-)</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備 <p>【実施要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大規模事業（1の事業に限る。） <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費1億円以上 (2) 小規模事業 <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費800万円以上 (3) 対象施設 <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の構造が不相当又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの ・工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの <p>※ 国の助成を除いた残額は、都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。</p>	<p>要領別紙7</p>
<p>(6) 農業用河川工作物等緊急対策事業のうち、農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業</p>	<p>事業主体：県又は団体 (5千万円以上) 国 50(55) 県 42(42) 市町村 8(3) 農家 -(-)</p> <p>(8百万円以上5千万円未満) 国 50(55) 県 32(32) 市町村 18(13) 農家 -(-)</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用道路横断工作物の耐震補強整備 <p>【実施要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総事業費800万円以上 (2) 対象施設 <ul style="list-style-type: none"> ・地震の際に緊急輸送路として活用される道路の機能の確保及び道路交通車両の安全を確保するため耐震補強整備を必要とするもの ※高速自動車国道又は一般有料道路を横断して設置されているものに限る。 <p>※ 国の助成を除いた残額は、都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。</p>	<p>要領別紙7</p>
<p>(6) 農業用河川工作物等緊急対策事業のうち、実施計画策定等</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定] ※[]は団体の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施計画策定 <ul style="list-style-type: none"> ・事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画の策定 2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて「耐震化対策整備計画」を策定 	<p>要領別紙7</p>
<p>(7) 特定農業用管水路等特別対策事業</p>	<p>【1～3の事業】 事業主体：県又は団体 【県営の場合】 国 50(55) 県 35(35) 市町村 10(10) 農家 5(-)</p> <p>【団体営の場合】 国 50(55) 県 18(18) 市町村 25(25) 農家 7(2)</p> <p>※()は中山間地域の場合</p> <p>【4の事業】 事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定] ※[]は団体の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む。）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更 2 1の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更 3 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く。）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更 4 1から3までの事業の実施に必要な、施設の諸条件等の調査及び実施計画の策定 <p>【実施要件】 特定農業用管水路等特別対策事業における要件は、次に掲げるとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 1、2の事業の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上 (2) 県営事業の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積20ha以上 (3) 団体営事業の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積10ha以上 	<p>要領別紙8</p>

<p>(8)水質保全対策事業</p>	<p>【1、5、6の事業】 事業主体：県又は団体 【2、3の事業】 事業主体：県又は市町村</p> <p>【県営の場合】 (大規模) 国 55 県 34 市町村 11 農家 -</p> <p>(大規模以外) 国 50(55) 県 34(34) 市町村 16(11) 農家 -(-)</p> <p>※()は中山間地域</p> <p>【団体営の場合】 (大規模) 国 55 県 19 市町村 26 農家 -</p> <p>(大規模以外) 国 50(55) 県 21(21) 市町村 29(24) 農家 -(-)</p> <p>※()は中山間地域</p> <p>【6の事業】 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定] ※[]は団体営事業の場合</p>	<p>【事業内容】(4 耕土流出防止施設整備は対象外のため、省略)</p> <p>1 農業用排水施設整備 (1)水質汚濁等に起因する障害を除去するための農業用排水施設 その他施設の新設、廃止若しくは変更又はこれと併せて行う客 土 (2)水質浄化施設整備 (3)処理施設整備 (4)併せ行う施設整備</p> <p>2 水質保全施設整備 (1)水質浄化施設整備 (2)処理施設整備 (3)環境保全施設整備 (4)面源負荷抑制施設整備 (5)併せ行う施設整備</p> <p>3 支援事業 5 水質保全施設改修工事 6 実施計画策定</p> <p>【実施要件】 (1) 1～3の事業 ・次の1又は2のいずれかを満たすこと (2) 5の事業 ・次の4を満たすこと</p> <p>1 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、別表2の条件に該当する地域で行う事業であって、次の受益面積を満たすもの。 ただし、別表2のア及びイに掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合、又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、都道府県農業用水基準について、当該都道府県を単位として定め、別表2に代えることができるものとする</p> <p>(1) 大規模事業 ・受益面積400ha以上 ・次のいずれかに該当するもの ア 老朽化したため又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因してぜい弱化したため生ずるおそれがある決壊その他の事故による災害を防止するため必要があるもの イ 農用地の湛水を排除するため必要があるもの ウ 地盤の沈下に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされるもの</p> <p>(2) 小規模事業 ・受益面積10ha以上</p> <p>2 農業用排水施設内の水質及び農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を目的として都道府県知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業であって、受益面積の合計20ha以上</p> <p>4 管理者により点検がなされている等適切に管理されている施設であって、以下の要件を満たす施設に係る事業であること (1) 第5の1の地域で整備した施設 ア 大規模事業 ・受益面積400ha以上 ・1の(1)のアからウまでのいずれかに該当するもの イ 小規模事業 受益面積10ha以上 (2) 第5の2の地域で整備した施設 受益面積20ha以上 (3) 第5の3の地域で整備した施設 ア 県営事業 ・耕土流出防止環境保全管理計画内の農用地面積が20ha以上 イ 市町村営事業 ・耕土流出防止環境保全管理計画内の農用地面積が10ha以上</p>	<p>要領別紙9</p>
--------------------	---	--	--------------

<p>(9) 公害防除特別土地改良事業</p>	<p>事業主体：県又は市町村</p> <p>【県営の場合】 国 55～50 県 41～32 市町村 4～18 農家 -</p> <p>【団体営の場合】 国 55～40 県 19～26 市町村 26～34 農家 -</p> <p>※事業区分に応じて負担割合が異なる。</p> <p>【9の事業】 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定]</p> <p>※[]は団体営事業の場合</p>	<p>【事業区分】</p> <ol style="list-style-type: none"> 農用地土壌汚染防止法第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域において実施される同法第5条第2項第2号に掲げる事業 水質の汚濁等により、人の健康をそこなうおそれのある農畜産物が生産され、若しくは生育が阻害され、又はそれらのおそれが著しいと認められる場合及び農作業の能率が低下し、労働生産性が著しく害される場合において、汚濁等を防止し、除去し、又は回復するための事業 1及び2に掲げるもののほか、カドミウム環境汚染要観察地域、公害健康被害の補償等に関する法律施行令別表第2第2号に掲げる地域又は別に定める地域であって、農用地土壌汚染防止法第5条に規定する農用地土壌汚染対策計画に準じた計画が策定された地域のうち、農用地の土壌汚染に起因して農業経営が著しく阻害される等、1又は2に類する場合につき、その回復を図るために必要な事業 <p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 水源を転換するためのダム、頭首工、揚水機、水路又は集水暗渠等の新設又は改修 かんがい用排水を分離するための施設等の新設又は改修 沈殿物又は汚水の流入によりき損等が生じたかんがい排水施設の機能低下を回復する事業 沈殿池、防じん施設、中和施設又は污水处理施設等の新設又は改修 かんがい用排水路の水質の汚濁による悪臭等を除去するための施設の新設又は改修 区画整理、客土、排土、混層耕又は反転耕等の事業及びこれに伴い必要な事業 代替農用地の造成又は地目変換の事業 農用地の土壌の汚染を除去するために必要な別に定める事業 事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの <p>【実施要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 県営事業 <ul style="list-style-type: none"> 第2の1から3までの事業区分に掲げる事業 受益面積20ha以上 市町村営事業 <ul style="list-style-type: none"> 第2の1から3までの事業区分に掲げる事業 受益面積10ha以上 	<p>要領別紙10、10-2</p>
<p>(10) 地すべり対策事業</p>	<p>【1、2、4、5の事業】</p> <p>事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定</p> <p>【3の事業】</p> <p>事業主体：団体 国 50 県 未定 地元 未定</p>	<p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 地すべり防止工事 <ul style="list-style-type: none"> 地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事 ぼた山崩壊防止工事 <ul style="list-style-type: none"> ぼた山崩壊防止施設の新設又は改良その他ぼた山の崩壊又は流出を防止するための工事 関連事業 <ol style="list-style-type: none"> 暗渠排水、ため池の移転又は漏水防止、浸透の著しい水田の床締め又は畑地転換とこれに伴う区画整理、浸透の著しい用排水路の改修又は移転等、地すべり防止工事と直接関連して行われ、地すべり防止の機能を果たすもの ため池の移転又は用排水路の移転等、地すべりによる二次被害の増大を排除するもの 農道の整備又は区画整理等、地すべり地帯において土地利用を合理化することにより地すべり防止工事と同様に地すべりによる被害を軽減することに役立つもの 地すべり防止施設長寿命化対策工事 <ul style="list-style-type: none"> 地すべり防止施設に係る施設長寿命化計画に基づいた対策を実施するための工事 施設長寿命化計画策定 <ul style="list-style-type: none"> 機能診断等の調査を行い、要領別紙2別記様式第2号の施設長寿命化計画を策定 <p>【実施要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 地すべり防止工事 <ul style="list-style-type: none"> 総事業費7,000万円以上 ぼた山崩壊防止工事 <ul style="list-style-type: none"> 総事業費7,000万円以上 関連事業 <ul style="list-style-type: none"> 地すべりによる被害を除去又は軽減するために必要があると認められるもの 地すべり防止施設長寿命化対策工事 <ul style="list-style-type: none"> 施設長寿命化計画の策定、かつ、総事業費800万円以上 	<p>要領別紙11</p>

2 災害管理施設等整備

<p>(1) 農業用施設等災害管理対策事業</p>	<p>事業主体：県又は団体</p> <p>【県営の場合】 国 50(55) 県 29(29) 市町村 14(14) 農家 7(2)</p> <p>【団体営の場合】 国 50(55) 県 18(18) 市町村 25(25) 農家 7(2)</p> <p>※()は中山間地域</p>	<p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備 2 土地改良施設における危機管理向上施設の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 雨量計若しくは水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ若しくはゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置又は防水対策施設等の整備 (2) 農業用施設等の防災・減災のために必要な体制の整備及び体制等に基づいて行う行動 3 農地の防災機能増進工事 <ul style="list-style-type: none"> ・農地が本来有する多面的機能としての洪水調節機能の適切な発揮に必要な工事 4 簡易な施設整備 <ul style="list-style-type: none"> ・暫定的に減災機能を向上させる観点から行う簡易な施設整備工事 5 土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な以下の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 親水・景観保護のための施設 (2) 生態系保全のための施設 (3) 適切な利用と保全を図るための施設 (4) ため池の本来の貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防火用水として利用するために必要な取水施設、導水路又は遊水池等の整備 (5) しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備 (6) (4) 又は (5) と併せ行う土砂溜堰堤等の管理施設の整備 (7) ため池等への転落等による被害の防止又は軽減を図るための安全施設の整備 6 特認事業 <p>【実施要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 1 から 4 までの事業 <ul style="list-style-type: none"> ・防災受益面積10ha（5ha※）以上 ※要領第2の2又は要領別紙3別表第1に掲げる地域で実施する場合 (2) 4 の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げるすべての事項を満たすこと <ol style="list-style-type: none"> ア 暫定的な整備の合理性 施設の構造、立地条件、人的・物的被害の規模、地元負担及び都道府県の有する整備水準等を総合的に勘案して、国が定める設計指針等によらない方法により、暫定整備の整備水準を設定することが合理的である事由が明確なこと イ 関係者への説明責任・同意 暫定整備の整備水準に関して、受益農家のみならず、ため池決壊等による被害が想定される区域の関係者・団体等に説明するとともに、関係者等の合意形成が図られていること ウ 暫定整備の整備水準の明示 暫定整備の整備水準に関して、標識等でその旨を明示すること エ 減災活動・体制の整備の実効性 被害想定区域における避難活動、水位低下活動、警戒体制の整備又は水位観測計器等の設置等、減災活動・体制の整備が確実に実行されていること オ 整備計画の明示 今後、国が定める設計指針等による方法により行う整備の実施計画を明示すること（国又は都道府県の河川担当部局と協議を要するものは、暫定整備の対象外） (3) 5 の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> ア 要領別表1の1の事業の(1)から(3)までと併せ行うものは過去に実施したもの イ 関連する土地改良施設の受益面積20ha（2ha※）以上 ※関連する土地改良施設がため池の場合 	<p>要領別紙12</p>
---------------------------	---	---	---------------

<p>(2)農村防災施設整備事業</p>	<p>事業主体：県又は団体</p> <p>【県営の場合】 国 50(55) 県 29(29) 市町村 14(14) 農家 7(2)</p> <p>【団体営の場合】 国 50(55) 県 18(18) 市町村 25(25) 農家 7(2)</p> <p>※()は中山間地域</p>	<p>【事業内容】 事業内容は、要領別紙13の別表1のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農村防災施設整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急避難路整備 【※】 (2) 緊急避難施設整備 (3) 防火水槽整備 (4) 緊急避難施設の耐震化 (5) 情報基盤施設整備 【※】 (6) 雪崩防止施設整備 (7) 防護柵等安全設備 (8) 災害防除林 【※】 2 農業生産基盤整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業用排水施設整備 (2) 区画整理 (3) 農用地造成 (4) 農道整備 (5) 農用地の改良又は保全 3 農村生活維持施設整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業集落道路整備 【※】 (2) 営農飲雑用水施設整備 【※】 (3) 農業集落排水施設整備 【※】 (4) 農業施設等用地整備 【※】 4 実施計画策定等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 実施計画策定 (2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 <p>※各事業の取扱事項（細部要件）は、要領別紙13-2を参照</p> <p>【実施要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農村防災施設整備においては、次のア、イのいずれかの区域であり、かつウを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ア 要領第2の2に定める災害防除対策推進地域等であるもの イ 要領別表1の事業区分1の事業の受益地内もしくは要領別表1の事業区分1の事業の受益地内を含むその周辺地域であるもの ウ 要領別紙1の第2の2の調査において必要と認められたものであるもの。 (2) 農業生産基盤整備においては、甚大な災害発生地域であり、下記の条件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 要領別紙13別表1の2の(1)の事業60ha以上 イ 要領別紙13別表1の2の(2)の事業60ha以上 ウ 要領別紙13別表1の2の(3)の事業40ha以上 エ 要領別紙13別表1の2の(4)の事業50ha以上 オ 要領別紙13別表1の2の(5)の事業20ha以上 (3) 農村生活維持施設整備 <ul style="list-style-type: none"> ・甚大な災害発生地域 ・要領別表1の事業区分1の(2)から(4)又は要領別紙13別表1の区分2の事業と併せ行う事業であること 	<p>要領別紙13、13-2</p>
<p>(3)農業水利施設危機管理対策事業</p>	<p>【1～4の事業】 事業主体：県 国 50(55) 県 29(29) 市町村 14(14) 農家 7(2)</p> <p>【4の事業】 事業主体：団体 国 50(55) 県 29(29) 市町村 14(14) 農家 7(2)</p> <p>※()は中山間地域の場合</p> <p>※安全対策については、農家に負担を求めない「安全対策型ガイドライン」を適用し、以下の負担割合 【県営の場合】 国 50(55) 県 32(32) 市町村 18(13) 農家 -(-)</p> <p>【団体営の場合】 国 50(55) 県 21(21) 市町村 29(24) 農家 -(-)</p>	<p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備 2 土地改良施設の災害に係る危機管理向上のために必要な施設の整備 雨量計若しくは水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ若しくはゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常電源装置又は防水対策施設等の整備 3 農業水利施設安全対策推進計画の策定 4 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備 <p>【実施要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 1及び2の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の緊急対策実施方針に定めた施設であること (2) 3の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の安全対策実施方針に定めた対策であること ・事業の上限は1,000万円 (3) 4の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、かつ「農業水利施設安全対策推進計画」に位置付けられた施設であること ・事業費200万円以上 ・定額補助（令和2年度当初予算で実施する場合に限る）の場合は、以下の要件を全て満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ア 国営造成施設又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設であること イ 過去において、事故が発生した箇所又は都道府県内で発生した事故と同様の条件下にある農業水利施設であること ウ 構造上の問題（深さや傾斜、直壁等）、あるいは水深等からみて、転落した場合に子供が脱出できないような農業水利施設であること エ 通学路、公園、病院、学校等に近接する農業水利施設であること 	<p>要領別紙16</p>

Ⅲ体制整備事業

<p>(1)ため池緊急防災環境整備事業</p>	<p>【1、2、4（ため池の統廃合を除く）、5の事業】 事業主体：県、団体</p> <p>【3、4（ため池の統廃合）の事業】 事業主体：県、市町村</p> <p>【1～3の事業】 国 定額</p> <p>【4の事業】 国 50（55） 県 未定 地元 未定 ※（）は中山間地域の場合</p> <p>【5の事業※】 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定] ※[]は団体営事業の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 監視・管理体制の強化【令和2年度まで】 ・災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置等の実施</p> <p>2 緊急的な防災対策 【令和2年度まで】 ・ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施</p> <p>3 地域防災上のリスク除去 ・ため池の統廃合及び代替水源の確保</p> <p>4 ハード整備の着手促進 ・ハード整備に着手するために必要な、ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施</p> <p>5 実施計画策定 ・事業の実施に必要な、施設の諸条件等の調査及び実施計画の策定</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 1及び2の事業 ・防災重点ため池（受益面積2ha以上）</p> <p>(2) 3の事業 ・次に該当するもの ア 防災重点ため池（想定被害額（農外）が500万円以上） イ 統廃合に伴い代替水源を確保するための施設設備を伴うもの ・農業者等が管理するもの ・災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限る ・機能を統廃合する上で必要最低限の整備</p> <p>・次の要件の全てに該当するもの ア 埋立てによる土地造成を行わないもの。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く イ 事業実施に先立ち、事業実施主体は廃止後の維持管理を行う者と、常時及び非常時の見回り方法、開削部等に異常が確認された場合の対応方法について、明らかにしていること</p> <p>(3) 4の事業 ・（2）の要件</p>	<p>要領別紙14、14-2</p>
<p>(2)ため池群管理体制整備事業</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50（55） 県 未定 地元 未定 ※（）は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 要領別紙3の第2の2の事業と一体的に行う管理体制の見直しに必要なワークショップや研修の開催、広域管理計画の策定、広域管理の試行等の実施</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 要領別紙3の第2の2の事業と併せ行うもの</p>	<p>要領別紙15</p>

7 地方創生汚水処理施設整備推進交付金			
農業集落排水事業	事業主体：県、市町村、土地改良区、農協等 国 50 (50) 県 10 (13.5) 地元 40 (36.5) ※ () は霞ヶ浦流域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生計画の策定 ・農業振興地域であって、受益戸数20戸以上、処理人口概ね1,000人程度規模以下の集落、重金属等を含む工場排水等は対象外 ・霞ヶ浦流域とは「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」適用地域 ・農業集落排水資源循環促進計画が策定されていること。 ・公共下水道、集落排水施設、浄化槽の2以上の施設を連携して一体的に整備 ※団体営事業の県費補助分は、農業集落排水事業推進交付金として、事業実施翌年度から5ヶ年間で交付する。	

8 地方創生道整備推進交付金（旧道整備交付金）			
広域営農団地農道整備事業	事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定	【事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が行う広域営農団地における農道網の基幹となる農道の新設又は改良 ・市町村道、広域農道、林道の一体的な整備であり、2以上の整備が地域再生計画に位置づけられていること 【採択基準】 ①農道整備事業実施要綱の採択基準を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積1,000ha（300ha※1）以上 ・総事業費20億円以上 ・延長10km以上、車道幅員5m（4m※1）以上 ・自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるもの ②農山漁村地域整備交付金実施要領の採択基準を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・流通・通作条件整備計画を策定していること ・受益面積50ha（30ha※2）以上 ・総事業費1億円以上 ・車道幅員4m（3m※3）以上 ・自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるもの 	※1 振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯の場合 ※2 振興山村、過疎地域の場合 ※3 振興山村の場合

9 施設管理事業等			
基幹水利施設管理事業	事業主体：県、市町村 国 30 県 30 地元 40	1 対象施設：ダム、頭首工、用水機場、排水機場、排水樋門、水路であって国により管理委託とされた一定規模の施設 2 受益面積：1,000ha（地盤沈下地帯にあつては500ha）以上、畑を受益とするものにあつては300ha（地盤沈下地帯にあつては100ha）以上 3 非農地率：1割以上	
国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）	事業主体：県、市町村 国 50 県 20 地元 30	国営造成施設及びこれを一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制の整備を図るために行う	
国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）	事業主体：土地改良区 国 60 県 20 地元 20	国営事業完了予定地区において、施設管理者に水管理施設を管理運用するための技術を習得させ、操作体制の整備を図る	
水利施設管理強化事業	事業主体：県、市町村 国 50 県 20 地元 30	農業水利施設の役割に応じて施設管理者を支援し、多面的な機能の適正な発揮を図る	
基幹水利施設管理技術者育成支援事業	事業主体：土地改良区連合会 国 30 県 30 地元 40	土地改良区等への施設管理技術者を対象に、土地改良施設の適正な機能確保、管理の効率化及び施設の予防的な保全対策に関する管理技術・専門知識等の研修を行う事業	
土地改良施設維持管理適正化事業	事業主体：土地改良区等 国 30 県 30 地元 40※	1 団体営規模以上の事業により造成された土地改良施設 2 1施設当たりの事業費が200万円以上の整備補修等 ※地元負担金については、 <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区等は事業費の30%を5年間で県土連を通して全土連に拠出 ・全土連は国30%と県30%の補助金と併せて90%の資金を造成 ・土地改良区等は施行年度に10%を負担し交付される90%と併せて実施 	

10 災害・災害復旧関連事業			
農地災害	事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 50 県 25 (0) 地元 25 (50)	豪雨、洪水等により被害を受けた農地の復旧で1ヶ所の工事費が40万円以上のもの	※負担割合欄の () は団体営の場合
農業用施設災害	事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 65 県 25 (0) 地元 10 (35)	豪雨、洪水等により被害を受けた農業用施設の復旧で1ヶ所の工事費が40万円以上のもの	※負担割合欄の () は団体営の場合
農業用施設災害関連事業	事業主体：市町村、土地改良区等 国 50 県 0 地元 50	災害復旧事業だけでは将来復旧施設が再度災害を被むるおそれがある場合に、再度災害を防止するため被災施設及び関連するぜい弱な未被災施設等の補強等を災害復旧事業に併せて行う事業等	

1 1 その他国補事業

農業水路等長寿命化・防災減災事業

	事業主体：県、市町村、土地改良区等	<p>【事業内容】</p> 1 長寿命化対策 (要領別表 1) 2 防災減災対策 (要領別表 2) 3 ため池の保全・避難対策 (要領別表 3) <p>【実施要件】</p> (1) 長寿命化・防災減災計画を作成していること (2) 長寿命化対策又は防災減災対策（アンダーラインの交付対象事業を除く）を実施する場合には、上記（1）の要件に加え、以下の要件を全て満たすこと ・交付対象事業1地区当たりの ア 事業費 200万円以上 イ 受益農業従事者数 農業者2者以上 ウ 事業工期 原則3か年（5か年）以内 ※()はため池の整備の場合 (3) 長寿命化対策、防災減災対策、ため池の保全・避難対策のうち、アンダーラインの交付対象を実施する場合には、上記（1）の要件に加え以下の要件を満たすこと ・交付対象事業1地区当たりの ア 事業工期 1か年以内 (4) 本事業の対象とする施設は、原則として国営造成施設と一体となる農業水利施設等又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設等であること <p>※交付対象事業の事業内容は、要領別表1～3を参照のこと ※交付対象事業の定額助成の適用については、「農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱」を確認すること</p>	
--	-------------------	---	--

長寿命化対策	<p>【アの場合】 (県営) 国 50 (55) 県 27.5 (27.5) 市町村10 (10) 農家 12.5 (7.5)</p> <p>(県営:更新) 国 50(55) 県 31(30) 市町村13(12) 農家 7(3)</p> <p>(市町村営) 国 50(55) 県 14(14) 市町村21(21) 農家 15(10)</p> <p>(改良区営) 国 50(55) 県 14(14) 市町村13(13) 農家 23(18)</p> <p>【イ～オの場合】 国 定額(※上限1,000万円/地区)</p> <p>※()は中山間地域等の場合</p>	<p>【対策種類】 (1)長寿命化対策</p> <p>【対策内容】 長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備</p> <p>【交付対象事業】 ア 水利施設整備 イ 機能保全計画策定等 ウ 実施計画策定 エ 水利用調査・調整 オ 耐震性点検・調査</p>	要領別表 1
--------	---	---	--------

防災減災対策	<p>【ア～ケの事業】 (県営) 国 50(55) 県 34(34) 市町村16(11) 農家 -(-)等</p> <p>(団体営) 国 50(55) 県 21(21) 市町村29(24) 農家 -(-)等</p> <p>※等とは、交付対象事業により負担割合が異なる。</p>	<p>【対策種類】 (1)自然災害等対策</p> <p>【対策内容】 自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設等の整備</p> <p>【交付対象事業】 ア ため池整備 イ 湛水防除 ウ 地盤沈下対策 エ 農業用排水施設整備 オ 土砂崩壊防止 カ 特定農業用管水路等特別対策 キ 農業用河川工作物応急対策 ク 水質保全対策 ケ 利活用保全</p> <p>(続く)</p>	要領別表 2
--------	--	--	--------

防災減災対策	<p>【コ～シの事業】 国 定額 ※助成額の上限 ：1000万円（シ （ため池）の場合、 3000万円</p> <p>※（）は中山間地域 等の場合</p>	<p>コ 機能保全計画策定等 サ 実施計画策定 シ 耐震性点検・調査</p>	要領別表 2
	<p>国 50(55) 県 未定 地元 未定</p>	<p>【対策種類】 (2)危機管理対策 【対策内容】 防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備 【交付対象事業】 ア 危機管理システム等整備</p>	要領別表 2
	<p>【アの事業】 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>【イ、ウの事業】 国 定額 ※助成額の上限 イ：堤高別に1000 万～3000万円 ウ： 500万円</p>	<p>【対策種類】 (3)ため池防災環境整備 【対策内容】 ため池の防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備 【交付対象事業】 ア 緊急的な防災対策 イ 地域防災上のリスク除去 ウ ハード整備の着手促進</p>	要領別表 2
	<p>国 50 県 未定 地元 未定</p> <p>※助成額の上限 イ(ア)： 500万円 (イ)：1000万円 ウ： 500万円</p>	<p>【対策種類】 (1)ため池の保全・避難対策 【対策内容】 緊急時の迅速な避難行動や適切な保全管理につなげる対策 【交付対象事業】 ア ハザードマップ作成 イ 監視・管理体制の強化 ウ 減災対策の実施</p>	要領別表 3
土地改良施設突発事故復旧事業			
土地改良施設 突発事故復旧事業 (補助)	<p>事業主体：県、市 町村、土地改良区 等 国 50 (55) 県 21 (21) 地元 29 (24)</p>	<p>法第2条第2項に規定する土地改良施設において突発事故被害が発生し、機 能が低下又は喪失した場合に行う（ただし、突発事故により直接的に農業 生産や営農活動に影響が生じない施設の復旧は対象外） (1)末端支配面積：20ha（中山間地域は10ha）以上 (2)事業費：1箇所当たり200万円以上 (3)適切に保全管理されている土地改良施設として、以下の要件を全て満た すこと（ただし、竣工後10年を経過しない施設等は除く） ア 維持管理事業計画等に基づいた管理 イ 機能保全計画等を定め、計画に基づいた対策や施設監視</p> <p>1 現地仮復旧 2 機能回復を行う復旧工事 3 緊急応急工事</p>	<p>※負担割合欄の () は過疎地 域、山村振興、 特定農山村地域 の場合</p>

耕作条件改善事業			
<p>農地耕作条件改善事業 (非公共)</p>	<p>事業主体：市町村、土地改良区、中間管理機構、農業法人等</p> <p>定率助成 国50 (55) 県14 (14) 地元36 (31)</p> <p>定額助成 国 事業種類による</p>	<p>農地中間管理機構による担い手への農地集積と農業の高付加価値化等を推進するためのきめ細かな耕作条件の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費：200万円以上 ・受益者数：2者以上 ・実施地域：農地中間管理事業の重点実施区域もしくは重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる地域、又は実質化された人・農地プランが作成された地区(高収益作物転換型及びスマート農業導入推進型の場合) ・作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること(高収益作物転換型の場合) <p>(1)地域内農地集積型</p> <p>○定額助成 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、客土、除礫、更新整備(用排水路、農作業道)、条件改善推進費 ※中心経営体に集約化(面的集積)する農地については、定額助成単価に加算有り</p> <p>○定率助成 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全、管理省力化支援、品質向上支援、営農環境整備支援、条件改善促進支援、指導</p> <p>(2)高収益作物転換型 農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合に、計画策定から営農定着に必要な取り組みをハードとソフトを組み合わせ一括支援</p> <p>○定額助成 (1)地域内農地集積型と同様、高収益作物転換推進費</p> <p>○定率助成 (1)地域内農地集積型と同様、高収益作物導入支援</p> <p>(3)スマート農業導入推進型 国費が投じられている基盤整備事業と一体的にスマート農業に資する先進的省力化技術の実装を推進</p> <p>○定額助成 (1)地域内農地集積型と同様</p> <p>○定率助成 (1)地域内農地集積型と同様、スマート農業導入支援(GNSS基地局整備が必須)</p>	<p>※()は過疎地域、山村振興、特定農山村地域の場合</p>
<p>高収益畑作モデル基盤整備事業</p>	<p>事業主体：県</p> <p>国50 県40 地元10</p>	<p>高収益な畑作営農を実践する担い手の経営戦略に早期に対応できる基盤を整備するため、小区画を大区画にする簡易な畑地基盤整備をモデル的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営かんがい排水事業受益地内の畑地 ・10ha未満/地区 ・農地耕作条件改善事業(地域内農地集積型)の要件 ・事業実施年度から起算して5年間以上高収益作物を耕作すること ・全体面積に占める高収益作物作付面積割合が5パーセントポイント以上増加、かつ面積割合が10%以上 ・農地の貸借は農地中間管理事業及び利用権設定 <p>1 農業用排水施設(農業用水施設) 2 区画整理(換地を伴わない)</p>	<p>県事業(令和4年度まで)</p>
<p>畑地かんがい推進モデルほ場設置事業</p>	<p>事業主体：県</p> <p>国50 県50</p>	<p>基幹かんがい施設の整備の進捗に合わせた末端施設整備の円滑な推進と、多様化・高度化した土地及び水利用技術、作物栽培管理技術等とその普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営かんがい排水事業の受益地内の地域であること ・畑地かんがい技術の確立及びその啓発普及のモデルとなりうる地域であること <p>1 モデルほ場設置 農業用排水施設、整地工、農道、土層改良、暗渠排水等の新設、廃止又は変更</p> <p>2 かんがい技術試験 土壌水分測定、気象観測等の調査測定用器具の設置及び調査測定試験</p>	<p>県事業名：畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業費(令和4年度まで)</p>

1 2 農山漁村地域整備交付金

農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農村地域防災減災事業で同一メニューが活用できる事業は省略。
 細部要件については、活用時に実施要綱を参照すること。
 以下は農山漁村地域整備交付金のみ活用可能な事業の概要

農地整備

農地整備事業

耕作放棄地型	事業主体：県 国 50 県 27.5 地元 22.5	<ul style="list-style-type: none"> ・受益面積：20ha以上 ・受益面積に占める耕作放棄地及び耕作放棄地となる恐れのある農地の割合が6%以上 ・当事業で活用できる耕作放棄地・集積促進事業については農地集積関係を参照
通作条件整備	事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定	<p>1 基幹農道整備</p> <p>(1) 一般型（振興山村、過疎地域指定地域は受益面積30ha以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積が50ha以上で総事業費1億円以上、車道幅員4.0m以上 ・自動車交通量のうち農業に係るものが過半を占めていること <p>(2) 保全対策型：受益面積が50ha以上で総事業費3,000万円以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること <p>2 一般農道整備（振興山村、過疎地域指定地域は受益面積30ha以上）</p> <p>(1) 一般型・受益面積50ha以上で総事業費5,000万円以上、全幅4.5m以上</p> <p>(2) 保全対策型・受益面積が50ha以上で総事業費3,000万円以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること

実施計画策定事業

実施計画策定	事業主体：県 国 50 県 25 地元 25 事業主体：市町村等 国 50 県 10 地元 40	土地改良法に基づいて実施する県営事業又は団体営事業（市町村営事業、土地改良区営事業）のための実施計画策定。 農業用水排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水事業の予定地区が対象。実施期間は、1年以内。
--------	---	--

水利施設整備

水利施設等整備事業

広域農業用水適正管理対策事業

広域農業用水適正管理対策事業	事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 58 県 26 地元 16	国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業完了後の関連事業が完了しない等のため残存しているもの（頭首工、水門、樋管、樋門等）で、農業用水管理又は河川管理上支障を及ぼすおそれのある農業水利施設の撤去 <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助率：従前の国営土地改良事業完了時の国庫補助率
----------------	--	---

農村整備

農村集落基盤再編・整備事業

集落基盤再編事業	事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 50 県 15～25 地元 35～25	農村振興基本計画に即して作成される農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき実施される事業。 ア 農業生産基盤整備事業と農村生活環境整備事業を一体的に実施する事業 イ 農村生活環境基盤整備事業のみを行う事業（一部事業を除く） ※県営農村振興総合整備事業の補助率は、国50、県25、地元25（県15、地元35） ※むらづくり総合整備事業の補助率は、国50、県20、地元30（県15、地元35） ※農村空間整備事業の補助率は、国50、県25、地元25 ※農村交流基盤整備事業の補助率は、国50、県25、地元25 ※補助率の（）はH17年度以降新規採択地区で農業生産基盤整備以外の工種に適用	1 農業生産基盤整備事業（農業用水排水・農道整備・ほ場整備・農用地開発・農地防災・客土・暗渠排水・農用地の改良又は保全）
----------	--	---	--

	中山間地域総合整備事業 【集落型】 (一般型)	事業主体：県 国 55 県 30(25) 地元 15(20)	農業生産基盤及び農村生活環境等の一体的整備を実施するもの。 過疎地域、山村振興、特定農山村の指定市町村又は準じる市町村であって、事業計画が農村振興基本計画等に即した内容であること。農業生産基盤整備事業（2工種以上）並びに農村生活環境整備事業を実施し、農業生産基盤整備事業の受益面積の合計が60ha以上（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上の農用地が50%以上は20ha以上） ※()はH17年度以降新規採択地区で農業生産基盤整備以外の工種に適用	2農村生活環境整備事業（農業集落道・飲雑用水・集排・防災安全施設・用地整備・活性化施設・活動拠点施設・集落環境管理施設・交流施設・情報基盤施設・市民農園・生態系保全施設・地域資源利活用施設・施設補強・施設環境整備・歴史的施設保全・施設集約・交換分合・集落土地盤整備）
		事業主体：市町村 国 55 県 20(15) 地元 25(30)	農業生産基盤整備事業の2以上の受益面積の合計が概ね20ha以上（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上の農用地が50%以上は概ね10ha以上） ※()はH17年度以降新規採択地区で農業生産基盤整備以外の工種に適用	
	中山間地域総合整備事業 【集落型】 (生産基盤型)	事業主体：県 国 55 県 30 地元 15	事業対象地域を中心とした活性化の基本方向、土地状況に応じた整備の基本方向及び活性化の推進方策についての構想を策定。 ほ場整備又はほ場整備と併せてその他の農業生産基盤整備事業を実施するもの。生産基盤にかかる受益面積が20ha以上（ほ場整備10ha以上を含む）	
		事業主体：市町村 国 55 県 20 地元 25	ほ場整備にかかる受益面積が概ね10ha以上	
	中山間地域総合整備事業 【集落型】 (生活環境型)	事業主体：県 国 55 県 未定 地元 未定	農村生活環境整備事業（一部事業を除く）及び特認事業のうち2以上の事業を行うもの	
	中山間地域総合整備事業 【広域連携型】	事業主体：県 国 55 県 未定 地元 未定	市町村全域から複数市町村に及ぶ広域的な地域からなり、農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業を一体的に行うものであり、2以上の農業生産基盤整備事業を実施。農村生活環境整備事業（一部事業を除く）及び特認事業のうち2以上の事業を行うもの。農業生産基盤整備事業の2以上の受益面積の合計が概ね60ha以上	
	実施計画策定	事業主体：県、市町村 国 55 県 未定 地元 未定	農業生産基盤のみ又は農業生産基盤及び農村生活環境の再編・整備の実施に際し、計画を策定する事業（実施期間は1年以内）	
農業集落排水事業				
	農業集落排水事業	事業主体：市町村等 国 50 県 10(13.5) 地元 40(36.5) ()は霞ヶ浦流域	・受益戸数20戸以上、処理人口概ね1,000人程度規模以下、重金属等を含む工場排水等は対象外 ・霞ヶ浦流域とは「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」適用地域 ・農業集落排水資源循環促進計画が策定されていること。改築の場合は対象 ・事業費が200万円以上、供用開始後7年以上 ・機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた「最適整備構想」が策定されていること ※県費補助分は、農業集落排水事業推進交付金として、事業実施翌年度から5ヶ年間で交付する	

1 3 農山漁村振興交付金（うち農山漁村活性化整備対策）

		農山漁村における定住や地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るため、「農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律」に基づき、県又は市町村が創意工夫を活かした活性化計画に基づく取組を総合的かつ機動的支援する 1 地域の目指す姿を数値目標の形で明確化する「活性化計画」を策定すること 2 個別メニューごとの要件を満たしていること	
生産基盤及び施設の整備（その他）	事業主体：県、市町村、一部事務組合、農協等 国 50～55 生産基盤 県 14～25	農林漁業の振興その他就業機会の増大地域の創意工夫を活かしたきめの細かい生産基盤の整備や多様な地域産業の振興に必要な施設等の整備への支援 (基盤整備関連) 1 基盤整備 農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、客土、区画整理、 2 附帯工種 農地造成、交換分合、農用地保全、土地改良施設保全、農業集落道、営農飲雑用水施設、防災安全施設	

1 4 県単土地改良事業

県単土地改良事業

農業生産基盤整備事業 (一般地帯型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 県 37.5(42.5) 地元 62.5(57.5)	一般地帯で行う事業で、受益面積が5ha～20ha（山間部では3ha～20ha）、事業費20万円以上のもの ※負担割合欄の（）は事業完了後に転作が行われるもので、受益面積が1～20haまでのもの 水田の区画整理が伴う場合の負担割合は、県40%（45%）、地元60%（55%）	事業種目 1 かんがい排水 2 ほ場整備 3 暗渠排水 4 客土 5 農道整備 6 農地保全 7 特認事業
(山間急傾斜地帯型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 県 47.5(52.5) 地元 52.5(47.5)	山間急傾斜地帯指定地域（以下「指定区域」という）で行う事業で、受益面積が1ha～20ha、事業費20万円以上のもの ※負担割合欄の（）は事業完了後に転作が行われるもの 水田の区画整理が伴う場合の負担割合は、県50%（55%）、地元50%（45%）	
(畑地基盤対策特別パイロット型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 県 40 地元 60	受益面積が概ね20ha以下で畑地率が50%以上、事業費20万円以上のもので、次のうちいずれかに該当すること 1 受益面積のうち15%以上の農地の流動化計画のある地区 2 畑地かんがいによるブロックローテーションの営農計画がある地区	
(地域水田緊急整備型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 県 37.5(47.5) 地元 62.5(52.5)	同一集落内で2工種以上を整備する事業で、受益面積が5ha～20ha（山間部では3ha～20ha、指定地域では1ha～20ha）、事業費20万円以上のもの 対象工種：農業用排水施設、暗渠排水（浅層・補助暗渠を含む）、畦畔除去等、客土、土壌改良 ※負担割合欄の（）は指定区域で実施する場合	
(土地改良施設緊急整備補修型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 県 25 地元 75	災害以外の原因により機能が損なわれ、早急に対応する必要がある土地改良施設の補修を行う事業で、事業費が20万円以上のもの	
(ため池整備型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 県 50 地元 50	堤とう及びその附帯施設の改良、池敷の改良又は拡張、その他貯水量を増大させるために必要な施設の新設又は改良を行う事業で、事業費が20万円以上のもの	
(用水障害対策型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 県 50(2/3) 地元 50(1/3)	農業用水に障害をきたし、かんがい施設の新設・改良を行う事業で、事業費が10万円以上のもの次の要因によるもの 1 河床の変動 2 水質汚濁 ※負担割合欄の（）は、1の要因が人為的な場合	
(防災安全施設型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 県 50 地元 50	土地改良事業により造成された施設での転落事故等の未然防止を図るために行う事業で、事業費が20万円以上のもの 1 土地改良事業により造成された施設のうち、安全の確保を目的として行う更新、補修又は改修 2 現行の基準に照らして整備が必要となる安全施設の新設	
(防災減災施設型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 県 50 地元 50	湛水防除事業により造成された施設の小規模な補修や耐震化対策を実施し、施設の安定的な機能発揮及び長寿命化対策を行う事業 1 湛水防除事業により造成された施設について、災害発生の際においても、その機能が発揮されるようにすることを主たる目的として行う、小規模な更新又は補修及び耐震化対策等を行う事業であり、事業費が20万以上かつ5、000万円以下のもの	
農村環境整備事業 (生活関連農道整備型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 県 37.5(47.5) 地元 62.5(52.5)	集落間や集落と公共施設を結ぶ、受益面積10ha未満、延長1.0km以下、幅員4m以上の農道の整備、既設農道（幅員4m以上）に設置する歩道（幅員1.5m～2.0m）を整備する事業で、事業費20万円以上のもの ※負担割合欄の（）は指定区域で実施する場合	休止中
(集落水辺環境保全整備型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 県 50 地元 50	ため池・農業用排水路等の施設を利用した親水護岸等の設備及び水質浄化施設の整備を行う事業で、受益面積3ha以上、事業費20万円以上のもの	休止中

(農業集落排水整備型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 県 50 (55) 地元 50 (45)	農業振興地域内で行う、し尿、生活雑排水処理施設の整備を行う事業で、受益個数20戸未満、事業量20万円以上のもの ※負担割合欄の()は霞ヶ浦地域内で実施する場合	休止中
(茨城グリーン道路景観形成型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 県 50 市町村 50	広域営農団地農道整備事業により整備された農道の道路用地内の景観形成を図り、植栽及び沿線に設置する駐車場等の施設用地造成を行う事業で、事業費20万円以上のもの	休止中
農業水利施設強靱化促進事業			
施設監視支援	事業主体：県 県 100	受益面積20ha以上の県営造成施設を対象として行う事業で、県内全域の農業水利施設の強靱化に資すること ・施設監視マニュアル等技術指針の作成 ・監視箇所の選定や監視方法、監視効果の検証方法等をまとめた図書類の作成 ・管理体制強靱化に要する技術体系の構築に資する各種調査、研修等	(事業成果が県内局所地域に限られる場合は採択不可)
保全管理強化	事業主体：県、市町村、土地改良区 県 75 地元 25	受益面積20ha以上の県営造成施設を対象とし、機能診断や機能保全対策、管理台帳整備、水利用再編検討・調査等を行う事業で、以下のいずれかの要件に該当すること (事業主体：県) ・受益面積20ha以上の県営事業を実施中又は、完了後まもない県営造成施設であること。ただし事業主体を県とする機能診断、機能保全対策の実施については、個別施設計画が策定済みであり、且つ、県営事業を実施中に限る。 (事業主体：市町村、土地改良区) ・受益面積100ha以上且つ個別施設計画が策定済みの県営造成施設であること	(区分) 機能診断機能保全対策管理台帳整備水利用再編
ふるさと農道整備事業	事業主体：県 県 70 (うち起債90%) 地元 30	集落間又は集落と基幹的の道路若しくは基幹的公共施設等との間を結ぶ農道等農村地域の定住環境の改善にも大きな役割を果たす農道の開設、改良等の事業で、次の要件を全て満たす事業 ・受益面積50ha(過疎・山振地帯30ha)以上、全幅4m以上、総事業費6千万円以上。	
中山間地域農業基盤整備促進事業	事業主体：市町村、土地改良区、農協、共同施行 県 62.5 地元 37.5	生産条件が不利な中山間地域において、水田から畑地への転換のために行う簡易な基盤整備 ・1ha未満の農地で、2名以上の地権者がいること。 ・中山間地域等直接支払制度の対象地域 ・畦畔除去、暗渠排水、客土、用排水路、進入路、電牧柵等を対象	
水田畑地化推進事業			
畑地化基盤整備事業	事業主体：市町村、土地改良区、農協、農業法人等 県 62.5 地元 37.5	内容：用排水施設整備、暗渠排水、客土、畦畔除去等の基盤整備 要件：水田受益面積1ha以上20ha未満かつ畑地化面積1ha以上(中山間地域は、0.5ha以上10ha未満かつ畑地化面積0.5ha以上)	
畑地化調査・調整事業	事業主体：市町村、土地改良区、農協、農業法人等 県 50 地元 50	内容：営農計画の策定費用、営農意向調査、土壌診断、地下水調査、作付実証ほ、栽培技術の指導、市場調査等 要件：畑地化基盤整備事業と一体となって実施	令和4年度まで
畑地化指導事業	事業主体：県 県 100	内容：県が行う啓発普及、実証試験、効果検証 要件：高収益作物導入に資するために必要な事業内容であること	

15 農地集積関連			
経営体育成関連流動化促進事業		対象事業完了までに農地の集積等の一定条件を達成又は達成見込みのある場合において、受益者等に対して助成・支援を行う ・「農業経営高度化計画」の作成 ・中心経営体への集積率等が一定の率を達成すること ・高度経営体が一定以上育成されること ・高度経営体への利用集積面積や、面的集積が一定の率を達成すること ・担い手への耕作放棄地の面的集積率が一定の率を達成すること ※詳細な要件は要綱・要領によるので、確認すること。	経営体育成基盤整備事業、県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）に限る。 ※国事業名：農業経営高度化支援事業
土地利用調整事業（土地利用調整指導事業）	事業主体：県 国 50（100） 県 50（0）	土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため県が行う指導事業	※国事業名：高度土地利用調整事業（指導事業）、耕作放棄地解消支援事業（指導事業）
土地利用調整事業（土地利用調整推進事業）	事業主体：市町村等国 国 50（100） 県 25（0） 市町村 25（0）	市町村等が自主的に土地利用調整活動等を行う推進事業 ・ハード事業完了後に行う場合は、以下の条件を満たすこと（一般型） 高度経営体の経営等農用地の面積割合が完了時から5%ポイント以上増加（面的集積型） 集積団地要件を満たす面積割合が完了時から3.5%ポイント以上増加	※国事業名：高度土地利用調整事業（調査・調整事業）、耕作放棄地解消支援事業（調査・調整事業）
高生産性農業集積促進事業	事業主体：市町村 国 50 県 2/6 市町村 1/6	（中心経営体）一定の集積率を達成した地区に対して、総事業費の一定割合を助成する。 ・目標年度までに下記要件を満たしている場合に助成。 ＜農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業の場合＞ ・中心経営体の集積率 55%以上65%未満の場合5.5%（うち80%以上を集約化 6.5%） 65%以上75%未満の場合6.5%（うち80%以上を集約化 8.5%） 75%以上85%未満の場合7.5%（うち80%以上を集約化10.5%） 85%以上 の場合8.5%（うち80%以上を集約化12.5%） ＜農山漁村地域整備交付金の場合＞ 35%以上45%未満の場合3.5% 45%以上55%未満の場合4.5% 55%以上65%未満の場合5.5% 65%以上75%未満の場合6.5% 75%以上 の場合7.5% （高度経営体）一定の集積増加を達成した地区に対して、総事業費の一定割合を助成する。 ・目標年度までに下記要件を満たしている場合に助成。 ・高度経営体集積向上率が20%以上25%未満の場合、総事業費の2%を限度とする等 （耕作放棄地）担い手に面的に集積される耕作放棄地の面積割合に応じて一定割合を助成。	※国事業名：農業経営高度化促進事業
耕地利用高度化推進事業	事業主体：市町村 国 50 県 2/6 市町村 1/6	・営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、（耕作放棄地活用のための条件整備活動）その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 ・生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査（耕作放棄地型は除く。） ・ハード事業の総事業費の2%を限度とする	※国事業名：耕地利用高度化推進事業、耕作放棄地活用推進事業
農地集積基盤整備推進事業	事業主体：市町村 貸し手のハード事業の分担金に 対し 県 55 市町村 25 貸し手 20※	経営体への農地の利用集積を推進するため、貸し手農家の土地改良事業費の分担金の一部を補助する。 ・対象事業 経営体、畑総 ・受益面積 経営体：概ね40ha以上、畑総：概ね20ha以上 ・経営体の経営面積率 地区における全ての農業経営等面積の総和が目標年度（採択から概ね5年）までに、経営体：概ね40%以上、畑総：概ね20%以上 ・大区画化率（経営体） 受益面積の大区画化率が土地改良事業完了時に概ね50%以上 ・流動化率（畑総） 受益面積の流動化率が土地改良事業完了時に概ね20%以上 ・補助対象額はハード事業費の10%以内 ※ただし、負担率は、 H18～H20まで採択地区 県：60%、市町村：20%、貸し手：20% H15～H17まで新規地区 県：70%、市町村：20%、貸し手：10% H14 まで新規地区 県：75%、市町村：25%	
担い手育成農地集積事業	事業主体：日本政策金融公庫	対象となるハード事業の農家負担分の5/6（ただし、農家負担率が12%を越える場合には、年度事業費の10%以内）を限度として無利子資金を融資 ※認定農業者の育成 事業完了時に次の(1)、(2)のいずれかを満たすこと (1)認定農業者の全農家戸数に占める割合が目標以上 (2)認定農業者が30%以上増加すること	

16 地元負担金軽減

農家負担金軽減支援対策事業費			
土地改良負担金償還平準化事業	事業主体：土地改良事業団体連合会 県 50 連合会 50	H5年度までに採択された、土地改良法等に基づく事業の負担金を対象として、下記事業の要件に該当するもの（借り換えによりピーク時年償還額を平準化目標額まで軽減） ・採択要件：（認定はH16年度まで） 1 農産物自由化作目付率1/3以上等 2 合算ピーク時年償還額3万円以上/10a等（農産物自由化特認：1万円以上/10a等）	
水田・畑作経営所得安定対策等支援事業	事業主体：土地改良事業団体連合会 連合会 100	H6年度以降に採択された土地改良法等に基づく事業等の負担金を対象として下記事業の要件に該当するものにおいて、土地改良区等に対して農家負担金の5/6相当額の無利子貸付けを行う ・事業認定後5年以内に担い手への農地利用集積率が一定割合以上増加することが見込まれること等（認定はR2年度まで）	

17 計画調査費関連

土地改良施行予定地区計画調査費			
計画調査	事業主体：県 県 50 地元 50	県営土地改良事業（かんがい排水、畑総、経営体、防災、農道、その他）施行予定地区に係る計画調査。（経営体、畑地整備等にあつては換地の事前調査を含む。）	
実施計画策定	事業主体：県 国 50（定額） 県 25（-） 地元 25（-）	県営土地改良事業のうち経営体、畑総、又は防災事業の施行予定地区にかかわる計画調査。 1 農業競争力強化農地整備事業、農村地域防災減災事業、水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備型）、農山漁村地域整備交付金 2 水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備事業を除く）	
田園環境整備計画策定	事業主体：県 県 1/3 地元 2/3	環境に配慮した事業計画を策定するための施行予定地区にかかわる生態系等の調査等。	
産地育成畑地整備促進事業	事業主体：県 県 3/4 地元 1/4	畑地帯総合整備事業の啓発地区において基礎調査等を実施し、事業化に向けた計画調査実施の合意形成を図る	
団体営調査設計事業	事業主体：県 国 50 県 10 地元 40	団体営事業新規地区のとりまとめに要する経費の補助。農山交の実施計画策定事業により実施。	
農業集落排水事業（調査）	事業主体：市町村等 国 50（定額） 地元 50（-）	1 農業集落排水施設の整備又は改築に必要な調査等に要する経費の補助 2 農業集落排水施設の機能診断調査及び最適整備構想策定に要する経費の補助 ※（ ）は 2 の事業内容に適用	
県単土地改良事業調査設計事業	事業主体：土地改良連合会等 県 50 地元 50	県単土地改良事業の調査設計 ・事業費：10 万円以上	
換地設計事業費	事業主体：土地改良区、市町村、土地改良事業団体連合会等 国 50 県 未定 地元 未定	換地計画を要する団体営事業が行われる予定地区の事前調査であつて、概ね20ha以上。農業競争力強化農地整備事業の経営体育成促進換地等調整事業により実施。 ※以前の国補助率における負担割合は、国40%、県10%、地元50%	

(3) 農業基盤整備資金等

1 農業基盤整備資金の概要

農業基盤整備資金は、農業の生産力の増大及び生産性の向上を図るためのかんがい排水、ほ場整備、農道、農地造成などの農業生産基盤の整備開発を行う事業の推進や、農業集落排水施設の整備など生産基盤と一体として行う生活環境基盤の改善を図るための資金である。

(1) 融資対象となる事業

農地・牧野の改良・造成事業及び災害復旧事業が融資対象となる。

① 改良・造成事業

主たる事業種類	事業内容
かんがい排水	・頭首工(井堰)、ため池、農業用排水施設、水路、温水施設等(併せ行う安全施設等の設置を含む。)の新設・改良。しゅんせつ船等の取得
畑地かんがい	・畑地かんがい施設(スプリンクラーの立ち上がり、ヘッドを含む。)の新設・改良
ほ場整備	・区画整理、かんがい排水施設、客土、暗渠排水、農道等の工種を総合的に実施する事業
暗渠排水	・完全暗渠(土管の埋設)、簡易暗渠(朶木、竹、木材、石れきの埋設)、弾丸暗渠(地下穿孔機牽引する方法)等の新設
客土	・搬入客土、流水客土、ポンプ客土
農道	・農道(単独舗装や併せ行う安全施設等の設置を含む。)の新設・改良。農道橋の新設・改良
索道	・空中ケーブル新設・改良。軌条(モノラック)の新設・改良
畦畔整備	・コンクリート、ブロック、石積畦畔
石れき除去	・耕作に支障となる石れきを除去する事業
農地造成	・畑(普通畑、樹園地[地目変換の事業を含む。])、田(わさび田等を含む。)の造成
農地保全	・シラス等の特殊土壌対策、急傾斜地帯対策、水質障害対策等の事業
防災	・老朽ため池事業、地盤沈下対策、たん水防除等の事業
維持管理	・土地改良施設の補修、更新、しゅんせつ等の事業(水路の補改修、土水路のコンクリート装甲、フリューム設置、水路や農道の安全施設設置、用排水施設のオーバーホール・塗装、維持管理に必要な建物・施設や機械の取得など。)
農村環境基盤施設	・農林水産省の補助事業として実施する農業集落道、農業集落排水施設、営農飲雑用水施設及び集落防災安全施設の新設・改良。なお、農業集落排水施設については、補助事業に係る農業集落排水整備計画に定められた地域において補助事業を補完して一体的に実施される非補助事業も融資の対象とする。
集落環境基盤整備	・農林水産省の補助事業として実施する連絡道の新設・改良
飲雑用水施設	・土地改良事業関係補助金交付要綱、農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づいて行うもの並びに以上の各事業と一体の計画の元に行う末端支派線の工事にかかるもの。

(注) 主たる事業種類に掲げる共通なものとして、調査設計費も融資の対象となる。

② 災害復旧事業

農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の災害復旧

③ 留意事項

ア 融資対象事業 行政庁の許認可を要する事業及び事項については、許認可を受けたものが融資の対象となる。

イ 分担金融 地方公共団体が行う事業について受益者が負担する分担金等は条例に基づくものに限り融資の対象となる。

ただし、特別な理由により条例により難くかつ融資の必要があると認められる場合（例えば災害復旧事業の繰上施行や調査設計事業）はこの限りではない。

ウ 補助事業 事業には補助事業と非補助事業がある。補助事業とは国からの補助金及びN T T株式の売払収入を活用した国から貸し付けられる無利子貸付金（これらを財源の全部又は一部とする都道府県の補助金を含む。）が支出される事業をいい、非補助事業はその他の事業をいう。従って地方公共団体単独の補助金が交付される事業、畜産振興事業団の助成金を受ける事業及び地方競馬全国協会の補助金を受ける事業等は非補助事業である。

エ 利子軽減対象事業 非補助事業のうち、非補助土地改良事業助成措置要綱（昭和 33 年 10 月 8 日付け 33 農地第 3814 号農林事務次官通達）により行政庁の選認定を受けた事業は、利子軽減対象事業として更に有利な条件で融資を受けられる・

（注）現在は金利情勢の変化等をかんがみ、平成 8 年 9 月 20 日より、当分の間中止している。

2 経営体育成促進事業（担い手育成農地集積事業）

「担い手育成農地集積資金」は、経営体育成促進事業実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日付け農振第 2431 号農林事務次官通知）に基づき、経営体育成基盤整備事業等の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、効率的かつ安定的な経営体の育成をすることを目的として融資される日本政策金融公庫の資金（無利子貸付）であり、農業基盤整備資金と一体として融資を行うものである。

(1) 貸付金額の最高限度

貸付けを受ける者が負担する額のうち、原則として年度事業費の 10%以内（ただし、農家負担金が年度事業費の 12%以下の場合には農家負担金の 6 分の 5 以内。）

なお、本無利子資金と一体として貸し付けられる農業基盤整備資金については、限度を設けないため、農家負担金の全額について、公庫資金の貸付けが受けられることになる。

(2) 貸付対象事業の採択要件

1. 事業完了時における認定農業の増加が基準以上であること。
2. 事業完了時における担い手の経営等農用地面積のシェアが基準以上であること。

要件未達成の場合は、調整金（無利子融資と同時に貸付を受けた農業基盤整備資金（有利子）と同利率で算出される利子相当額）を貸付対象者から徴収することになる。

3 融 資 条 件

区 分	事 業 主 体	借 入 主 体	利 率 (年 利)	償 還 期 間 (据置期間を含む)	据置期間	融 資 限 度 額
補 助 残 県 営 土 地 改 良 事 業	県	土 地 改 良 区 農 協 等	0.45%	25年以内	10年以内	・貸付を受ける者の負担 する額 ・最低借入限度額 50万円
補 助 残 団 体 営 土 地 改 良 事 業	市 町 村 土 地 改 良 区 共 同 施 行 農 業 振 興 法 人	農 協 土 地 改 良 区 共 同 施 行 農 業 振 興 法 人	0.30%	同 上	同 上	同 上
非 補 助 土 地 改 良 事 業	同 上	同 上	0.30%	同 上	同 上	同 上
災 害 復 旧 事 業	同 上	同 上	融 資 期 間 に よ り 0.16~0.30%	同 上	同 上	・貸付を受ける者の負担 する額 ・最低借入限度額 10万円
担 手 育 成 農 地 集 積 資 金	同 上	土 地 改 良 区 農 協 等	無 利 子	同 上	同 上	次のいずれか低い額 ・当該年度に負担する額の 5/6 ・融資対象事業費の10%

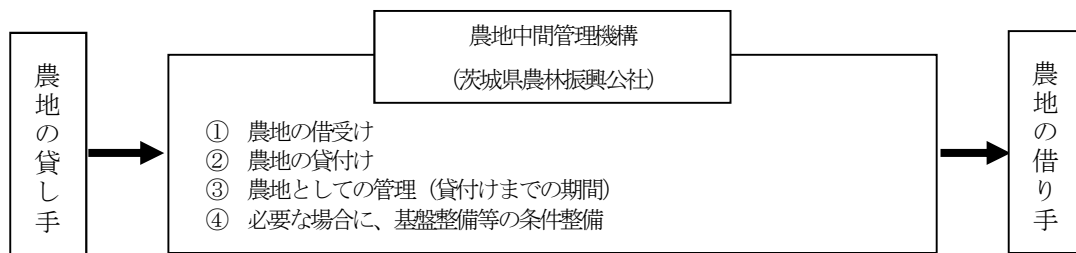
(注)表中の金利は令和3年4月19日現在のものである。

(4) 農地中間管理事業

農地中間管理事業は、「農地中間管理事業の推進に関する法律（H25.12.13 公布）」に基づき、県が（公社）茨城県農林振興公社を農地中間管理機構（以下、「機構」という。）に指定（H26.4.1）し、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進などによる農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業生産性の向上を目的とする事業である。

機構は、農業をやめる方や経営規模を縮小したい方の農地を借り受け、市町村、農業委員会、JA等と連携して、地域の認定農業者等の担い手へ農地を転貸する。

<農地中間管理事業のしくみ>



出し手

- 規模縮小
- 経営転換
- 農地相続

でお困りの方

農地を貸すメリット

貸付期間満了後、農地は確実に出し手に戻ります。	貸付期間満了後、継続して貸付することもできます。
設定した地代は機構から確実に支払われます。（現物納付も可能）	公的な機関なので、安心して貸付できます。

担い手

- 規模拡大
- 新規参入

をお考えの方

農地を借りるメリット

長期の借入期間により（原則10年）安定した営農が可能です。	分散した農地の集約化が可能となり作業効率や生産性の向上につながります。
地代は機構にまとめて支払っていただき、機構が出し手へ個別に支払います。	耕作ができなくなった場合、機構が次の担い手を探します。

<機構が借り受ける農地の基準>

- ・ 農業振興地域内の農地であること
- ・ 再生作業が著しく困難な遊休農地ではないこと
- ・ 農用地利用の効率化、高度化の促進につながる農地であること

<お問い合わせ>

茨城県農林振興公社または、最寄りの農林事務所所在の機構推進員まで

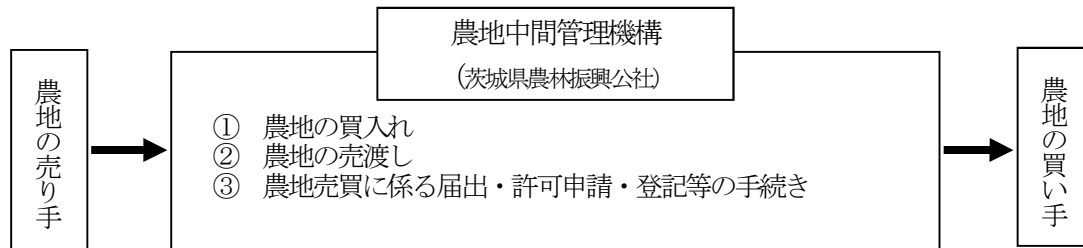
農地中間管理機構（茨城県農林振興公社）	TEL：029-239-7131
県北農林事務所（常陸太田合同庁舎3F）	TEL：0294-33-8772
県央農林事務所（水戸合同庁舎3F）	TEL：029-231-6560
鹿行農林事務所（鉾田合同庁舎2F）	TEL：0291-32-6272
県南農林事務所（土浦合同庁舎3F）	TEL：029-823-5633
県西農林事務所（筑西合同庁舎5F）	TEL：0296-48-8225

(5) 農地売買等事業（農地中間管理機構が行う特例事業）

機構では、農地の貸し借りの他に、「農業経営基盤強化促進法（S55.5.28公布）」に基づき、農地中間管理機構の特例事業として、農地売買等事業も行っている。

この事業は、機構が農業をやめる方や経営規模を縮小したい方から農地を買入れて、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者等に対して、農地を効率的に利用できるように調整したうえで、農地の売渡し等を行う事業である。

<農地中間管理事業（特例事業）のしくみ>



<機構を通じた売買の適用要件>

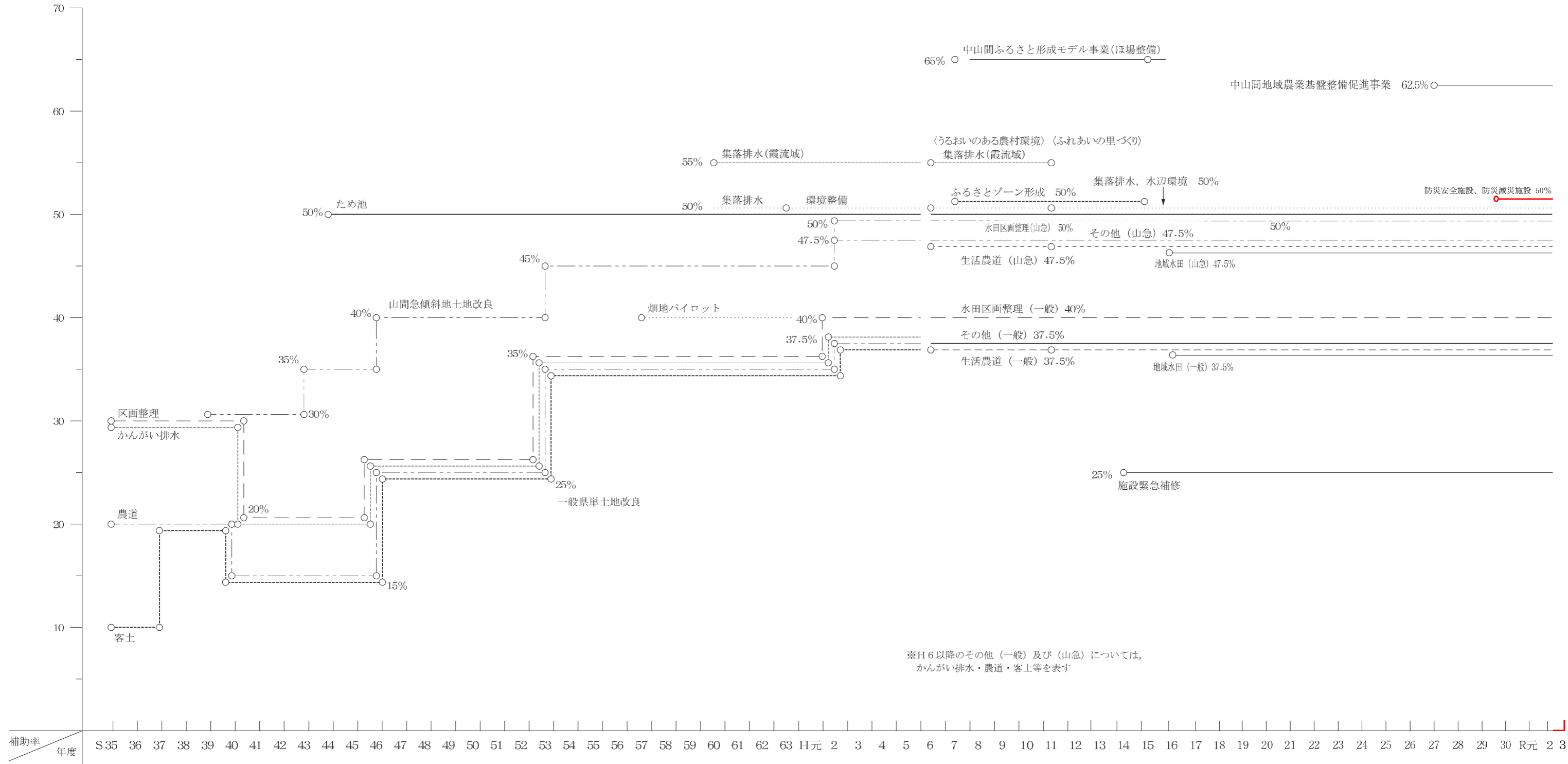
- ・ 農業振興地域・農用地区域内の農地であること
- ・ 買入れ価格は、近傍類似の取引価格を参考に、農業委員会の意見を聴いて定める
- ・ 売渡相手方の農地取得後の経営面積が、所在市町村の平均経営面積以上となること等

<お問い合わせ>

茨城県農林振興公社または、最寄りの市町村農業委員会まで

農地中間管理機構（茨城県農林振興公社） TEL：029-239-7131

(2) 県単土地改良事業補助率推移表



9. 参 考 資 料

- (1) 地域指定の状況
- (2) 土地改良区の状況
- (3) 広域営農団地農道位置図
- (4) 農地局関連の主な会議一覧
- (5) 農業農村整備事業の変遷

(2) 土地改良区の状況

① 土地改良区設立状況等一覧

事項 区分	地区数					地区面積 (ha)				組合員数 (人)		
	H31.4.1 現在	R2.3.31 現在	異動			R3.3.31 現在	H31.4.1 現在	R2.3.31 現在	増減	H31.4.1 現在	R2.3.31 現在	増減
			設立	解散	増減							
土地改良区	193	186	0	3	△3	183	108,615	107,850	△765	191,669	189,114	△2,555
同連合	2	2	-	-	-	2	9,861	9,852	△9	19,381	19,069	△312
合計	195	188	0	3	△3	185	118,476	117,702	△774	211,050	208,183	△2,867

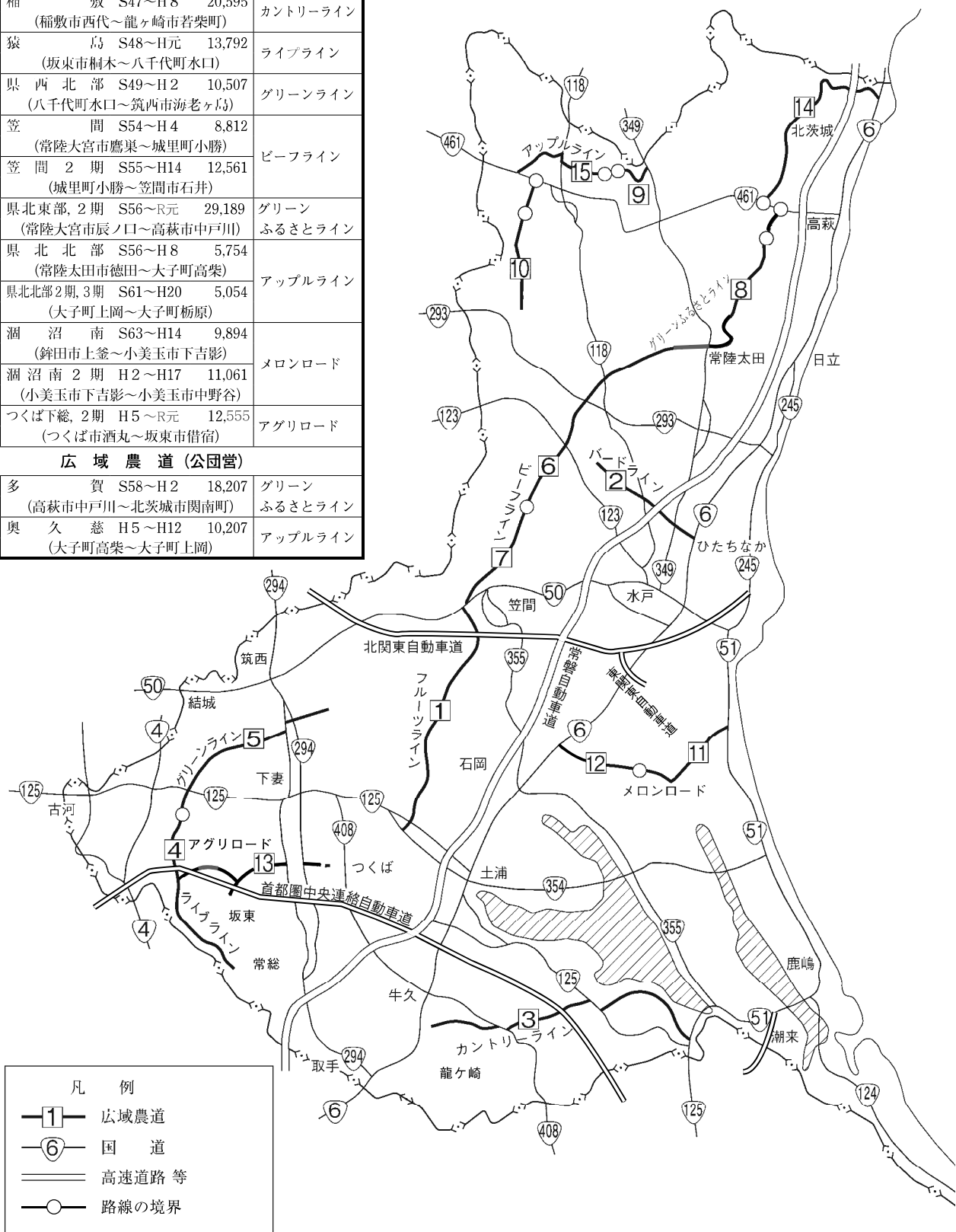
② 土地改良区組合員数規模別一覧表

(令和2年3月31日現在)

組合員数 区分	300人未満	300人～ 1,000人未満	1,000人～ 5,000人未満	5,000人～ 10,000人未満	10,000人以上	計
土地改良区	84	66	29	4	3	186
同連合	-	-	1	-	1	2
計	84	66	30	4	4	188

(3) 広域営農団地農道位置図

広域農道(県営)			
路線番号	路線名	工期	事業量(m)
1	八郷 S45~S55 (笠間市来栖~土浦市上坂田)		18,365
2	那珂 S46~S57 (那珂市下江戸~ひたちなか市田彦)		14,427
3	稲敷 S47~H8 (稲敷市西代~龍ヶ崎市若柴町)		20,595
4	猿島 S48~H元 (坂東市樹木~八千代町水口)		13,792
5	県西北部 S49~H2 (八千代町水口~筑西市海老ヶ島)		10,507
6	笠間 S54~H4 (常陸大宮市鷹巣~城里町小勝)		8,812
7	笠間 2期 S55~H14 (城里町小勝~笠間市石井)		12,561
8	県北東部, 2期 S56~R元 (常陸大宮市辰ノ口~高萩市中戸川)		29,189
9	県北北部 S56~H8 (常陸太田市徳田~大子町高柴)		5,754
10	県北北部 2期, 3期 S61~H20 (大子町上岡~大子町栃原)		5,054
11	涸沼南 S63~H14 (鉦田市上釜~小美玉市下吉影)		9,894
12	涸沼南 2期 H2~H17 (小美玉市下吉影~小美玉市中野谷)		11,061
13	つくば下総, 2期 H5~R元 (つくば市酒丸~坂東市借宿)		12,555
広域農道(公団営)			
14	多賀 S58~H2 (高萩市中戸川~北茨城市関南町)		18,207
15	奥久慈 H5~H12 (大子町高柴~大子町上岡)		10,207



(4) 農地局関連の主な会議一覧

(令和3年4月1日現在)

所管課	会議の名称	設置根拠	内 容	会議の種類	構 成 員	
					本庁	事務所
農 村 計 画 課	農業農村整備事業進行管理委員会	要領	農業農村整備事業に関する施策の進捗状況 確認に必要な調査と進行管理 農山漁村地域整備計画の評価 事業の再評価・事後評価 事業計画の審査・承認	委員会、幹事会	○	
	茨城県土地改良区統合整備推進協議会	要項	土地改良区の合併及び解散の推進	協議会、指導班	○	○
	農地局災害対策班	規定	農地、農業用施設災害に関する情報収集、 連絡調整	対策班、班員	○	○
	土地改良技術検討会	要領	業務の統一基準等を作成	検討会、部会	○	○
	茨城県農業農村整備事業広報会議	要項	農業農村整備事業のPR	委員会、幹事会	○	○
	茨城県日本型直接支払制度推進委員会	要領	対策の実施状況の点検、活動組織の取組 の評価及び指導・助言	委員会	○	
	茨城県イノシシ等被害防止対策協議会	規約	農林業等への被害防止に係る総合的対策 の推進	幹事会、全体会	○	○
	ふるさと水と土基金運営委員会	要綱	基金に係わる事業の推進	委員会、幹事会	○	○
水政課	茨城県渇水対策連絡会議	要項	県内の渇水情報の共有、対応策の協議	会議	○	
県土連	利根川水系農業水利協議会 茨城県支部	規約	水利情報の提供と農業水利諸問題の研究	委員会、幹事会	○	

所管 課	会議の名称	設置 根拠	内 容	会議の種類	構成員	
					本庁	事務所
農 地 整 備 課	茨城県農林水産部農地局公共事業 コスト削減対策推進委員会	要綱	農地局が施行する公共事業のコスト削減を 推進する	委員会、幹事会	○	
	国営那珂川沿岸農業水利事業連絡 調整会議	要領	事業の円滑な推進に関する連絡調整	本会議、検討部会	○	○
	建設ITいばらき推進協議会	要綱	総合的、戦略的にIT化を推進するとともに 建設CALS/ECの早期導入を図る	協議会、幹事会	○	
	茨城県公共事業コスト削減対策推 進委員会	要綱	公共事業のコスト削減を推進する	委員会、幹事会	○	
	茨城県木材利用推進会議	要領	県産材の利用促進を図る	会議	○	
	茨城県リサイクル建設資材評価認 定委員会	要項	リサイクル建設資材製品の評価認定に関する 検討	委員会	○	
	関東標準積算システム利用団体連 絡会	規約	標準積算システムを利用するにあたってシス テム化の促進を経済的、効率的に実現させる	連絡調整	○	
	全国土地改良施設管理事業推進協 議会	規約	情報の交換、研さん等を行うことにより維持 管理事業の円滑な推進に資する	協議会、管理部会	○	
	関東地域技術情報連絡協議会	規約	農業農村整備事業に関する計画・設計・積算・ 施工・管理・環境・電子情報化等の検討とこ れらの合理化の推進を図るとともに品確法関 連の市町村支援等について検討する	協議会、幹事会、 部会	○	
	茨城県建設副産物リサイクル推進 協議会	要綱	再生資源の利用と廃棄物の減量等を通じて、 資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な 処理を官民一体となり推進する	協議会、幹事会	○	
	関東ブロック発注者協議会	要領	公共工事の品質確保の促進	協議会、幹事会	○	
	茨城県農業集落排水施設接続率向 上委員会	要項	農業集落排水施設への接続率向上のための支 援及び啓発活動	委員会、幹事会	○	○
茨城県国土調査推進協議会	任意	事業の啓発普及、講習会の開催、関係者の顕 彰等	総会、理事会	○		

(5) 農業農村整備事業の変遷

年	農政の動き	農業農村整備事業の変遷					その他計画等	県の動き	
		目的・名称	農業生産基盤整備	農村整備	農地等保全管理	国計画			
昭和24	土地改良法制定	食糧増産	S31 県営かんがい排水事業	S37 湛水防除事業	S40 農免農道整備事業	S35 国民所得倍増計画	S37 全国総合開発計画	S26 県総合計画	S24 勝波ノ江村で畑地かんがい
25	食糧増産10ヶ年計画								
26		生産性の向上と農業生産の選択的拡大	S45 広域農道整備事業	S47 農村基盤総合整備パイロット事業 S48 農村総合整備モデル事業	S37 国民所得倍増計画	S37 全国総合開発計画	S36 県総合振興計画(大綱)	S32 県営かんがい排水事業村田村外3ヶ村地区採択 S33 既ノロ県営大規模かんがい排水事業採択	
27									農業基盤整備事業
28		農業基盤整備事業	S54 排水対策特別型	S52 第3次全国総合開発計画	S40 県総合振興計画	S39 ほ場整備事業南総中流地区採択 S40 農免農道整備事業 小場江、野田奈川、石下、協和、玉里、関城、柳下地区採択			
29							農村の政策的推進の整備	H1 低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業	S52 第3次全国総合開発計画
30		農村の政策的推進の整備	H2 中山間地域総合整備事業 H3 水環境整備事業	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画	S49 農村基盤総合整備パイロット事業石岡台地区採択			
31							農村の政策的推進の整備	H5 担い手育成基盤整備事業	S52 第3次全国総合開発計画
32		農村の政策的推進の整備	H6 畑地帯総合整備事業(担い手育成型)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画	S51 県民福祉基本計画 S51 県農業振興基本方策			
33							農村の政策的推進の整備	H5 ふるさと水と土基金	S52 第3次全国総合開発計画
34		農村の政策的推進の整備	H10 田圃整備事業 H10 棚田地域水と土保全基金	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画	S54 農営畑地帯総合整備事業 芳賀台地区採択 S54 排水対策特別事業 奥山、鹿島、高道祖北部、中妻地区採択 S54 土地改良総合整備事業 小網地区採択			
35							農村の政策的推進の整備	H13 農村振興総合整備事業	S52 第3次全国総合開発計画
36	農業基本法	農村の政策的推進の整備	H15 経営体育成基盤整備事業 H16 新農業水利システム保全整備事業	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画	S59 農業集落排水事業 中村、高岡地区採択 S59 地盤沈下対策事業 岡塚地区採択			
37	農業構造改善事業促進対策大綱						農村の政策的推進の整備	H19 基幹水利施設ストックマネジメント事業	S52 第3次全国総合開発計画
38		農村の政策的推進の整備	H19 農地・水・環境保全向上対策	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画	S63 新県民福祉基本計画			
39							農村の政策的推進の整備	H20 国土形成計画(全国計画)	S52 第3次全国総合開発計画
40		農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画	H4 「新しい食料・農業・農村政策の方針」			
41							農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画
42		農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画	H9 中山間地域総合整備事業(県営) 南指原地区採択			
43							農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画
44	農業振興地域の整備に関する法律 稲作転換対策 (都市計画法)	農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画	H15 いばらき農業改革研究会提言 H15 茨城農業改革大綱 H17 元気いばらき戦略プラン H17 農業・農村振興計画'06-'10			
45							農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画
46		農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画	H19 農地・水・環境保全向上対策本格実施			
47							農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画
48		農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画				
49	(国土利用計画法)						農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画
50		農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画				
51							農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画
52		農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画				
53	水田利用再編対策						農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画
54		農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画				
55							農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画
56		農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画				
57							農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画
58		農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画				
59							農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画
60		農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画				
61	「21世紀に向けての農政の基本方向」						農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画
62	水田農業確立対策	農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画				
63							農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画
平成元		農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画				
2							農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画
3		農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画				
4							農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画
5	農業経営基盤強化促進法 「新しい食料・農業・農村の方向」 水田営農活性化対策	農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画				
6	UR農業合意関連対策大綱						農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画
7		農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画				
8	新生産調整推進対策						農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画
9	新たな米政策大綱	農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画				
10	農政改革大綱						農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画
11	緊急生産調整推進対策	農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画				
12	食料・農業・農村基本法 食料・農業・農村基本計画 水田農業経営確立対策						農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画
13		農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画				
14	改正土地改良法の施行 「食」と「農」の再生プラン 米政策改革大綱						農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画
15		農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画				
16	新たな食料・農業・農村基本計画						農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画
17	経営所得安定対策等大綱	農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画				
18							農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画
19		農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画				
20							農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画
21		農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画	S45 県新総合振興計画				
22	戸別所得補償モデル対策						農村の政策的推進の整備	H21 国土形成計画(広域地方計画)	S52 第3次全国総合開発計画

年	農政の動き	目的・名称	農業農村整備事業の変遷				その他計画等	県 の 動 き	
			農業生産基盤整備	農 村 整 備	農地等保全管理	国計画			
平成23	戸別所得補償制度の本格実施	多 農 村 の 機 能 の 発 展 の 確 保	H23戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業		H23農地・水保全管理支払交付金 H23震災対策農業水利施設整備事業		H23県長期総合計画(改定) H23新茨城農業改革大綱の答申 H23新茨城農業改革大綱	H23いばらき農業水利施設機能保全推進計画	
24									
25	農林水産業・地域の活力創造プラン(H26、H28改定)		H25農業競争力強化基盤整備事業						H25いばらきの畑地再生事業
26	農地中間管理機構の創設・経営所得安定対策見直し・水田フル活用とコメ政策の見直し・日本型直接支払制度の創設				H26多面的機能支払交付金	H26国土強靱化基本計画 H26インフラ長寿命化計画			
27	食料・農業・農村基本計画 総合的なTPP関連政策大綱		H27農地耕作条件改善事業					H27茨城県公共施設等総合管理計画	H27中山間地域農業基盤整備促進事業 H27中山間地域アグリビジネス創出調査研究事業 H27元気な農業農村創生チャレンジ事業
28	農業競争力強化プログラム			H28農山漁村振興交付金					
29									
30	防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策(H30～R2)		H30農地中間管理機構関連農地整備事業 H30農業水路等長寿命化・防災減災事業					H28県長期総合計画(改定) H28新茨城農業改革大綱 H28茨城県国土強靱化計画	H29いばらき農業水利施設等インフラ長寿命化計画 H30水田水質保全対策モデル事業(森林湖沼環境税活用)
令和元									
2									
3	防災・減災・国土強靱化のための5か年緊急対策(R3～7)	R3防災重点農業用ため池緊急整備事業	R2中山間地域農業農村総合整備事業 R3農村整備事業						

令和3年度事業計画概要書

編集発行 茨城県農林水産部農地局農村計画課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電 話 029-301-4150

F A X 029-301-4169

農地局HP 「いばらきの農村発見」

<https://www.nouson.pref.ibaraki.jp/>